

市 川 市

# 交通バリアフリー基本構想

平成 15 年 10 月

市 川 市

## 人にやさしいまちづくりを目指して

わが国では、少子高齢化が急速に進み、2015年には高齢化率が25%を超えると予想されています。この傾向は市川市においても同様であり、高齢者が健康を維持し、地域社会に積極的に参加できる環境づくりが求められています。

また、同時に現代社会では建築物の高層化、

道路・鉄道の高架化・地下化など都市構造の立体化や自動車交通量の増大により、心身の特性や老若男女を問わず、すべての市民にとって日常生活における移動の制約や危険性が増大しており、これらに対応した都市基盤整備が必要になっています。

国、県においては、ハートビル法や千葉県福祉のまちづくり条例の制定等、福祉的な視点による生活空間の整備について法令や事業制度の充実が図られ、平成12年には「高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が制定されました。これは、市町村や事業者の役割が一層明確化されたものとなっています。

市川市においてはこれまで「人にやさしいまちづくり」をかかげ、すべての人にやさしい、市域全域のバリアフリー化を目標にまちづくりを進めていることから、今回、交通バリアフリー法の趣旨に鑑み、市川市交通バリアフリー基本構想を作成したものです。基本構想の作成に関しては、高齢者、身体障害者等の方々をはじめ、公共交通事業者、公安委員会、道路管理者等の方々からなる協議会にて作成いたしました。

この基本構想は、高齢者、身体障害者等の日常生活の視点に立ち、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するもので、重点整備地区や移動経路の選定などバリアフリー化整備の具体的施策を明らかにしたものです。

今後の事業の実施に際しましても市民とのパートナーシップに基づき進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ各事業を実施する事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本基本構想の作成にあたりご尽力、ご協力を賜りました委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます、ご挨拶といたします。



平成15年10月

市川市長 千葉 光行

## 目 次

はじめに	1
基本構想策定の背景	2
1．社会的背景	2
2．人口等	3
3．市民の要望	6
4．利用実態	7
5．上位・関連計画	12
基本構想の位置づけと目的	22
1．背景	22
2．バリアフリー化の基本的考え方	22
市川市の基本方針	24
1．基本的な考え方	24
2．基本的な方針	25
重点整備地区の設定	26
1．乗降客が特に多い駅周辺地区	26
2．重要な市民利用施設がある地区	28
3．地区の設定	41
<参考> 地区別高齢化率	42
各地区基本構想	43
1．JR本八幡駅周辺重点整備地区	43
2．JR市川駅周辺重点整備地区	54
3．営団行徳駅周辺重点整備地区	63
4．営団南行徳駅周辺重点整備地区	72
基本構想実現に向けて	80
1．心のバリアフリーの推進	80
2．特定事業の推進	80
人にやさしいまちづくりへ向けての取り組み	83
1．市全域のバリアフリー化	83
2．社会情勢変化への柔軟な対応	83
<<資料編>>	
資料1 市川市交通バリアフリー基本構想作成協議会 委員名簿	資1
資料2 市川市交通バリアフリー基本構想作成フロー	資2
資料3 パブリックコメントについて	資3
資料4 用語集	資5

## はじめに

我が国は既に本格的な高齢社会を迎え、総人口に占める高齢者の割合も4人に1人といった時代を目前にしている。従来の「まちづくり」は戦後の高度成長時代を通して、量的な整備が主眼に置かれてきたが、時代は量的ストックから質的ストックの時代へと転換しつつある。

健常者を対象として整備が進められてきた「まちづくり」においても、高齢者、障害者への「ノーマライゼーション理念」の実践、さらには如何なる人にも生活しやすい環境づくりとしての「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、移動に関する物理的バリア（障壁）の無い街へと姿を変えていく必要がある。加えて、市民一人ひとりが心のバリア（障壁）を取り除き、施設の整備だけでなく、心のバリアフリーも進めていかなければならない。

これまで全国的に福祉のまちづくりとして、交通機関、道路、建物等、個別にバリアフリーの施策が実施されてきたが、高齢者、障害者の「移動」に着目し、連続的な行動を可能にすることを目的に平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行された。

市川市においても、高齢社会の到来を向かえつつあり、高齢者や障害者等がいきいきと暮らすことができる環境をつくりだすことが必要とされている。市ではこれまで「人にやさしいまちづくり」として取り組みを行ってきており、交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成はその一環として実施すべきものであり、交通機関、道路等の関連事業を推進するための第一段階として交通バリアフリー基本構想を策定することとなった。

# 基本構想策定の背景

## 1 . 社会的背景

市川市は、「人にやさしいまちづくり」を基本にいくつかの施策を展開してきた。平成 12 年度には「人にやさしいまちづくり連絡調整会議」を庁内に立ち上げ、横断的な連携を強化し、さらには市長を含み市の職員の意識啓発を図った「疑似体験調査」、地元住民や身体障害者等を交えてまちづくりのあり方について議論した「人にやさしいまちづくりワークショップ」(平成 13 年 2 月)を開催し、人にやさしいまちづくりに向けての土台作りを着実に進めている。

一方、施設整備では道路を中心として「人にやさしい道づくり事業計画」を平成 12 年度に策定し、公共性の高い歩道についてのバリアフリー化を実施する事業に取り組み始めている。

平成 12 年 11 月には交通バリアフリー法が施行され、旅客施設を含めた移動経路の円滑化の重点的かつ一体的整備の必要性が示され、人にやさしいまちづくりを進める市川市においても、これまでの取り組みを踏まえて基本構想を作成することとなった。

## 2. 人口等

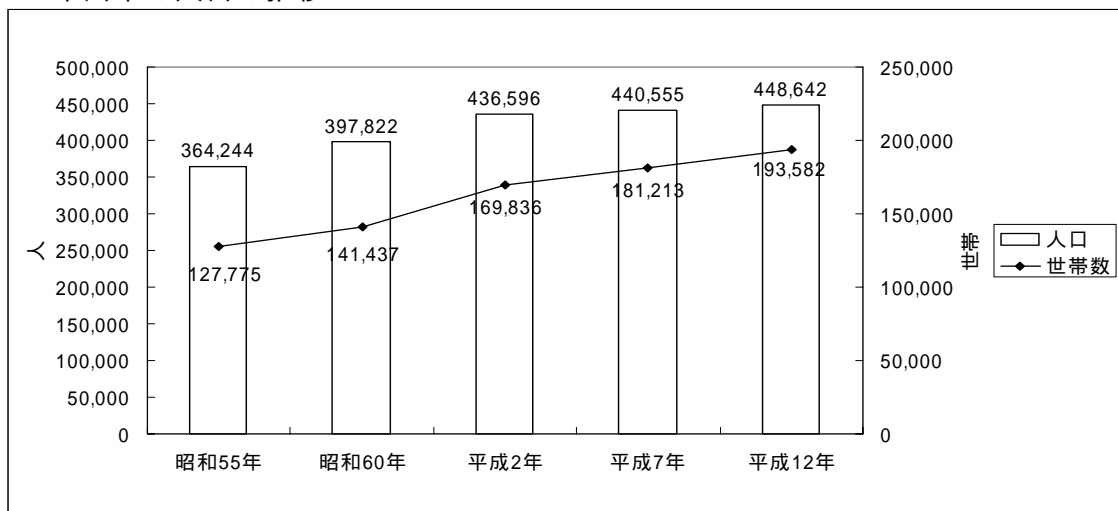
### 1) 総人口（平成12年度結果）

国勢調査結果による市川市の人口は、448,642人で前回（平成7年）調査の440,555人と比べて8,087人増加し、増加率は1.8%となった。前回（0.9%）より伸びてはいるものの、低い伸び率となっている。将来的にも人口は着実に伸びると見られている（市川市の将来人口（推計））。

市川市の人口は県内4番目、全国では33番目となり、県内順位は変わらないが、全国では一つ順位を下げている。

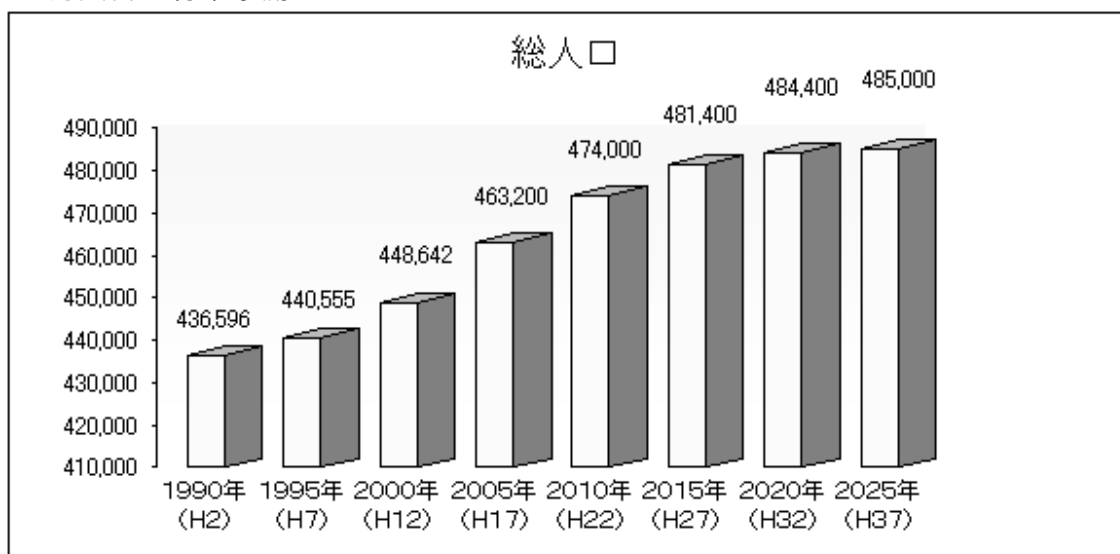
世帯数は12,369世帯増え193,582世帯で、増加率は6.8%となり、人口の増加率に比べ高い伸びとなっている。よって1世帯当たり人員は前回の2.43人から2.32人へと減少している。

市川市の人口の推移



国勢調査

総人口の将来予測

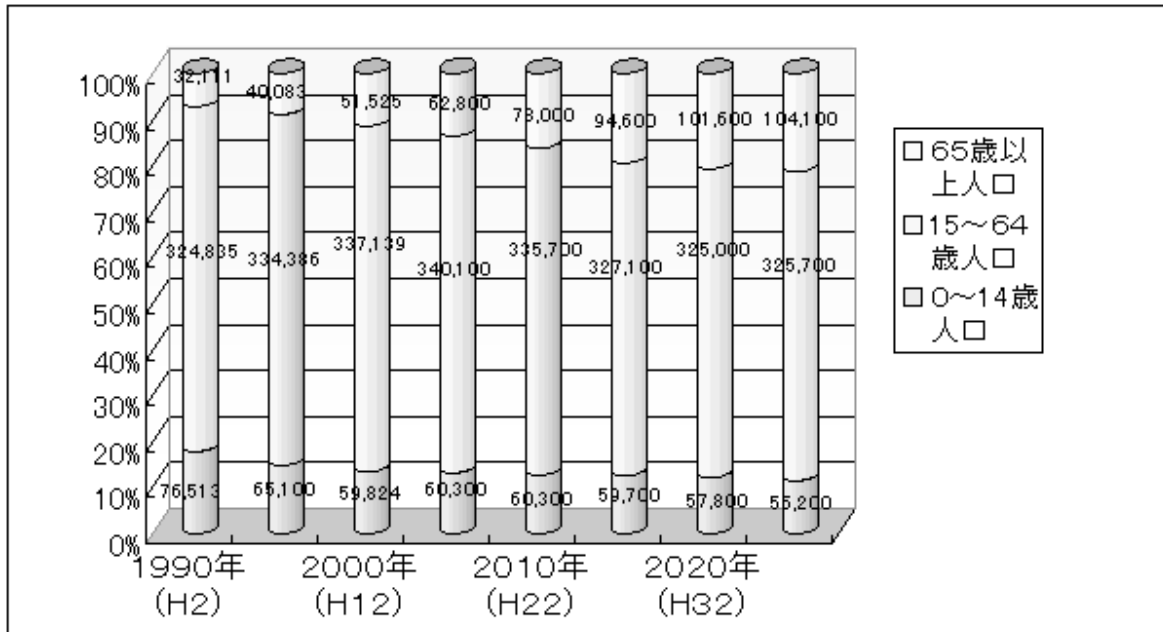


市川市総合計画

## 2) 高齢者人口

平成12年(2000年)における総人口に占める65歳以上の老年人口の割合(高齢化率)は11.5%となっており、全国平均(17.3%)に比べ、老年人口が少ないという特徴がある。

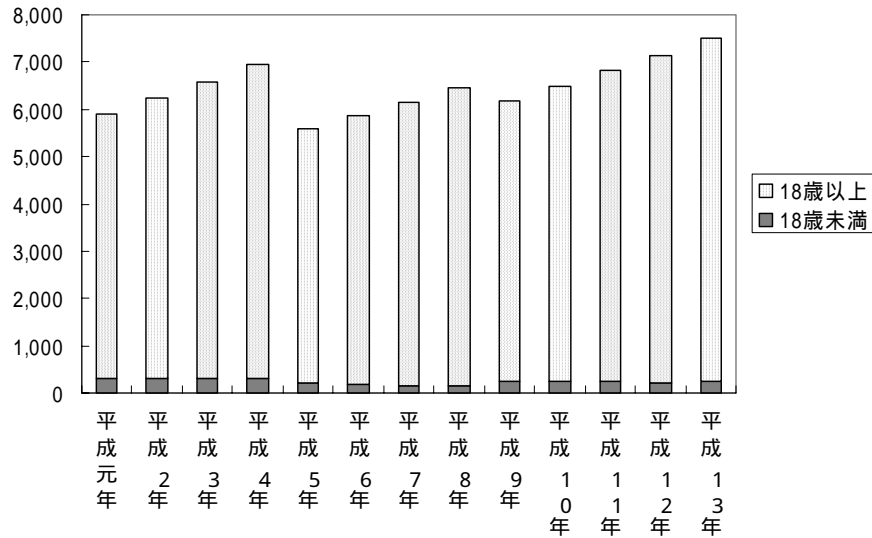
今後、出生率の減少や団塊の世代の高齢化などにより着実に高齢化が進み、平成22年(2010年)には老齢人口の割合は16.5%に達し、一方、年少人口の割合は12.7%に低下すると予測される。



市川市総合計画

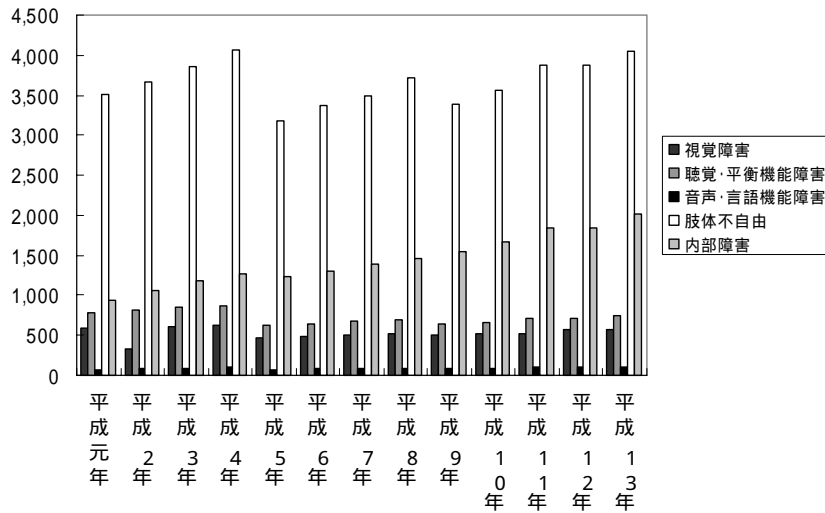
### 3) 身体障害者数

身体障害者数は全体で平成13年に7,500人となっている。そのうち「肢体不自由」が半数以上を占め、次いで「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「視覚障害」の順となっている。



	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
18歳未満	313	316	296	301	207	189	160	164	247	243	245	230	238
18歳以上	5,582	5,909	6,284	6,636	5,369	5,688	6,000	6,307	5,924	6,231	6,571	6,897	7,262

H10 市川市障害者施策長期計画実施計画及び障害者支援課資料



	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
視覚障害	583	324	616	633	462	487	507	520	502	520	528	566	576
聴覚・平衡機能障害	784	819	846	861	628	648	678	690	646	661	717	717	746
音声・言語機能障害	77	86	93	97	68	82	83	84	84	93	107	107	112
肢体不自由	3,514	3,669	3,849	4,068	3,178	3,365	3,496	3,716	3,396	3,557	3,867	3,867	4,051
内部障害	937	1,057	1,176	1,276	1,240	1,296	1,396	1,461	1,543	1,673	1,840	1,840	2,015

H10 市川市障害者施策長期計画実施計画及び障害者支援課資料



### 3. 市民の要望

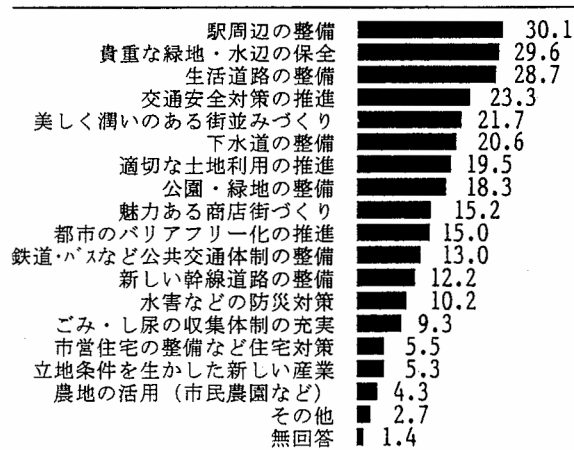
広く市民を対象とした「市川市新総合計画策定のための市民意向調査」(H12.3市川市)によれば、以下のような要望があげられている。

都市基盤・生活基盤に対しては、「駅周辺の整備」がもっとも多くなっている。「生活道路の整備」、「交通安全対策の推進」など道路、交通に係わる施策も上位にある。

バリアフリー等の方策では、「歩道を広げる」がもっとも多くなっている。

#### 都市基盤・生活基盤に対する「優先的に進めるべき施策」

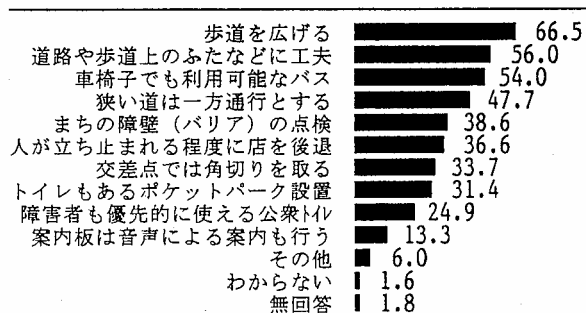
単位：票、% 【マルチ回答数 3】 全体 (1458)



H11 市川市新総合計画策定のための市民意向調査

#### バリアフリー等の方策

単位：票、% 【マルチ回答数 5】 全体 (1458)



H11 市川市新総合計画策定のための市民意向調査

## 4 . 利用実態

平成 12 年度の「人にやさしい道づくり事業計画」において、「人にやさしい道づくりアンケート調査」を実施した。高齢者及び身体障害者を主に対象としたアンケート調査で、利用施設、移動経路について調査を行っている。

利用者、特に高齢者、身体障害者等の意見を取り込んだ基本構想を策定するという主旨においても、非常に重要な調査となるため、その内容を再度まとめる。

### 回収率

配布部数：990 部

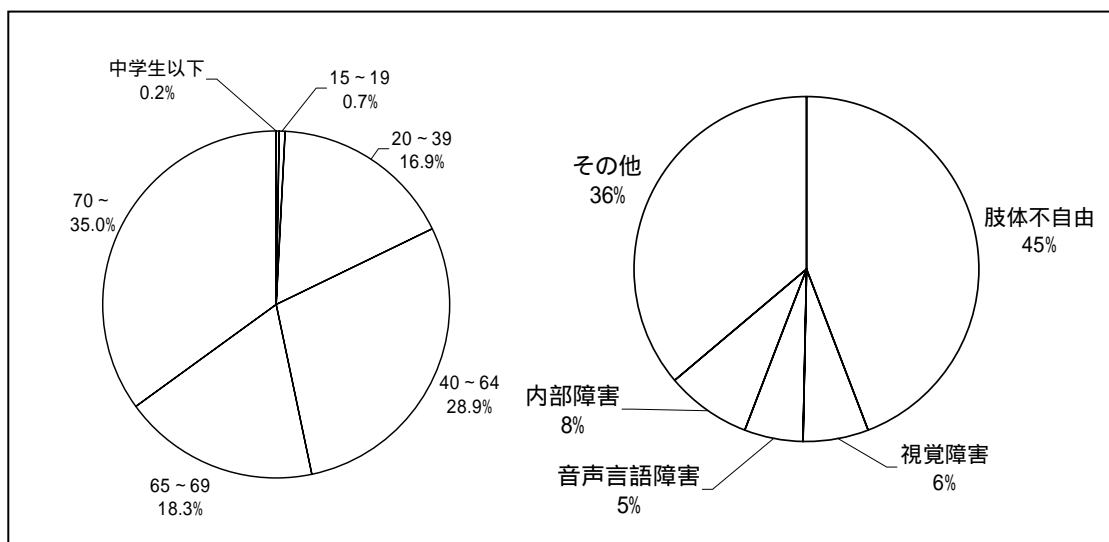
回収部数：605 部

回収率：61.1%

### 回答者の属性

65 歳以上の回答者が半数以上を占め、何らかの障害をもつ人も約 40%(アンケート結果参照)となっており、その声を十分に反映した調査結果となっている。

なお、配布は市内各老人いこいの家(11 箇所)、視覚障害者福祉会、保健福祉ふれあい相談課(現：地域福祉支援課)、障害者施設課の協力を得て実施している。



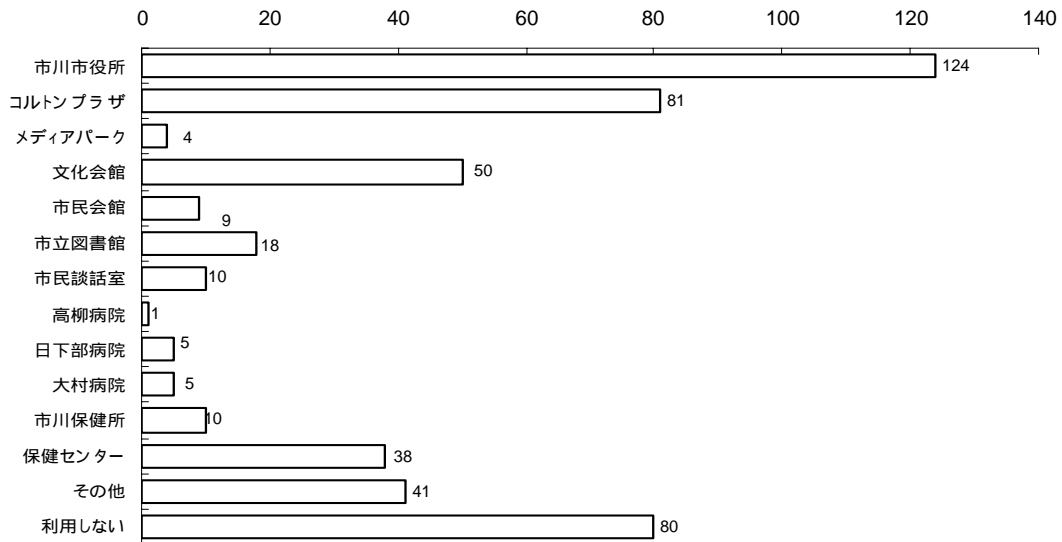
H12 市川市人にやさしい道づくり事業計画  
「その他」には、聴覚障害者、精神障害者、知的障害者などが含まれる

## 各駅周辺の利用施設

### 本八幡駅

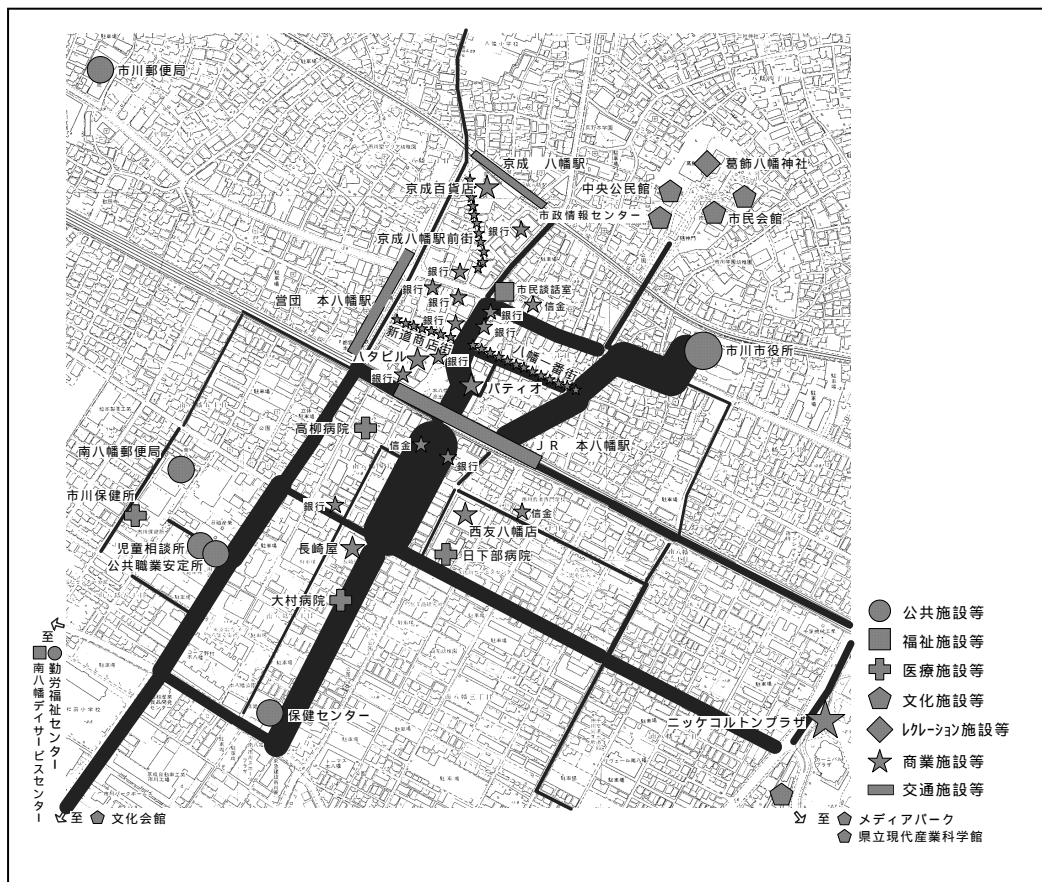
本八幡駅周辺で最もよく利用される施設は「市役所」という結果となっている。次いで「コルトンプラザ」、「文化会館」の順となっている。

本八幡駅周辺でよく利用する施設（数値は票数）



上記施設を利用する際に徒歩でよく利用する移動経路は以下の通りである。

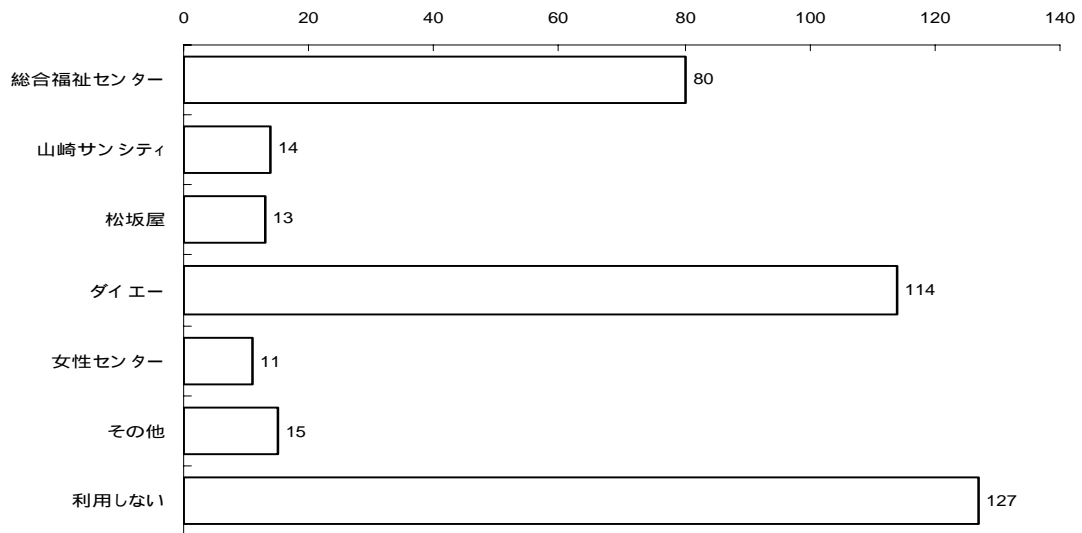
本八幡駅周辺でよく利用する経路（線の太さにより利用者数を表現）



## 市川駅

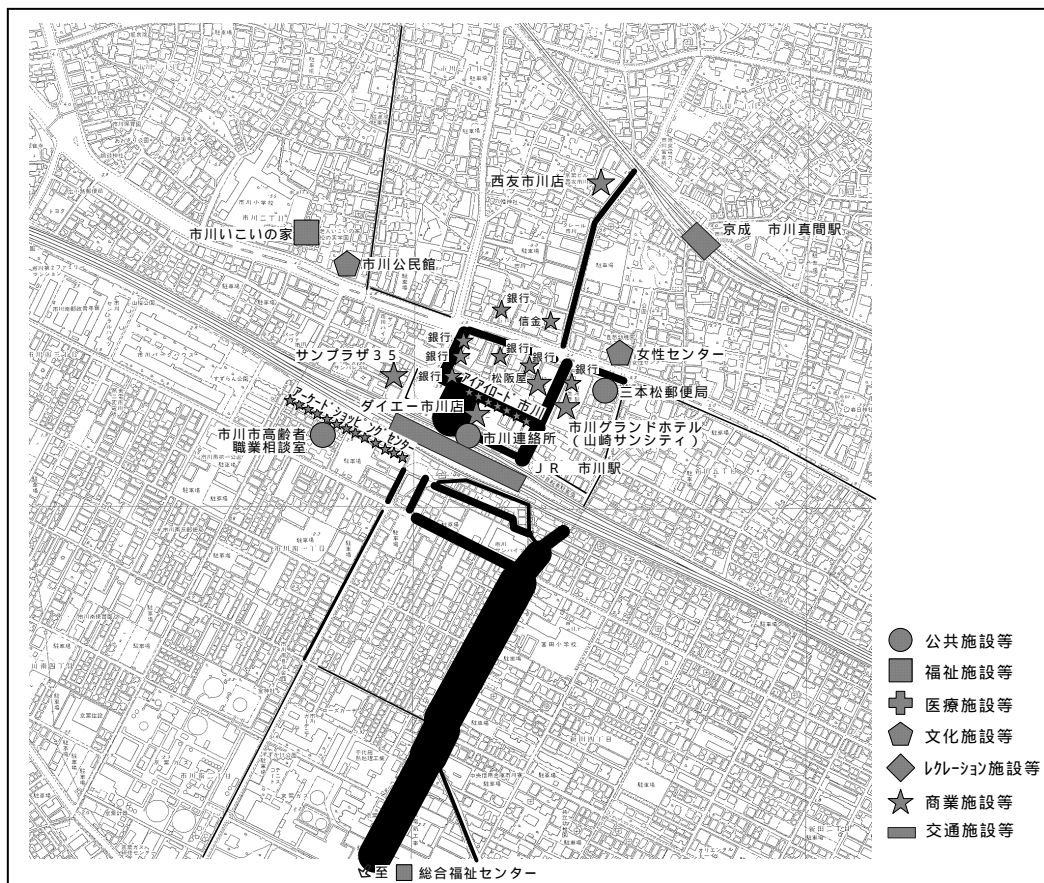
市川駅周辺で最もよく利用される施設は「ダイエー」で、次いで「総合福祉センター」となっている。

市川駅周辺でよく利用する経路（数値は票数）



上記施設を利用する際に徒歩でよく利用する移動経路は以下の通りである。

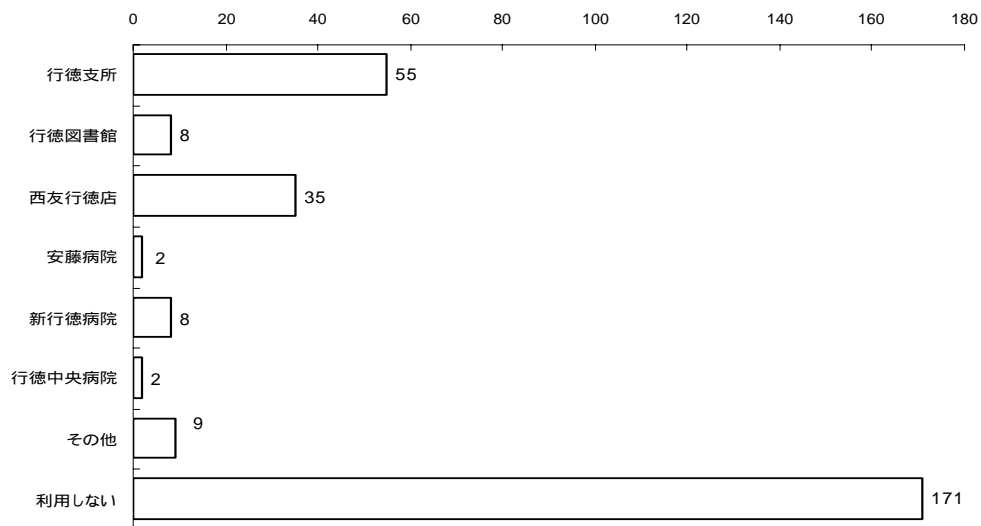
市川駅周辺でよく利用する経路（線の太さにより利用者数を表現）



## 行徳駅

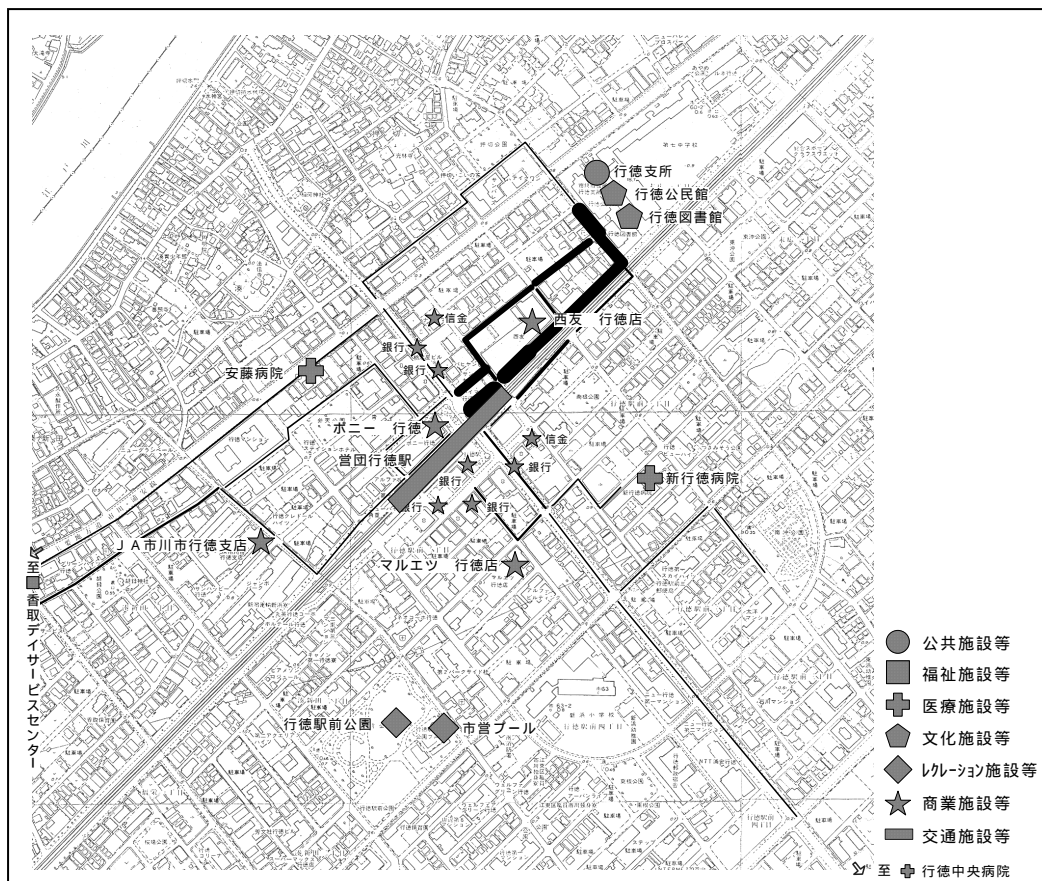
行徳駅周辺で最もよく利用される施設は「行徳支所」で、次いで「西友行徳店」となっている。

行徳駅周辺でよく利用する経路（数値は票数）



上記施設を利用する際に徒歩でよく利用する移動経路は以下の通りである。

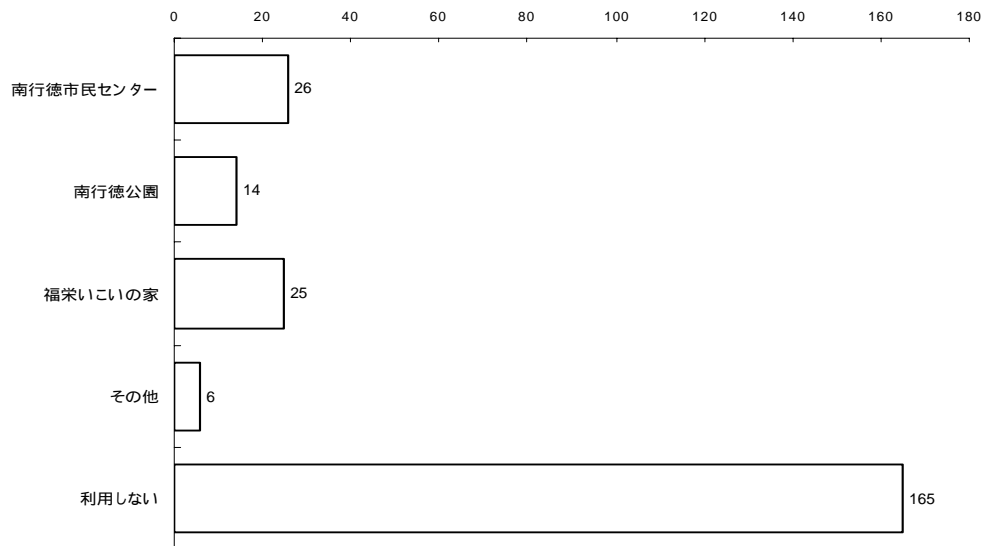
行徳駅周辺でよく利用する経路（線の太さにより利用者数を表現）



## 南行徳駅周辺

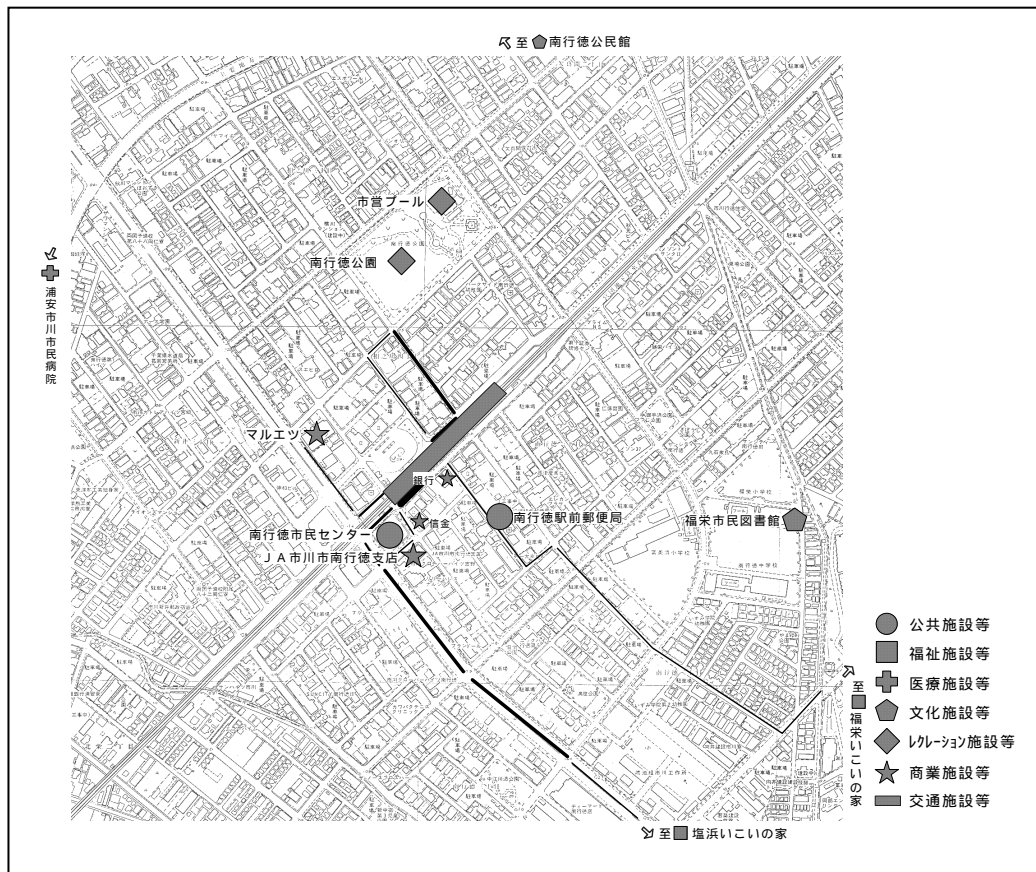
南行徳駅周辺で最もよく利用される施設は「南行徳市民センター」であり、次いで「福栄いこいの家」となっている。

南行徳駅周辺でよく利用する経路（数値は票数）



上記施設を利用する際に徒歩でよく利用する移動経路は以下の通りである。

南行徳駅周辺でよく利用する経路（線の太さにより利用者数を表現）



## 5 . 上位・関連計画

### 1 ) 総合計画

#### まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

#### 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

#### まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。

##### [ 基本目標 ]

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

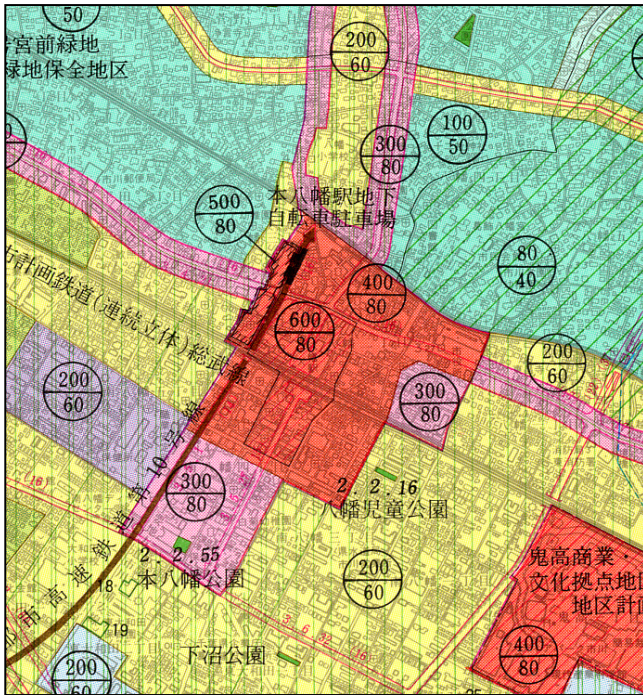
#### 施策の方向 「安全で快適な魅力あるまち」

- (1) 安全で安心して暮らせるまちをつくります
- (2) 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます  
バリアフリーのまちづくりを進めるために
  - ・ 公共施設のバリアフリー化推進
  - ・ 公共交通機関のバリアフリー化促進
  - ・ 歩行空間のバリアフリー化の推進
  - ・ 民間住宅のバリアフリー化促進
- (3) 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります
- (4) 産業を振興し、活力あるまちをつくります





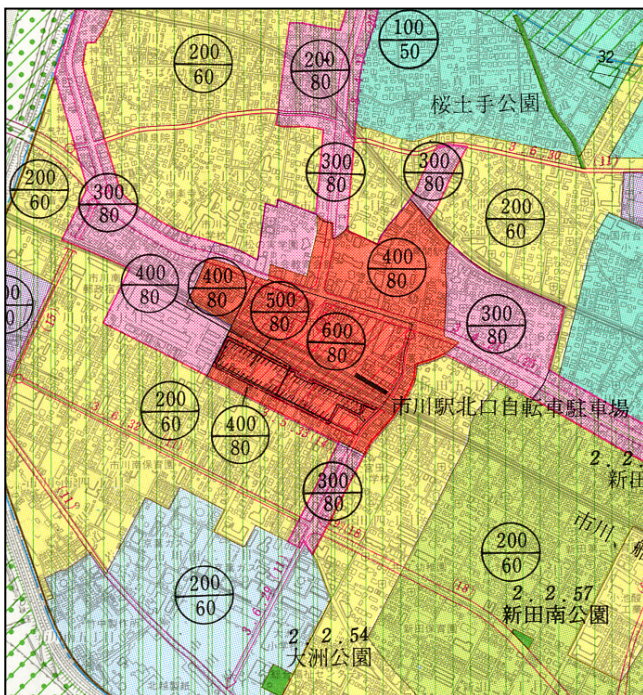
本八幡駅周辺都市計画図



本八幡駅周辺詳細図



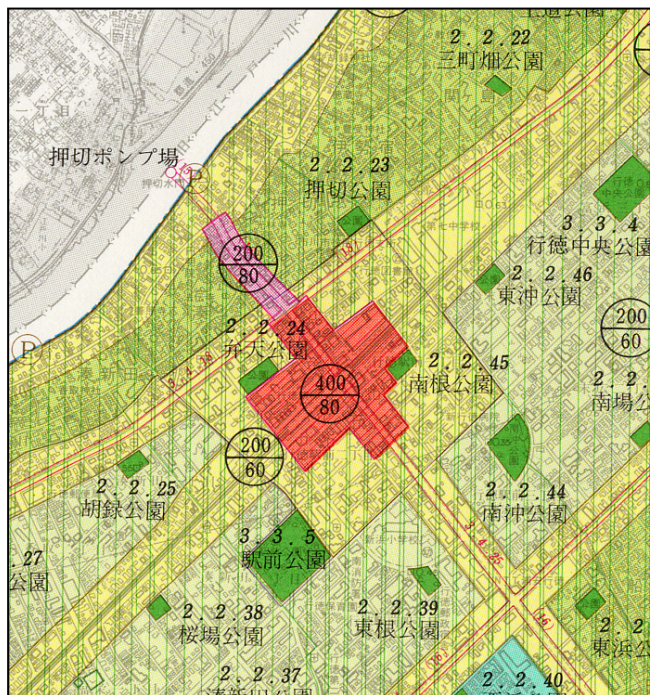
市川駅周辺都市計画図



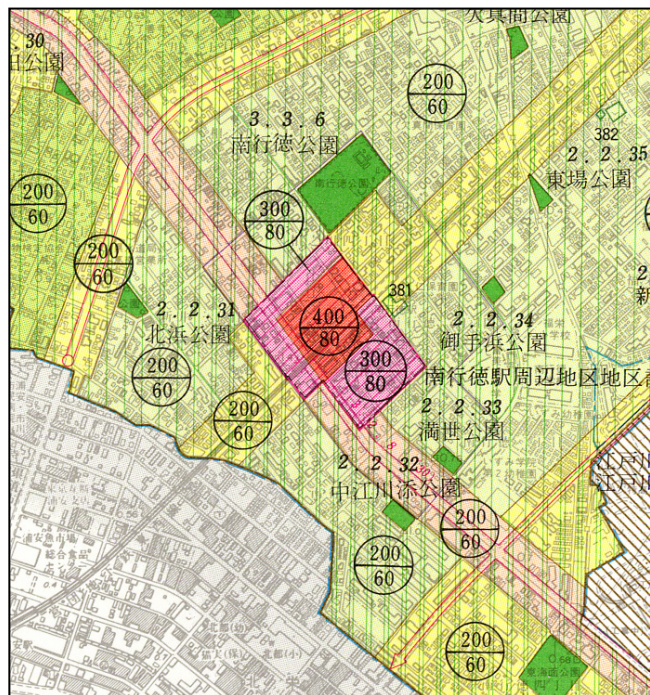
市川駅周辺詳細図



行徳駅周辺都市計画図



南行徳駅周辺都市計画図



### 3) 人にやさしいまちづくりに向けての取り組み

#### (1) 人にやさしいまちづくりの推進に関する会議の開催

基本構想に限らず人にやさしいまちづくりを実践するためには、庁内の横断的な連携が不可欠である。都市計画、交通、道路、福祉など、係わる部局は多岐にわたるため、そこでの情報交換や共通意識の醸成など、その組織作りは大きな意味をもつ。市川市では、都市政策室を中心に各課の代表からなる「人にやさしいまちづくり連絡調整会議」を開催し、情報交換、意識統一、各課での取り組みの報告などを定期的を実施している。

この組織を窓口として以降に示す疑似体験や人にやさしいまちづくりシンポジウム、人にやさしい道づくりアンケート調査（前掲）などを実施し、円滑な人にやさしいまちづくりの実施に向けて取り組んできた。

交通バリアフリー基本構想もこの一環であり、人にやさしいまちづくりとの連携を図りながら策定する。

## (2) 疑似体験(平成12年9月26日)の実施

人にやさしいまちづくりの実践に向けて、まずは職員が身をもって高齢者や身体障害者の立場から市の施策などを考えられるように、市長を含めた市職員による疑似体験が実施された。交通バリアフリー基本構想策定の第一歩の実践的取り組みであり、基本方針に示される「心のバリアフリー」へ向けての第一歩と位置づけられる。

疑似体験の実施場所は本八幡駅と市役所を結ぶ経路で、車いす、視覚障害者、肢体不自由(片マヒなど)、聴覚障害者の疑似体験を、アイマスクや耳栓、重りなどをを用い実施した。

### 疑似体験の風景



(3) 人にやさしいまちづくりシンポジウム(平成13年2月9~10日)

八幡まちづくりの会、市川市、早稲田大学都市・地域研究所の共催により、人にやさしいまちづくりのワークショップとシンポジウムが平成13年2月9日、10日の2日間をもって開催された。1日目はまち歩きを中心とした、まちの点検調査が実施され、2日目はワークショップ形式で、1日目の印象やまちのバリアの状況などを、地図上に書き込みながら、市民を交えた討論会を実施した。また早稲田大学の佐藤教授により「パートナーシップによる市民まちづくり」と銘打って基調講演が開催されるなど、市民を交えた形でのまちづくりへの取り組みが具体的に示された。

これを契機に議論を重ね、本八幡駅周辺のまちづくりについてまちづくりの方向性を模索している。

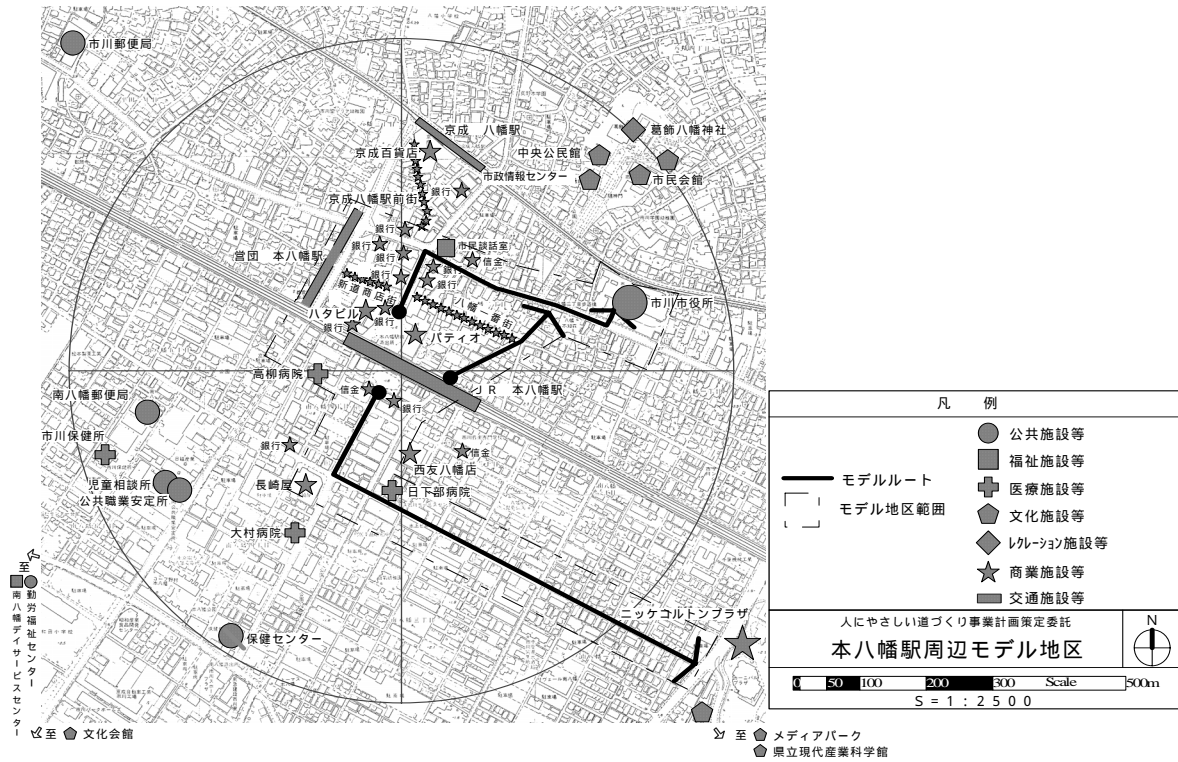
#### 4) 市川市人にやさしい道づくり事業計画

平成12年度、人にやさしいまちづくりの一環として、「本八幡駅周辺」、「市川駅周辺」、「行徳駅周辺」の3地区を調査対象として、人にやさしい道づくり事業計画を策定している。

不特定多数の人が利用する「道路」に視点を置き、道路構造の改良や、排水側溝の改良などの計画を策定した。

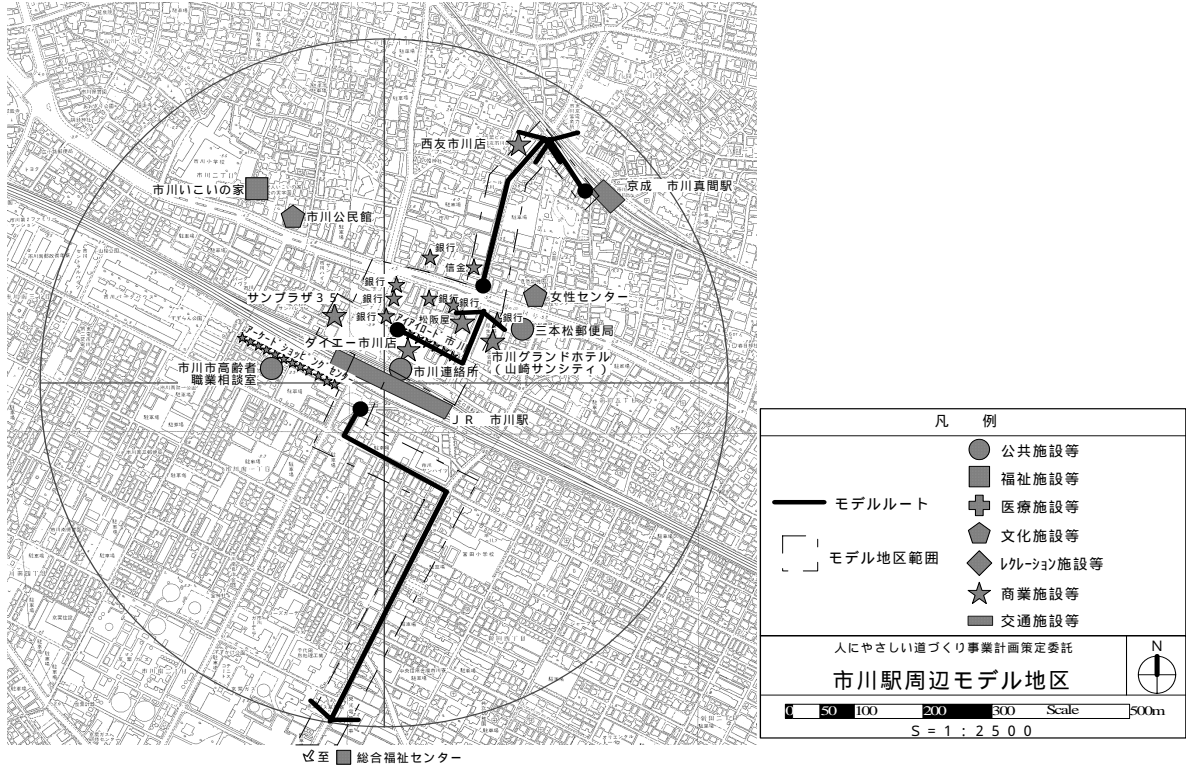
八幡一番街から市役所へ向かう一部の経路で既にも実施されている。

本八幡駅周辺モデル地区



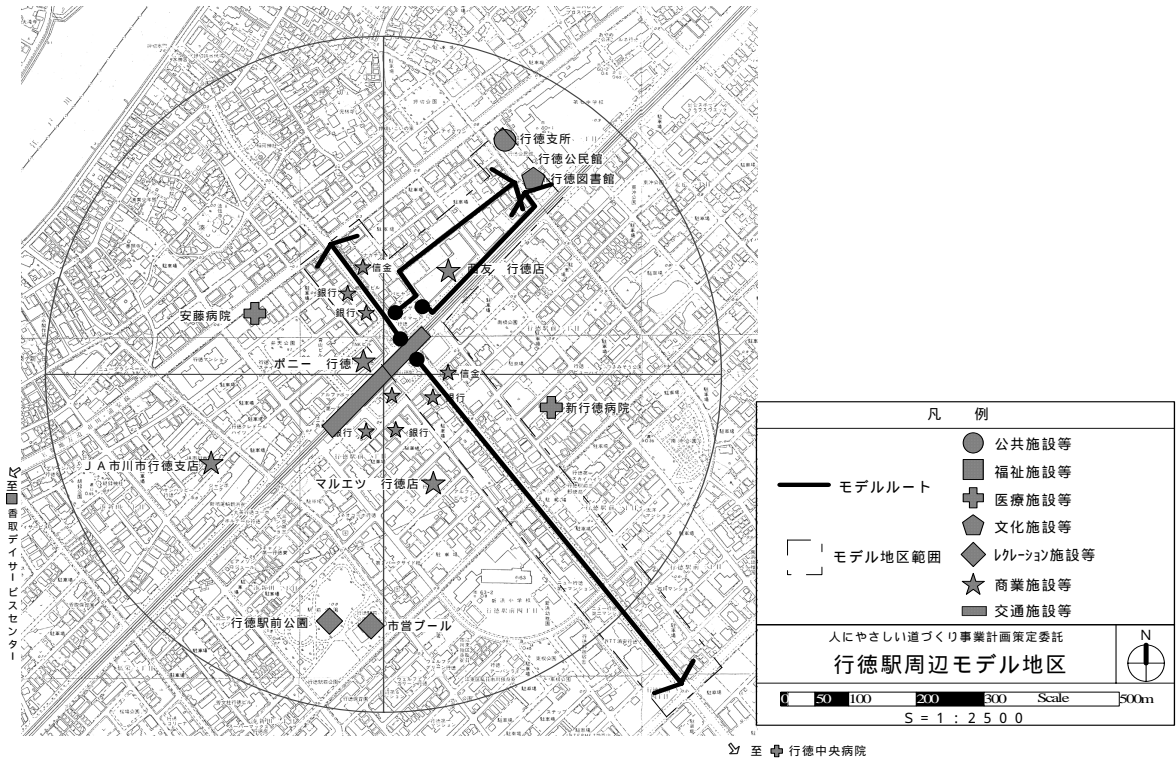
市川市人にやさしい道づくり事業計画

### 市川駅周辺モデル地区



市川市人にやさしい道づくり事業計画

### 行徳駅周辺モデル地区



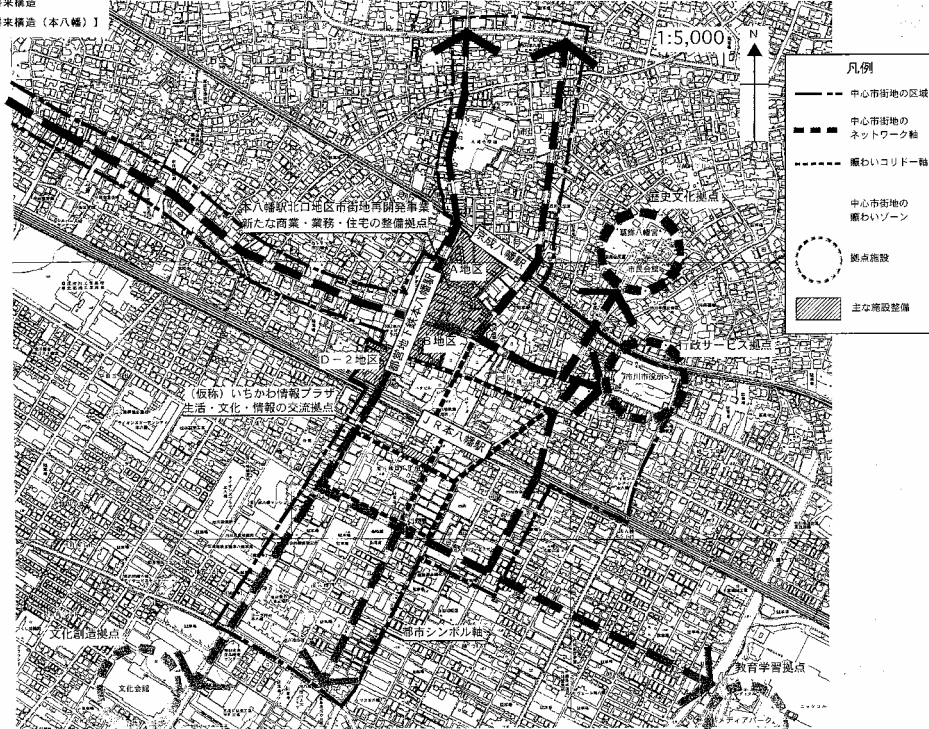
市川市人にやさしい道づくり事業計画

## 5) 市川市中心市街地活性化基本計画

本八幡駅周辺の中心市街地と、市川駅周辺の中心市街地について、活性化のための基本計画を策定したものであり、その地区の範囲とネットワーク軸の形成方法は以下に示すとおりである。

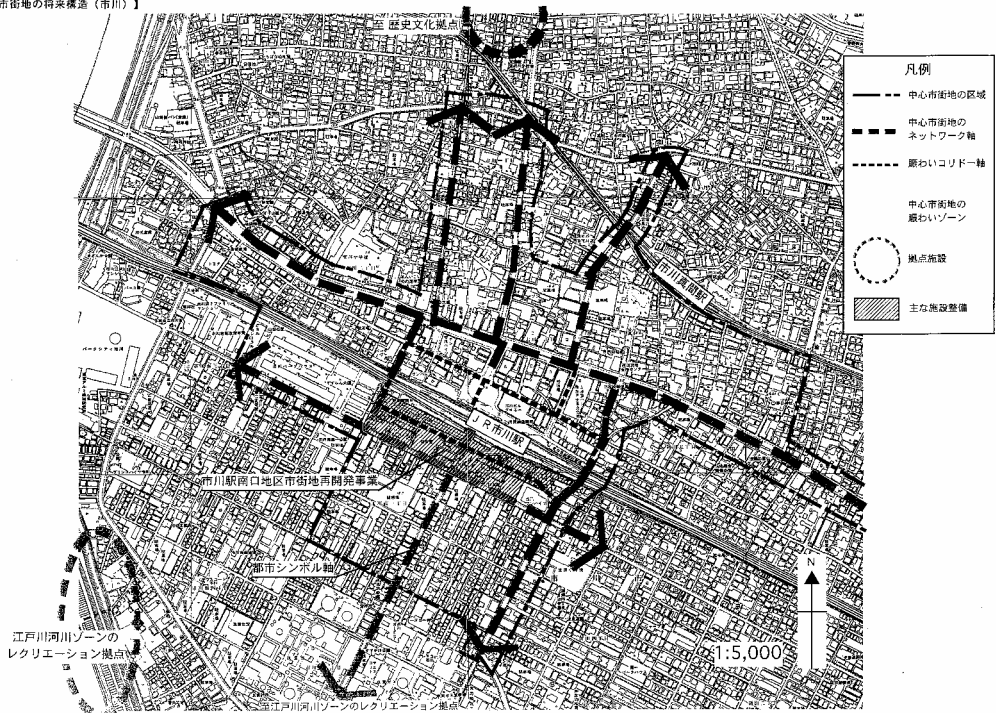
IV. 中心市街地の将来構想

【中心市街地の将来構想（本八幡）】



市川市中心市街地活性化基本計画

【中心市街地の将来構想（市川）】





# 基本構想の位置づけと目的

## 1. 背景

高齢社会に対応したバリアフリー化の施策展開は急務である。

市川市はこれまでもそしてこれからもまちのバリアフリー化だけでなく、全ての市民が安全かつ快適に暮らし、自らの意思で社会参加できる生活空間づくりを目指した「人にやさしいまちづくり事業」を進めている。

平成13年3月には「人にやさしいまちづくり基本方針」を策定し、施設の整備をはじめとする関連施策を総合的に進めるための基本的考え方、ハード面の整備と一体的に行われるべきソフト面での対応及びそれらの施策の推進、必要となる仕組み作り等を含めた考え方を示している。

そして、「人にやさしいまちづくり連絡調整会議」を設置し全庁的な連絡強化を図りすべての人が安全で快適に暮らせる生活空間づくりを促進している。

## 2. バリアフリー化の基本的考え方

### 1) 基本構想の考え方

交通バリアフリー法は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進をその目的としている。

そして、特に市町村が定めることができるその基本構想については、「旅客施設を中心とした重点整備地区における移動経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する」ものとしている。

市川市では、「人にやさしいまちづくり」を掲げ、すべての人にやさしい、そして市域全域のバリアフリー化を目標にまちづくりを進めているが、地区によってバリアフリーに関する問題点、関連事業の動向、市民の意識等は様々であり、市域全体について一律の考え方、水準、かつ同時期にバリアフリー化を進めることは現実的には困難である。

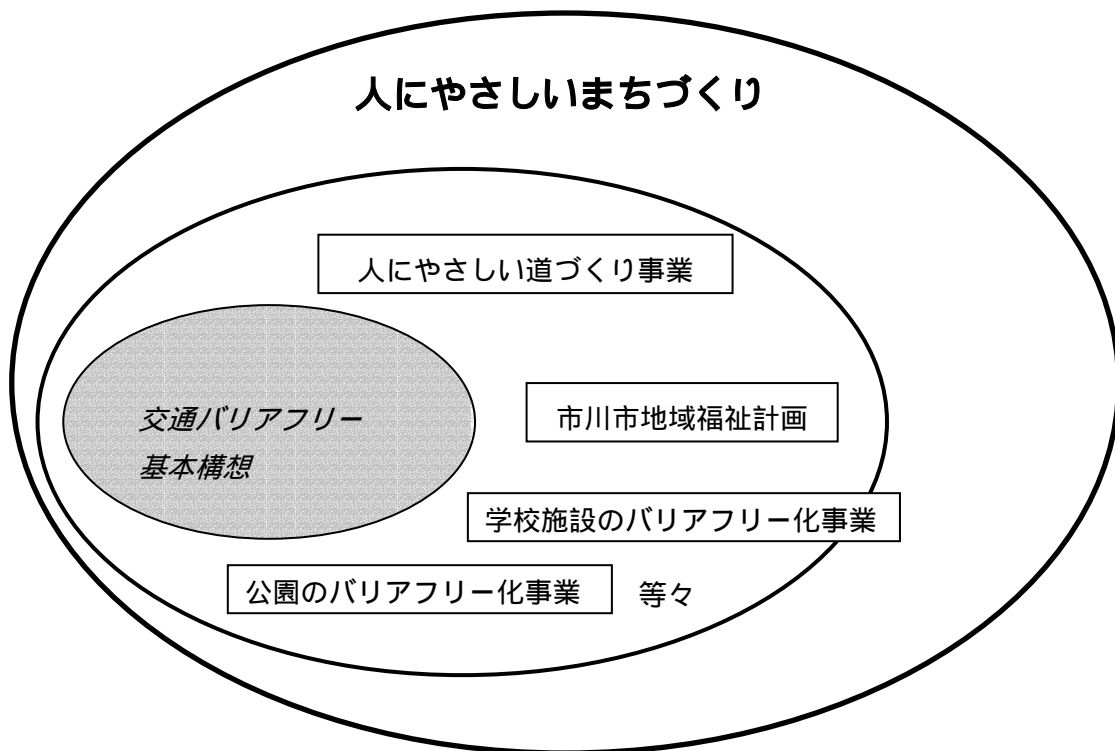
そこで今回、市としてもバリアフリー法の主旨に鑑み、高齢者、身体障害者等の日常生活の視点に立ち、市域の中でも優先的に整備すべきところ（旅客施設を中心とした移動経路）を定め、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、交通バリアフリー基本構想を策定するものである。

すなわち、早急に、かつ、確実に整備する所（主要な駅及びその駅と主要な公共施設を結ぶ経路）を定め、具体的なバリアフリー整備を平成22年を目途に実施しようとするものである。

## 2)市域全体のバリアフリー

しかしながら、基本構想に位置づけされないその他の地域や、駅周辺でも交通バリアフリー基本構想の対象とならないところについては、既に市で実施しているように「人にやさしい道づくり事業」としての歩道整備工事や、道路通行障害物の撤去工事等、また、民間の開発事業における指導等、様々な方法で、全市的に、常時、バリアフリー化を。さらに、建築物についても千葉県福祉のまちづくり条例等に基づき、市として建築確認のなかで指導し、建物のバリアフリー化も推進していく。

今後は、市職員をはじめ、事業者職員、市民の身体障害者や高齢者に対する理解を深めるため、啓発活動や教育活動の充実にも努める。また、全庁的な連携組織である「人にやさしいまちづくり連絡調整会議」を通じ、建設部署による基盤整備と福祉、教育関係部署によるソフト面での諸施策によりバリアフリー化を全市的に、そして常に推進していくものである。

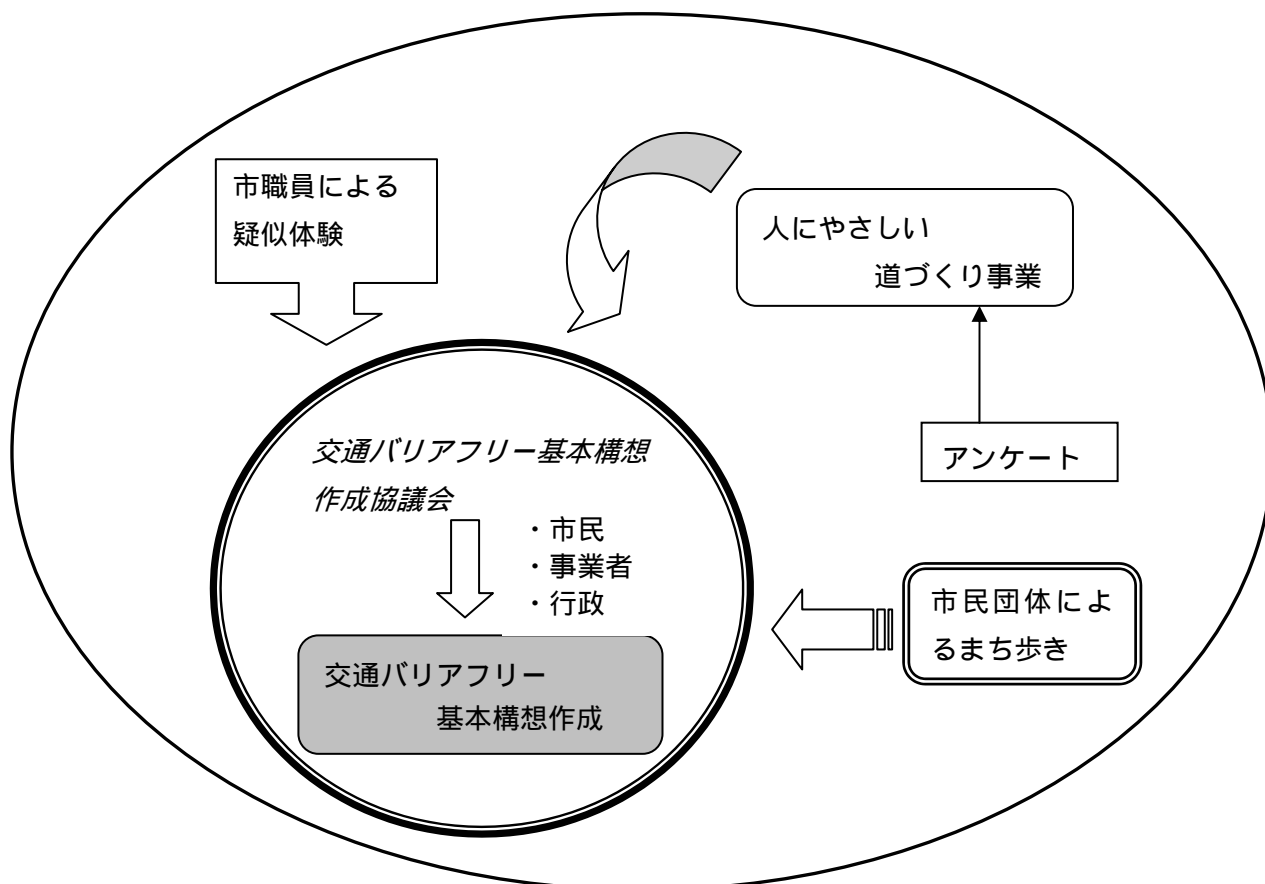


# 基本構想作成の基本方針

## 1. 基本的な考え方

先に示したとおり基本構想の作成は「人にやさしいまちづくり」の一環であり、その実践は、利用者の多い（5,000人以上）駅から、高齢者や身体障害者等がよく利用する施設までの特定経路について、まず率先してバリアフリー化を実施することにある。

また、この基本構想作成はその基礎調査編として位置づけられる既存調査「人にやさしい道づくり事業計画策定調査」（H12,市川市）をもとに、市民意向を反映した移動経路の選定などを行なっているものであり、今回、さらに法の主旨を重ね合わせ、高齢者や身体障害者等の方々と関係事業者等からなる協議会で新たに移動経路、重点整備地区、特定事業の内容等を協議検討し、実現性の担保を確保しつつ基本構想の作成を行なうものである。



## 2 . 基本的な方針

基本構想策定の背景、目的、位置づけなどの条件を踏まえ、市川市共通の基本的な方針を以下の通り設定する。

- 平成 22 年までに移動円滑化を実施する。
- 上位計画との整合を図る。
- 人にやさしいまちづくりとの整合を図る。
- 高齢者、身体障害者等の意見を反映した重点整備地区・特定経路の選定を実施する。
- 関係事業者との協議により効果的な移動円滑化を実施する。
- 特定経路は実現可能性の高い経路を選定するが、その他の経路についても良好な歩行空間ネットワークの形成の視点からも他事業でバリアフリー化を推進する。

## 重点整備地区の設定

市川市内には16の駅があり、そのうち特定旅客施設の要件（利用者数5000人以上）に該当する駅は13駅となる。特に緊急性を有し、必要性の高い駅周辺地区を基本構想策定の重点整備地区とする。

以下の指標に基づき重点整備地区を選定する。

1. 乗降客数が特に多い駅周辺地区
2. 重要な市民利用施設（官公庁施設、商業施設、医療施設など）がある地区

### 1. 乗降客数が特に多い駅周辺地区

市川市内の旅客施設で特に乗降客数が多いのは、JR市川駅、JR本八幡駅、都営本八幡駅、営団行徳駅、営団南行徳駅、京成八幡駅、営団妙典駅、JR市川大野駅である。そのため、乗降客数をひとつの指標とした場合、地区としては、「JR本八幡駅地区（都営本八幡、京成八幡駅含む）」、「JR市川駅地区（京成市川真間駅含む）」、「営団行徳駅地区」、「営団南行徳駅地区」、「営団妙典駅地区」、「JR市川大野駅地区」の5地区が重要となる。

その他の5,000人以上の駅でいえばJR市川塩浜駅、JR二俣新町駅、京成国府台駅、京成市川真間駅、北総北国分駅が対象としてあげられる。

各地区各駅別乗降客数（平成13年度）

地区名	鉄道会社	線	旅客施設名	1日平均乗降客数（人/日）
JR本八幡駅地区	JR東日本	総武線	本八幡	113,490
	東京都交通局	新宿線	本八幡	60,373
	京成電鉄	京成本線	京成八幡	32,938
JR市川駅地区	JR東日本	総武線	市川	113,566
	京成電鉄	京成本線	市川真間	10,082
営団行徳駅地区	帝都高速度交通営団	東西線	行徳	54,850
営団南行徳駅地区	帝都高速度交通営団	東西線	南行徳	48,454
営団妙典駅地区	帝都高速度交通営団	東西線	妙典	35,544
JR市川大野駅地区	JR東日本	武蔵野線	市川大野	21,590
京成国府台駅地区	京成電鉄	京成本線	国府台	12,551
京成菅野駅地区	京成電鉄	京成本線	菅野	4,583
京成鬼越駅	京成電鉄	京成本線	鬼越	4,507
JR市川塩浜駅地区	JR東日本	京葉線	市川塩浜	7,846
JR二俣新町駅地区	JR東日本	京葉線	二俣新町	9,072
北総北国分駅地区	北総開発鉄道	北総線	北国分	6,175
北総大町駅地区	北総開発鉄道	北総線	大町	1,501

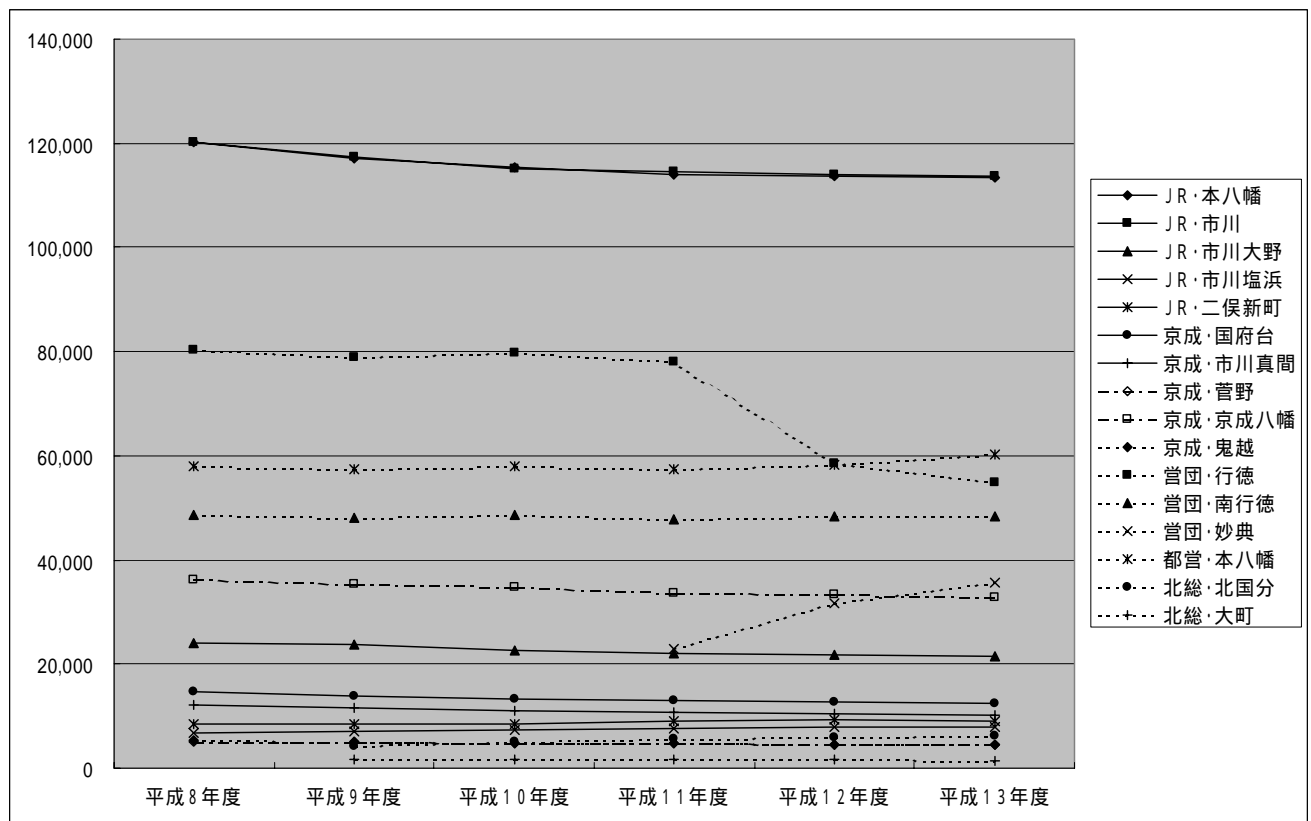
鉄道事業者ヒヤリングより

### 乗降客数の推移

駅名		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度		
JR東日本	総武線	JR・本八幡	120,154	117,178	115,378	113,908	113,750	113,490	
		JR・市川	120,130	117,238	115,244	114,588	113,910	113,566	
	武蔵野線	JR・市川大野	24,180	23,704	22,756	22,184	21,776	21,590	
		京葉線	JR・市川塩浜	6,848	6,978	7,358	7,628	7,814	7,846
			JR・二俣新町	8,546	8,474	8,532	8,976	9,234	9,072
京成電鉄	京成本線	京成・国府台	14,643	13,997	13,422	12,960	12,785	12,551	
		京成・市川真間	12,226	11,526	11,100	10,835	10,407	10,082	
		京成・菅野	5,030	4,958	4,868	4,672	4,518	4,583	
		京成・京成八幡	36,068	35,342	34,682	33,791	33,338	32,938	
		京成・鬼越	5,280	5,050	4,849	4,715	4,585	4,507	
帝都高速度交通営団	東西線	営団・行徳	80,330	78,821	79,769	78,111	58,655	54,850	
		営団・南行徳	48,734	48,188	48,534	47,787	48,428	48,454	
		営団・妙典				22,964	31,589	35,544	
		都営・本八幡	57,846	57,515	57,931	57,525	58,330	60,373	
東京都交通局	新宿線	北総・北国分		4,290	5,197	5,715	6,036	6,175	
		北総・大町		1,603	1,679	1,655	1,616	1,501	

鉄道事業者ヒヤリングより

### 乗降客数の推移



## 2 . 重要な市民利用施設(官公庁施設、福祉施設、商業施設、医療施設など)がある地区

市川市内の施設の実態について整理を行い、重要な市民利用施設がある地区について、以下の資料を参考に整理を行った。

ここで、「重要な市民利用施設」とは、各施設分類で、市内でも核的施設であり、広域レベルで利用される施設を指す。

名 称	企業者	年 月	概要
「市川市市民便利帳」	市川市	平成 11 年 11 月	市民のための施設等の紹介をしたもの
「市川市ホームページ」	市川市	平成 11 年 11 月現在	市川市の様々な情報をインターネット上で公開したもの
「やさしいまちの地図」	市川市ボランティア連絡会	平成 7 年 5 月	市川市全域の主要施設について出入口、エレベータの設置等の調査を行ったもの

施設の選定に関しては、市民が利用する施設を想定しているため、市川市が発行している「市民便利帳」から基本的には抽出し、そのほかの資料は「市民便利帳」を補足するために用いた。

以下に抽出した施設の内容を整理する。

### a ) 公共施設等

公共施設は不特定多数の市民が利用する施設であり、主に市民の窓口機関となる施設を抽出する。主に以下の施設である。

市役所・支所・出張所  
窓口連絡所  
県・国の施設  
郵便局

### b ) 福祉施設等

高齢者や身体障害者が生活する上で様々な手助けとなる施設を抽出する。主に以下の施設である。

老人福祉センター  
老人ホーム  
老人デイサービスセンター  
身体障害者福祉施設  
社会福祉施設・一般施設  
在宅介護支援地域センター  
老人施設のある公民館  
養護学校・盲学校・聾学校

c) 医療施設等

高齢者や身体障害者が何らかの体の不自由を解消するために通う場所であり、そのような施設を抽出する。主に以下の施設とする。

病院（総合病院）

保健所

d) 文化施設等

市民や各種団体、サークルなどの文化的な交流の場となる施設を抽出する。主に以下の施設とする。

各種会館等

文化センター等

公民館

図書館

博物館・美術館

e) レクリエーション施設

市民や各種団体、サークルなどの活動的な交流の場となる施設を抽出する。主に以下の施設とする。

スポーツ施設

娯楽施設

公園

青少年施設

f) 商業施設等

市民の日常生活の場として必要性の高い物品販売等を行う施設を抽出する。主に以下の施設とする。

大規模商店

商店街



## 公共施設等

施設分類	施設の種類	施設名称	備考1	備考2	
公共施設等	市役所・支所・出張所	市川市役所			
		市川市役所分庁舎A棟			
		市川市役所分庁舎B棟			
		市川市役所分庁舎C棟			
		行徳支所			
		大柏出張所			
	窓口連絡所	国分窓口連絡所			
		市川窓口連絡所			
		中山窓口連絡所			
		信篤窓口連絡所			
		南行徳市民センター	南行徳窓口連絡所		
	県・国の施設	葛南地域県民センター			
		市川税務署			
		公共職業安定所			
		児童相談所			
		市川市高齢者職業相談室			
		市川簡易裁判所			
		検察庁			
		千葉家庭裁判所市川出張所			
		行徳警察署			
		市川警察署			
	その他	女性センター			
	郵便局	名称略			

：重要な市民利用施設（核的施設で広域の利用が想定される施設）

福祉施設等

施設分類	施設の種類	施設名称	備考1	備考2
福祉施設等	老人福祉センター	市川 いこいの家		
		北 方 いこいの家		
		南行徳 いこいの家		
		田 尻 いこいの家		
		宮久保 いこいの家		
		高石神 いこいの家		
		福 栄 いこいの家		
		日之出 いこいの家		
		塩 浜 いこいの家		
		北国分 いこいの家	高齢者住宅併設	
	老人ホーム	市川市立養護老人ホーム いこい荘		
		特別養護老人ホーム 清山荘	社会福祉法人 慶美会	
		特別養護老人ホーム ホワイト市川	社会福祉法人 市川会	
		特別養護老人ホーム 市川あさひ荘	社会福祉法人 市川朝日会	
	老人デイサービスセンター	清山荘デイサービスセンター		
		ホワイト市川デイサービスセンター		
		市川あさひ荘デイサービスセンター		
		香取デイサービスセンター		
		デイサービスセンターしらぎく園		
		中山デイサービスセンター		
		南八幡デイサービスセンター		
		ナーシングホーム市川デイサービスセンター		
		国府台デイサービスセンター		
	保健医療福祉センター	柏井デイサービスセンター		
	身体障害者福祉施設	総合福祉センター	みどり学園	肢体不自由児通園施設
		身体障害者福祉センター		
		国分福祉作業所		心身障害者福祉作業所
		行徳福祉作業所		心身障害者福祉作業所
		ふれんど舎		肢体不自由者民間小規模作業所
		アートワークショップ		心身障害者民間小規模作業所
		レンコンの家		心身障害者民間小規模作業所
		TUBU企画		心身障害者民間小規模作業所
		障害者教育支援センター'アクセス'		
		タンポポ作業所		心身障害者民間小規模作業所
	社会福祉施設・一般施設	市川市役所	保険福祉ふれあい相談コーナー	
		行徳支所	保険福祉ふれあい相談コーナー	
		保健医療福祉センター	保険福祉ふれあい相談コーナー	
		勤労福祉センター		
		勤労福祉センター分館		
	在宅介護支援地域センター	総合福祉センター	ボランティアセンター	
		行徳地区ボランティアセンター	行徳公民館内	
		市民談話室	福祉機器・ボランティア相談コーナー	
		保健医療福祉センター	訪問介護ステーション「やすらぎ」 柏井在宅介護支援センター	
老人施設のある公民館	西部公民館			
	東部公民館			
	本行徳公民館			
	柏井公民館			
	大野公民館			
	信篤公民館			
	菅谷公民館			
	若宮公民館			
養護学校・盲学校・聾学校	県立市川養護学校			
	市川市立養護学校			
	筑波大学付属聾学校			

：重要な市民利用施設（核的施設で広域の利用が想定される施設）総合福祉センター、総合医療福祉センター

## 医療施設等

施設分類	施設の種類	施設名称	備考1	備考2
医療施設等	病院	化学療法研究所付属病院	財団法人科学医療法研究会	
		式場病院	医療法人	
		国府台病院	国立精神・神経センター	
		市川総合病院	東京歯科大学	
		市川市リハビリテーション病院		
		大野中央病院	医療法人社団嵐川	
		高柳病院	医療法人	
		大村病院	医療法人社団平静会	
		日下部病院	医療法人恒陽会	
		中山病院	医療法清和会	
		市川東病院		
		安藤病院		
		新行徳病院	医療法人財明理会	
		行徳中央病院	医療法人友康会	
		浦安市川市民病院	浦安市・市川市病院組合	浦安市内
保健所	市川保健所			

総合病院であり基本的に広域の利用が考えられる比較的重要な施設と想定

## 文化施設等

施設分類	施設の種類	施設名称	備考1	備考2	
文化施設等	各種会館等	文化会館			
		市民会館			
	文化センター等	映像文化センター	メディアパーク市川内		
		生涯学習センター	メディアパーク市川内		
		教育センター	メディアパーク市川内		
	公民館	中央公民館			
		柏井公民館			老人施設あり
		大野公民館	図書室あり		老人施設あり
		市川駅南公民館	図書室あり		
		行徳公民館			
		東部公民館	図書室あり		老人施設あり
		本行徳公民館	図書室あり		老人施設あり
		幸公民館			老人施設あり
		市川公民館	図書室あり		
		曾谷公民館	図書室あり		老人施設あり
		西部公民館	図書室あり		老人施設あり
		鬼高公民館			
		若宮公民館			老人施設あり
		信篤公民館			老人施設あり
	南行徳公民館				
	図書館	ひばり図書館	稲越小学校内		
		大柏市民図書室	大柏小学校内		
		塩焼読書センター	塩焼小学校内		
		福栄図書室	福栄小学校内		
		中央図書館	メディアパーク市川内		
		行徳図書館			
	博物館・美術館	東山魁夷アートギャラリー	メディアパーク市川内		
		市川自然博物館			
		市川歴史博物館			
		市川考古学博物館			
		県立現代産業科学館			

：重要な市民利用施設（核的施設で広域の利用が想定される施設）

市民文化会館、文化会館、メディアパーク

## レクリエーション施設等

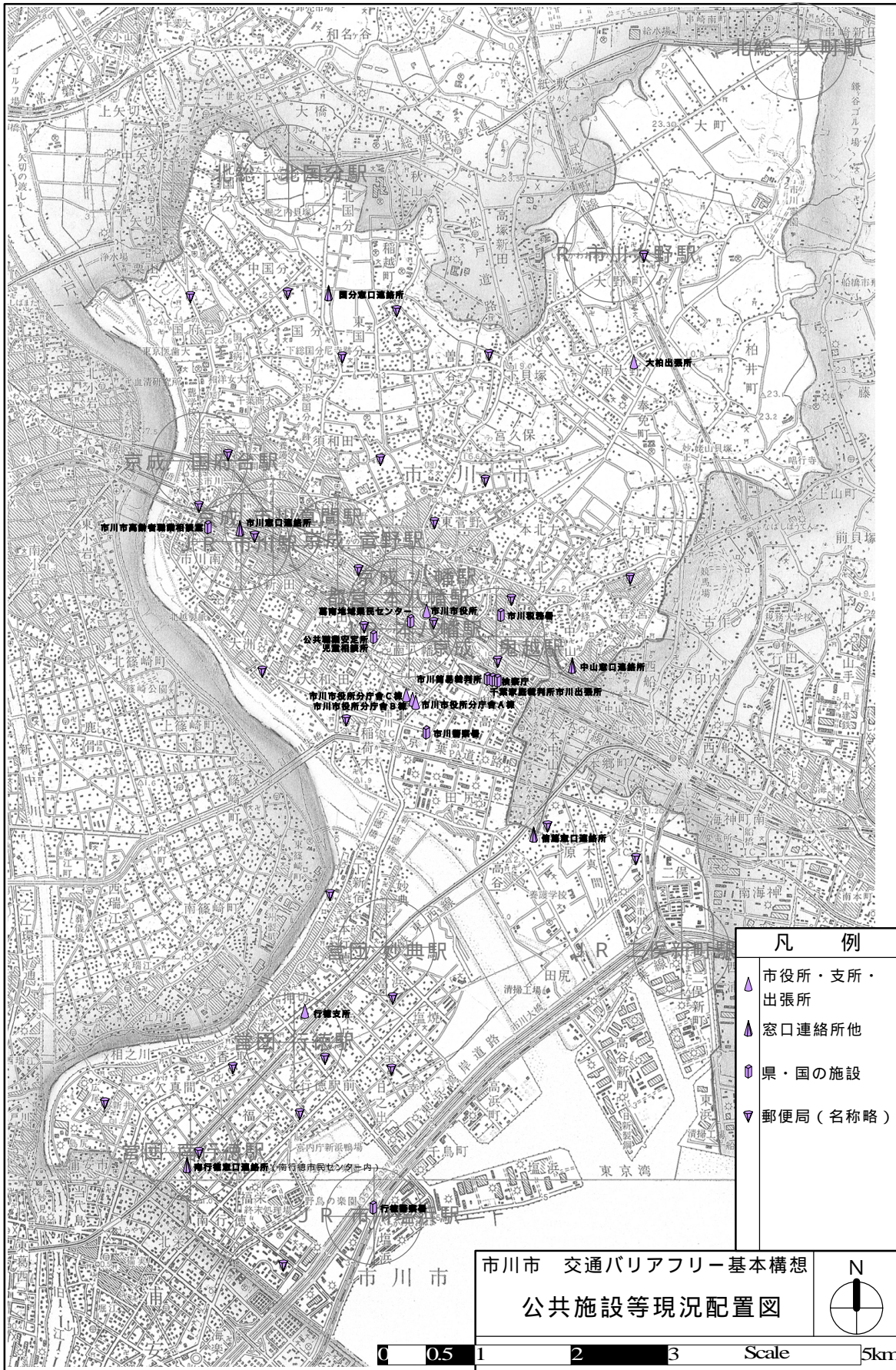
施設分類	施設の種類の	施設名称	備考1	備考2
レクリエーション施設等	スポーツ施設	スポーツセンター	野球、陸上、テニス、サッカーなど	
		柏井運動広場	野球など	
		福栄スポーツ広場	野球、テニスなど	
		菅野終末処理場	テニスなど	
		行徳中央公園	テニスなど	
		塩焼中央公園	テニスなど	
		江戸川河川敷グラウンド	野球、サッカーなど	
		塩浜市民体育館	武道場、テニスなど	
		信篤市民体育館	バレーボールなど	
		市民プール		
		本行徳プール		
		南行徳公園プール		
	行徳駅前公園プール			
	娯楽施設			
	公園	動植物園		
		自然観察園		
		バラ園		
		小塚山公園		
		国府台公園		
		じゅん菜池緑地		
		里見公園		
		須和田公園		
		江戸川河川敷緑地		
		行徳野鳥観察舎		
		行徳駅前公園		
	南行徳公園			
	青少年施設	少年自然の家		
		中央こども館		
		市川市民キャンプ場		

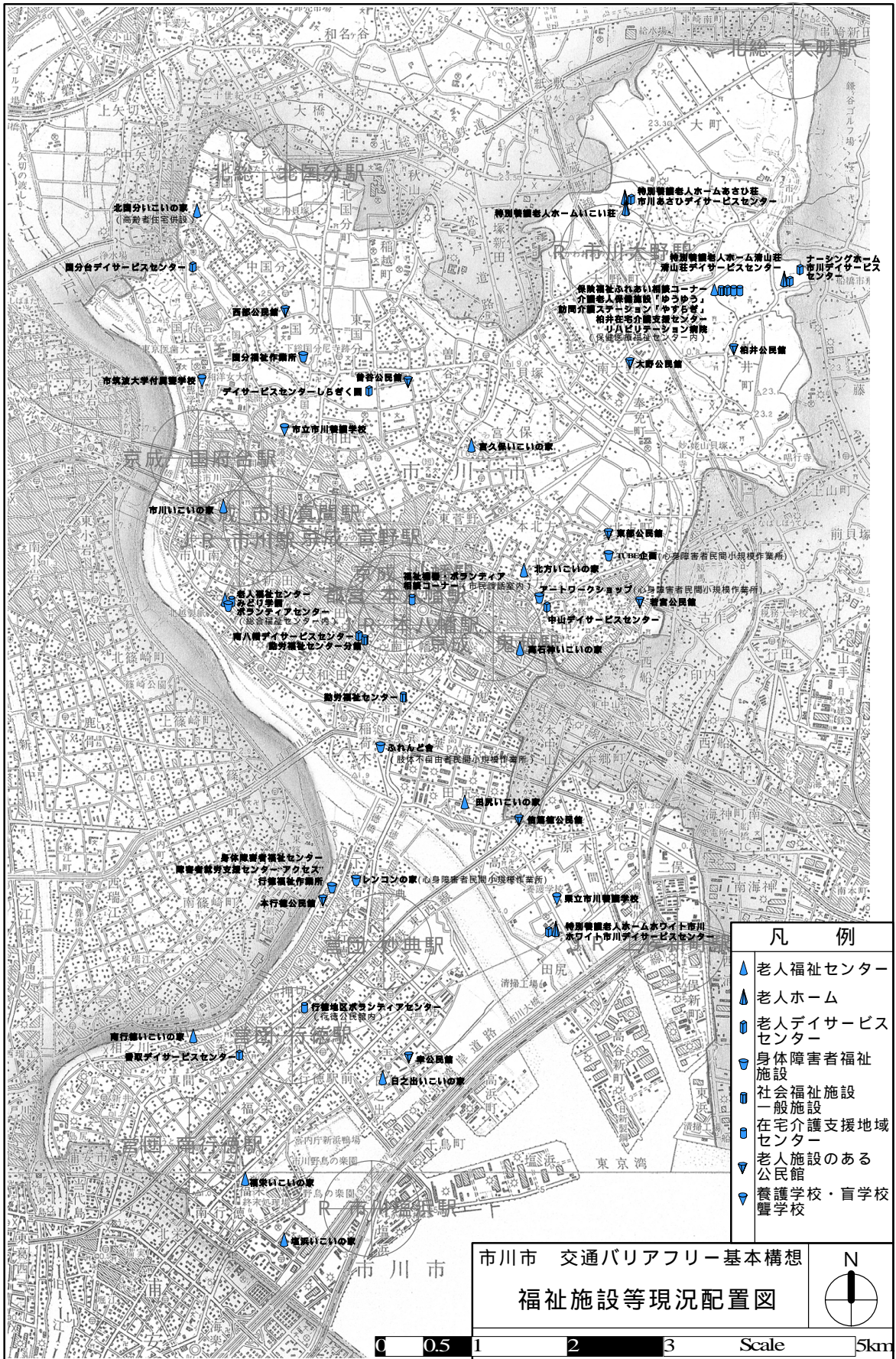
：重要な市民利用施設（核的施設で広域の利用が想定される施設）

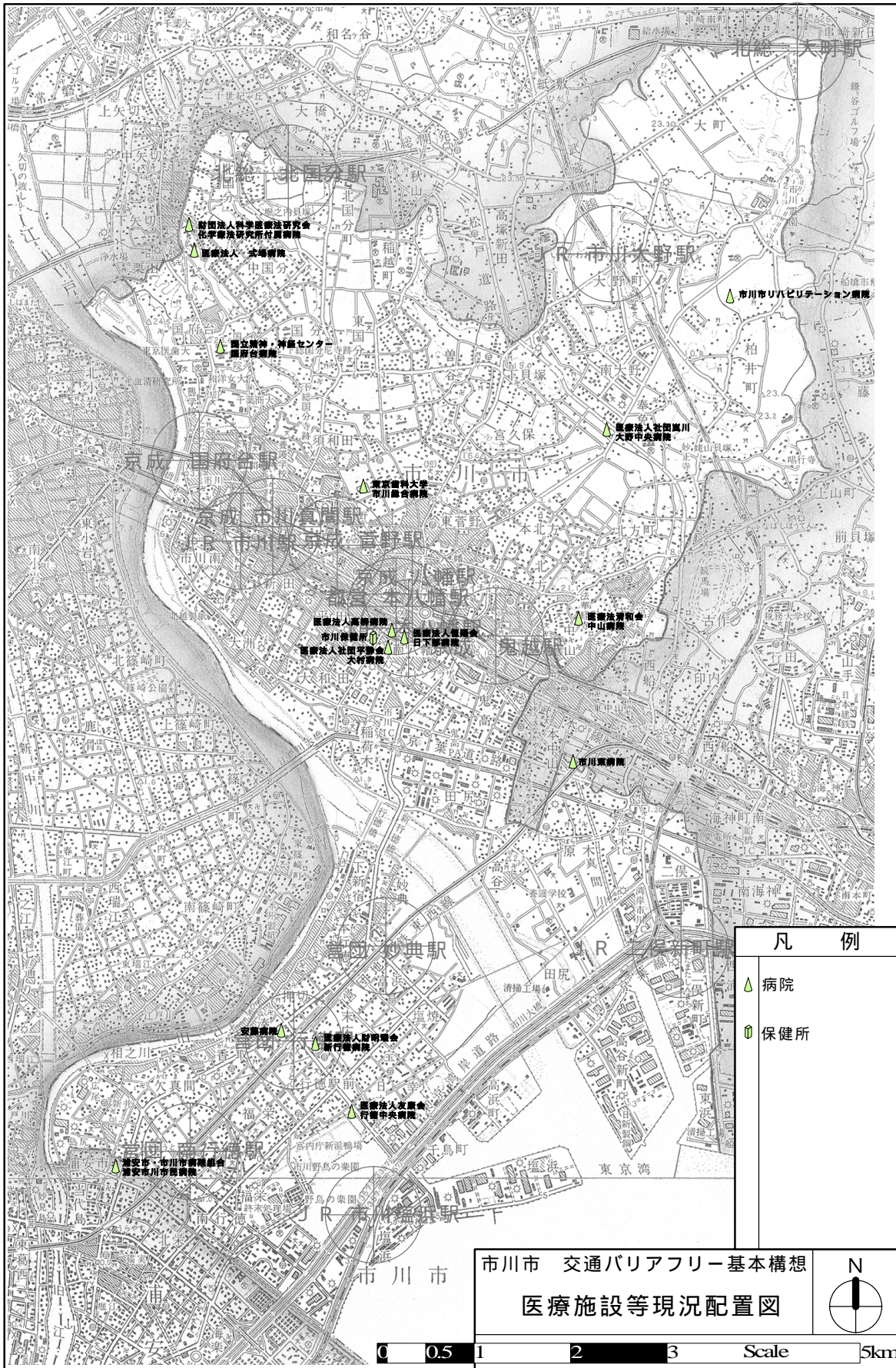
## 商業施設等

施設分類	施設の種類の	施設名称	備考1	備考2	
商業施設等	大規模商店	マイカルサティ			
		京成百貨店	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		パティオ	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		長崎屋	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		西友八幡店	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		西友行徳店	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		ポニー行徳	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		ニッケコルトンプラザ	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		ダイエー市川店	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		オリンピック	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		山崎サンシティ	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
		商店街	新道商店街	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出	
			八幡一番街	「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出	
	アーケードショッピングセンター		「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		
	アイアイロード市川		「やさしいまちの地図」(市川市連絡会、平成7年5月)から抽出		

大規模店舗は基本的に広域の利用が考えられる重要な施設と想定





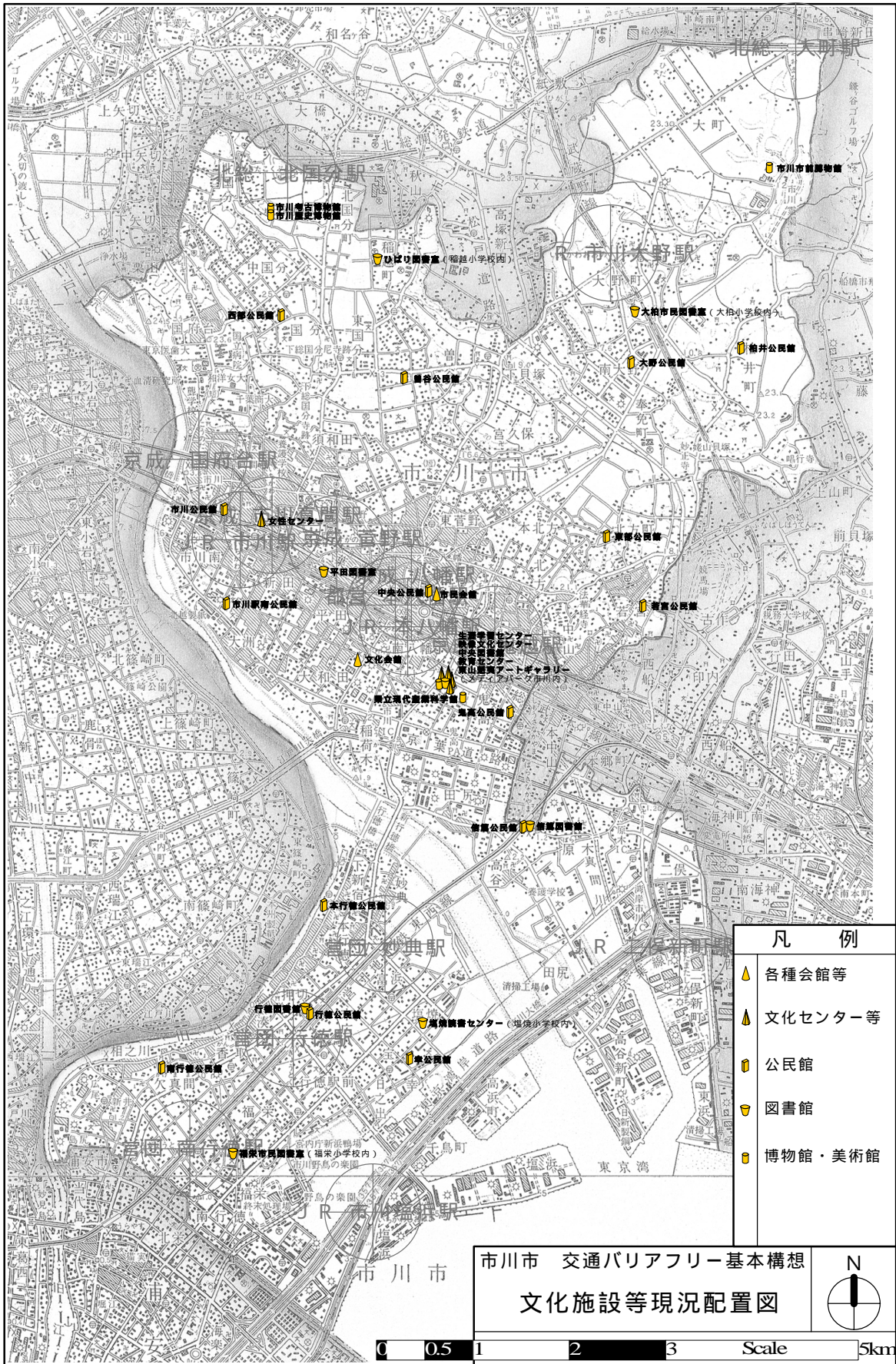


凡 例	
	病院
	保健所

市川市 交通バリアフリー基本構想  
医療施設等現況配置図

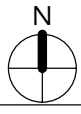
0 0.5 1 2 3 Scale 5km

N



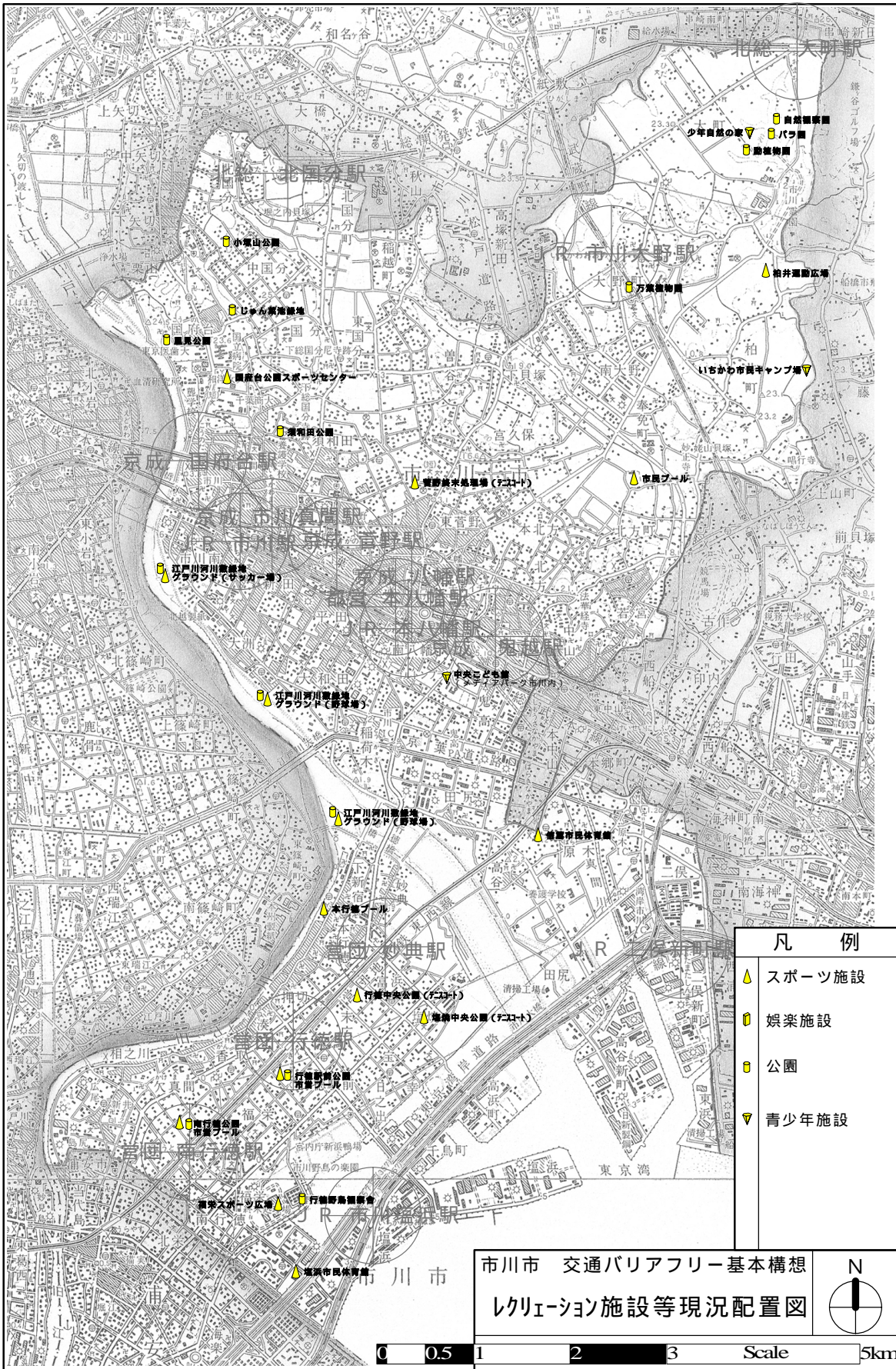
凡 例	
▲	各種会館等
▲	文化センター等
🏠	公民館
📖	図書館
🏛️	博物館・美術館

市川市 交通バリアフリー基本構想  
文化施設等現況配置図



0 0.5 1 2 3 Scale 5km



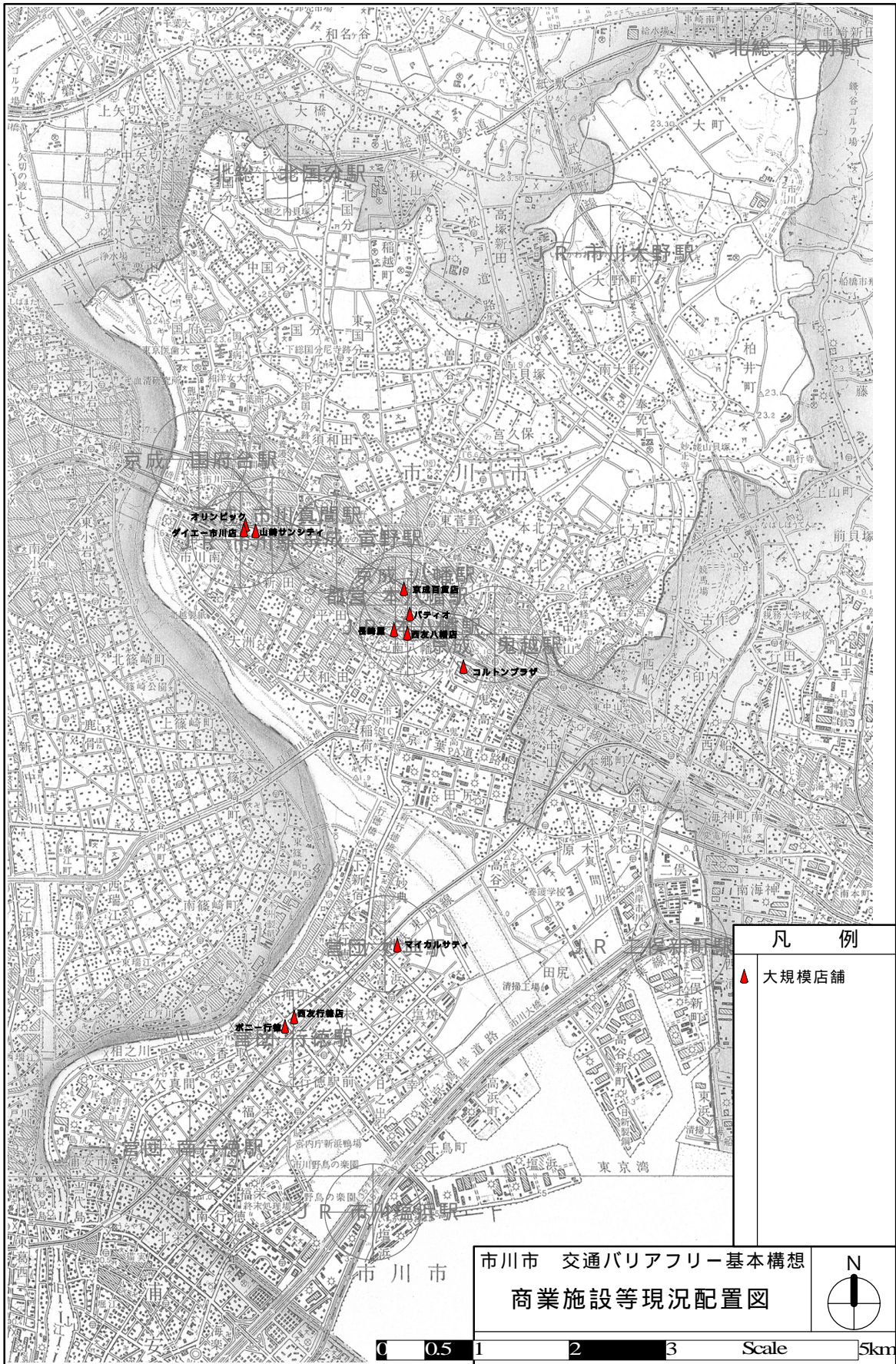


凡 例	
▲	スポーツ施設
●	娯楽施設
■	公園
▼	青少年施設

市川市 交通バリアフリー基本構想  
レクリエーション施設等現況配置図

0 0.5 1 2 3 Scale 5km

N



市川市 交通バリアフリー基本構想  
商業施設等現況配置図

以上の市民利用施設の状況をまとめると以下の通りである。

各地区の重要な市民利用施設の状況

地区名	含まれる旅客施設	重要な市民利用施設の状況 非常に重要な施設がある 重要な施設がある					
		公共施設	福祉施設	医療施設	文化施設	レクリエーション施設	商業施設
J R本八幡駅地区	J R本八幡駅 都営本八幡駅 京成八幡駅						
J R市川駅地区	J R市川駅 京成市川真間駅						
営団行徳駅地区	営団行徳駅						
営団南行徳駅地区	営団南行徳駅						
営団妙典駅地区	営団妙典駅						
J R市川大野駅地区	J R市川大野駅						
京成国府台駅地区	京成国府台駅						
京成菅野駅地区	京成菅野駅						
京成鬼越駅	京成鬼越駅						
J R市川塩浜駅地区	J R市川塩浜駅						
J R二俣新町駅地区	J R二俣新町駅						
北総北国分駅地区	北総北国分駅						
北総大町駅地区	北総大町駅						

重要な市民利用施設の状況から、「J R本八幡駅地区(都営本八幡、京成八幡駅含む)」、「J R市川駅地区(京成市川真間駅含む)」、「営団行徳駅地区」、「営団南行徳駅地区」、「営団妙典駅地区」が特に重要度が高い。

各地区の特に重要な施設

地区名	含まれる旅客施設	特に重要な施設名称
J R本八幡駅地区	J R本八幡駅 都営本八幡駅 京成八幡駅	市川市役所、市民談話室、文化会館、市民会館、総合病院、コルトンプラザなど大規模店舗
J R市川駅地区	J R市川駅 京成市川真間駅	総合福祉センター、女性センター、ダイエーなど大規模店舗
営団行徳駅地区	営団行徳駅	行徳支所(図書館隣接)西友など大規模店舗
営団南行徳駅地区	営団南行徳駅	南行徳市民センター
営団妙典駅地区	営団妙典駅	マイカルサティ

### 3. 地区の設定

これまでの結果をまとめると以下の表ようになる。

この2つの条件を加味し、「JR 本八幡駅地区（都営本八幡、京成八幡駅を含む）」、「JR 市川駅地区（京成市川真間駅含む）」、「営団行徳駅地区」、「営団南行徳駅地区」を重点整備地区として設定する。

なお、営団妙典駅は「バリアフリー（支障のない構造）な駅」として平成12年1月に整備され、駅周辺も土地地区画整理事業により駅前広場、道路、歩道が整備されて間もないことから、重点整備地区としては設定しない。

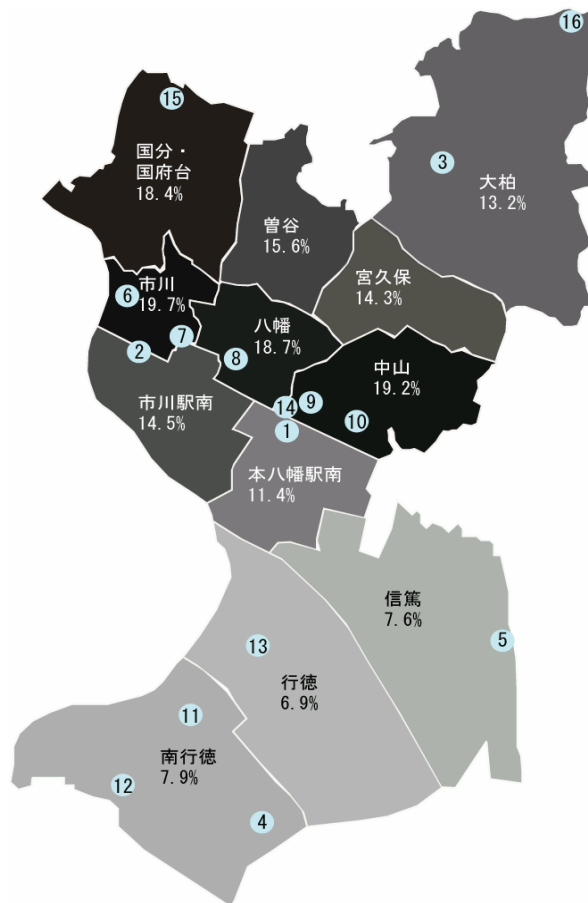
対象地区の設定

地区名	含まれる 旅客施設	乗降客数が特に多 い駅周辺地区 特に多い 5千人以上	重要な市民利用施 設がある地区 重要な市民利用 施設がある	重点整 備地区
J R 本八幡駅地区	J R 本八幡駅 都営本八幡駅 京成八幡駅			
J R 市川駅地区	J R 市川駅 京成市川真間駅			
営団行徳駅地区	営団行徳駅			
営団南行徳駅地区	営団南行徳駅			
営団妙典駅地区	営団妙典駅			
J R 市川大野駅地区	J R 市川大野駅			
京成国府台駅地区	京成国府台駅			
京成菅野駅地区	京成菅野駅			
京成鬼越駅	京成鬼越駅			
J R 市川塩浜駅地区	J R 市川塩浜駅			
J R 二俣新町駅地区	J R 二俣新町駅			
北総北国分駅地区	北総北国分駅			
北総大町駅地区	北総大町駅			

< 参考 > 高齢者などが多い圏域に位置する駅

地区別高齢化率（平成 14 年 11 月 30 日現在）

地区	人口	高齢者数	高齢化率
大柏	38,040	5,032	13.23%
宮久保	20,110	2,875	14.30%
曾谷	26,186	4,085	15.60%
国分・国府台	25,942	4,776	18.41%
市川	19,836	3,898	19.65%
八幡	25,006	4,666	18.66%
中山	37,326	7,178	19.23%
市川駅南	47,214	6,838	14.48%
本八幡駅南	36,126	4,102	11.35%
信篤	28,231	2,134	7.56%
行徳	60,743	4,166	6.86%
南行徳	86,950	6,830	7.86%
<b>合計</b>	<b>451,710</b>	<b>56,580</b>	<b>12.53%</b>



駅名
JR・本八幡
JR・市川
JR・市川大野
JR・市川塩浜
JR・二俣新町
京成・国府台
京成・市川真間
京成・菅野
京成・京成八幡
京成・鬼越
営団・行徳
営団・南行徳
営団・妙典
都営・本八幡
北総・北国分
北総・大町

住民基本台帳より作成

## 各地区基本構想

### 1. JR本八幡駅周辺重点整備地区

#### 1) 基本的な方針

以下に市川市全体の基本方針と、地区の特性を反映した個別の基本方針を示す。

市川市全体の基本的な方針

- ・ 平成 22 年までに移動円滑化を実施する。
- ・ 上位計画との整合を図る。
- ・ 人にやさしいまちづくりとの整合を図る。
- ・ 高齢者、身体障害者等の意見を反映した重点整備地区・特定経路の選定を実施する。
- ・ 関係事業者との協議により効果的な移動円滑化を実施する。
- ・ 特定経路は実現可能性の高い経路を選定するが、その他の経路についても良好な歩行空間ネットワークの形成の視点からも他事業でバリアフリー化を推進する。

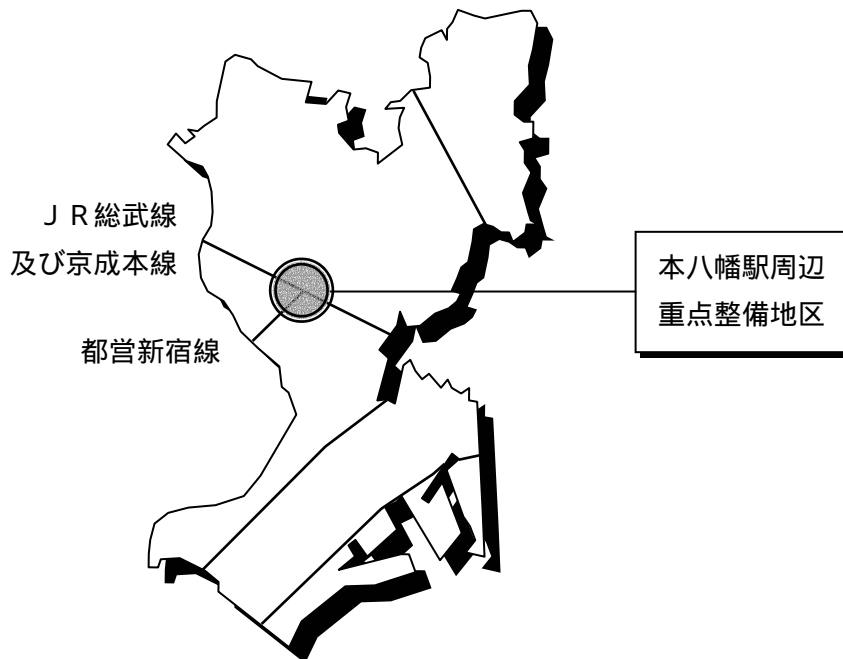
JR本八幡駅周辺重点整備地区の基本的な方針

- ・ 中心市街地に相応しい歩行空間ネットワークの形成を進める。

## 2) 位置及び区域

基本構想の対象となる施設、特定旅客施設とその施設を結ぶ重要経路の位置の状況から重点整備地区の区域を設定する。

### (1) 重点整備地区の位置



### (2) 基本構想対象施設

交通バリアフリー法で規定される「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」は主に市民に利用される施設をアンケートの結果から選定する。

#### 基本構想対象施設

地区	特定旅客施設	市民利用施設（アンケート（H12年度実施）で指摘が多かった順に記載） 地域レベル施設（駅を起点とした利用がみられない施設）は除く
本八幡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR本八幡駅</li> <li>・ 都営本八幡駅</li> <li>・ 京成八幡駅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川市役所</li> <li>コルトンプラザ</li> <li>文化会館</li> <li>保健センター</li> <li>市民会館</li> </ul>

(3) 重要経路

人にやさしい道づくり事業計画、アンケート結果から、バリアフリー化が必要な経路として「重要経路」を選定する。

この「重要経路」をもとに、事業実現性を加味し、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」を選定する。

重要経路

地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	含まれる道路等
本八幡	市川市役所	1 JR本八幡駅～国道14号～	北口駅前広場、一般県道本八幡停車場線、国道14号
		2 JR本八幡駅～市道6053～	市道6054、市道6053、市道6006
		3 都営本八幡駅～国道14号～	国道14号
		4 京成八幡駅～国道14号～	京成八幡駅周辺道路、主要地方道市川柏線、国道14号
		5 重要経路1～2～	市道6003
	コルトンプラザ	6 JR本八幡駅～市道0221～	南口駅前広場、市道0118、市道0221
		7 JR本八幡駅～市道6054～	南口駅前広場、市道6054、市道6010、JR高架下道路、市道0117
	文化会館(保健センター)	8 JR本八幡駅～市道0220～	南口駅前広場、市道0118、市道0220、主要地方道市川浦安線
	文化会館	9 JR本八幡駅～主要地方道市川浦安線～	主要地方道市川浦安線
		10 重要経路8～9～	市道0221
	中央公民館、市民会館	11 国道14号～参道～	参道
	その他	12 都営本八幡駅～京成八幡駅	市道0120、通路

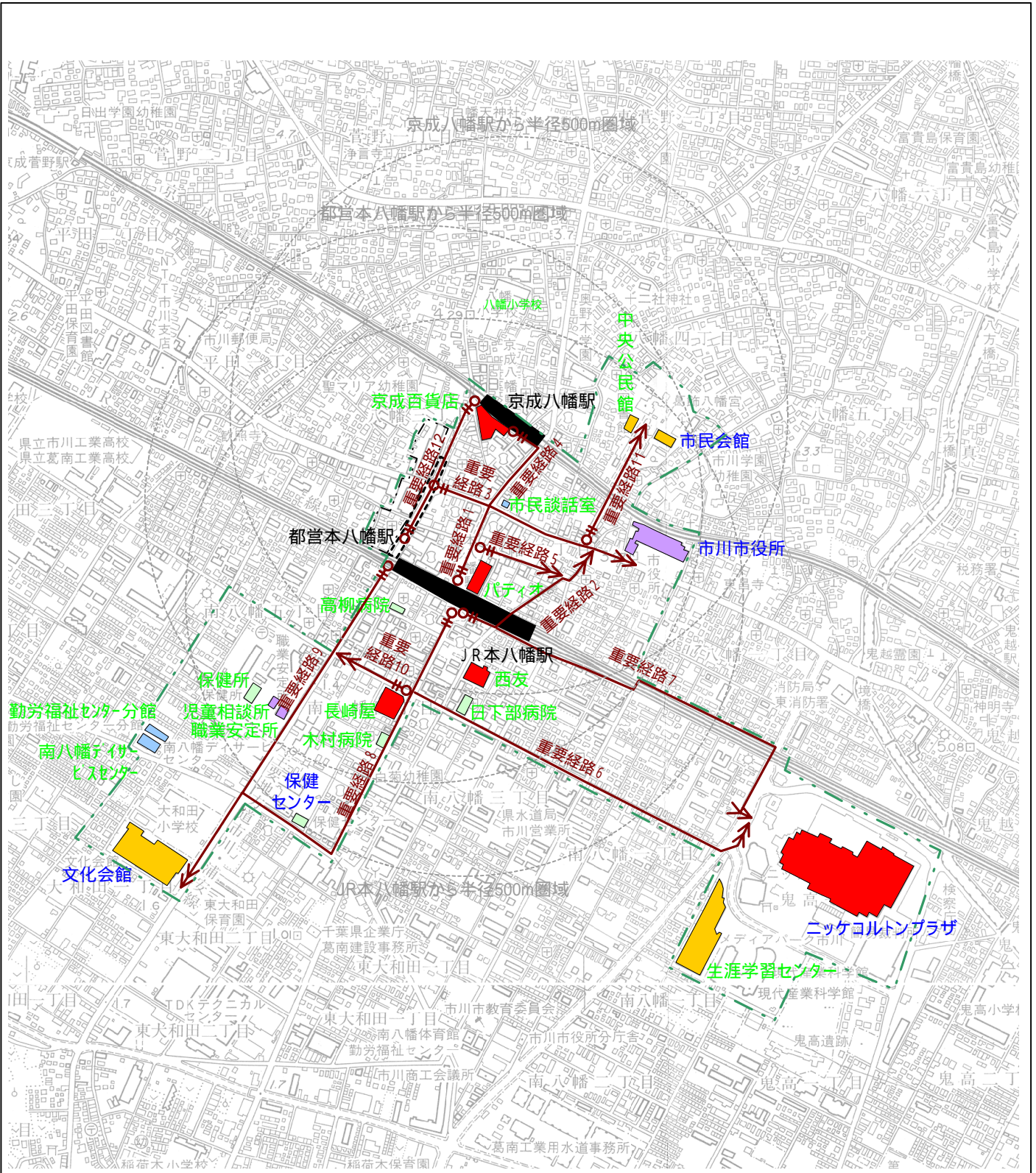


(4) 重点整備地区の区域

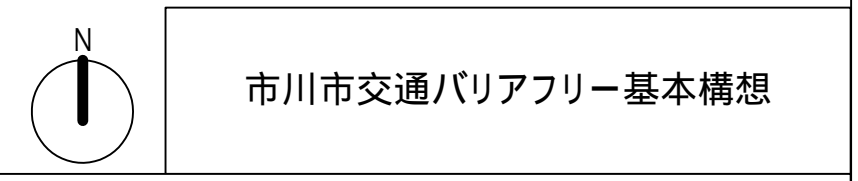
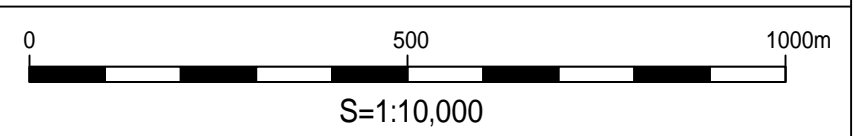
重点整備地区は、基本構想対象施設、重要経路の分布状況、市民利用施設の分布状況等から、道路等明確に区分される境界線に従い具体的線引きを行う。

重点整備地区の概要

重点整備地区名	特定旅客施設	含まれる市民利用施設	面積
本八幡駅地区	・ JR 本八幡駅 ・ 都営本八幡駅 ・ 京成八幡駅	市川市役所 コルトンプラザ 文化会館 保健センター 中央公民館、市民会館	約 66ha



凡 例	
	公共施設等
	福祉施設等
	医療施設等
	教育文化施設等
	レクリエーション施設等
	商業施設等
	特定旅客施設
	特定旅客施設(地下)
	重点整備地区
	重要経路
	重点整備地区
青字:対象施設	緑字:その他施設



### 市川市交通バリアフリー基本構想

## 本八幡駅地区 重要経路・重点整備地区図

### 3) 特定事業及びその他の事業に関する基本的な事項

#### (1) 特定経路の設定

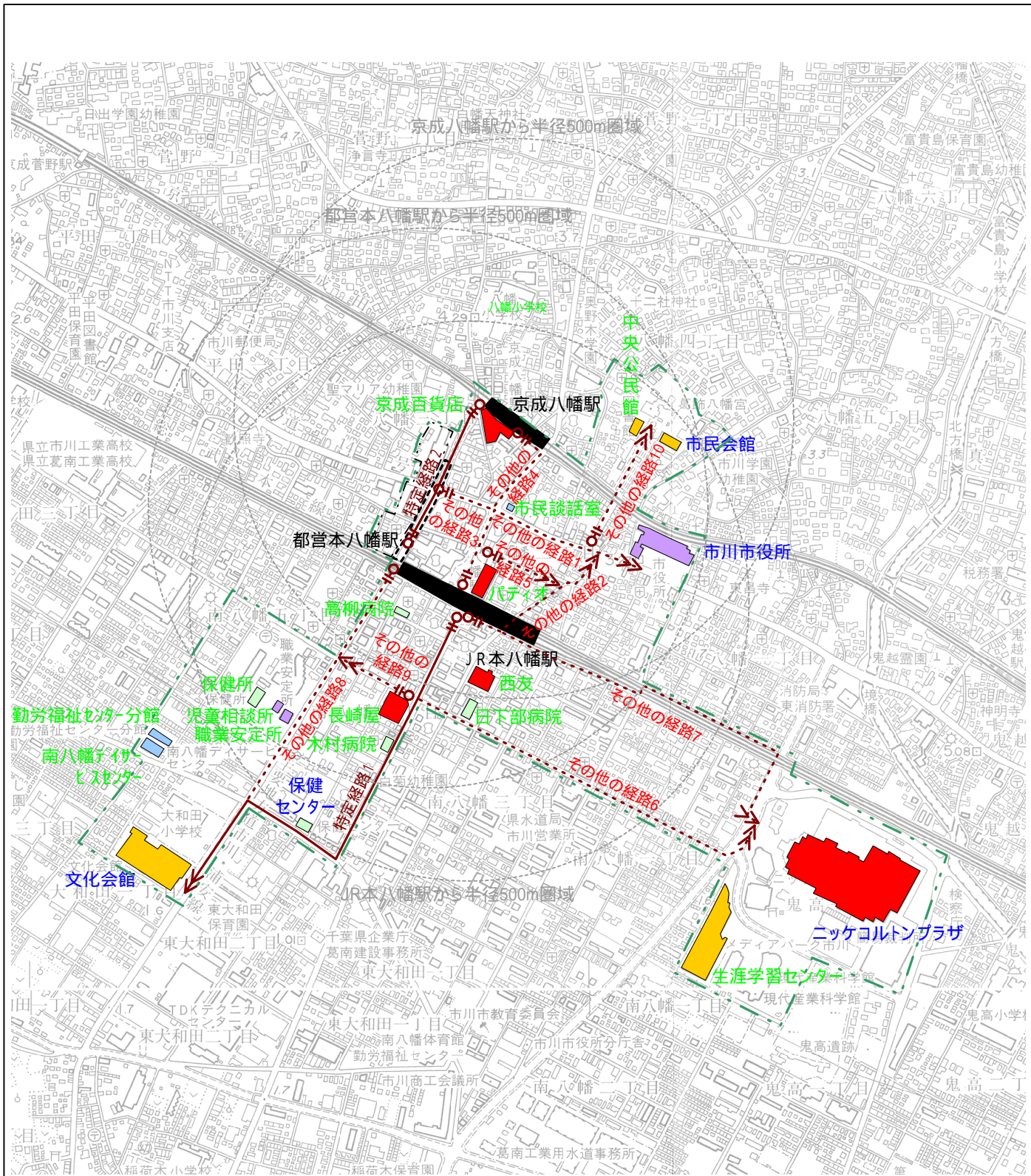
特定旅客施設(駅)から「高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」(徒歩圏)までの経路で、平成 22 年までに移動円滑化基準等への適合が義務づけられる経路を「特定経路」として選定する。

また、移動円滑化基準に適合させることができないまでも、または、平成 22 年までに整備できないまでも(22 年以前であっても)、道路管理者独自にバリアフリー化を優先的に実施する経路として「その他の経路」を選定する。特定経路として選定できないが、道路環境整備、道路補修時、周辺整備などに併せて、バリアフリー化を優先的に実施する経路となる。

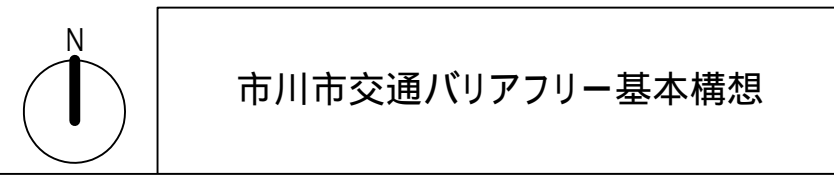
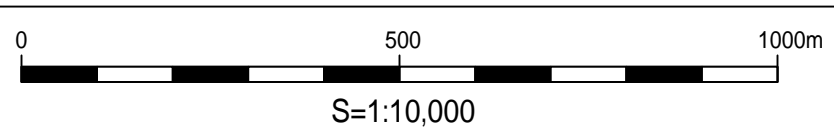
道路管理者等と事業実現性について協議した結果、以下に示すような「特定経路」及び「その他の経路」を選定した。

#### 特定経路及びその他の経路の設定

地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	経路の種別
本八幡	市川市役所	1 JR本八幡駅～国道14号～	その他の経路1
		2 JR本八幡駅～市道6053～	その他の経路2
		3 都営本八幡駅～国道14号～	その他の経路3
		4 京成八幡駅～国道14号～	その他の経路4
		5 JR本八幡駅～一番街商店街～国道14号～	その他の経路5
	コルトンプラザ	6 JR本八幡駅～市道0221～	その他の経路6
		7 JR本八幡駅～市道6054～	その他の経路7
	文化会館(保健センター)	8 JR本八幡駅～市道0118～市道0220～主要地方道市川浦安線～	特定経路1
	文化会館	9 JR本八幡駅～主要地方道市川浦安線～	その他の経路8
		10 JR本八幡駅～市道0118～市道0221～主要地方道市川浦安線～	その他の経路9
	中央公民館、市民会館	11 国道14号～参道～	その他の経路10
	その他	12 都営本八幡駅～京成八幡駅	特定経路2



凡 例	
公共施設等	本八幡C-1、D-1、D-2地区第一種市街地再開発事業区域
福祉施設等	
医療施設等	特定経路案
教育文化施設等	その他の経路
レクリエーション施設等	重点整備地区
商業施設等	
特定旅客施設	特定旅客施設(地下)
特定旅客施設(地下)	
青字:対象施設 緑字:その他施設	



市川市交通バリアフリー基本構想

本八幡駅地区  
重点整備地区・特定経路図

( 2 ) 事業に関する基本的な事項

a . 公共交通特定事業

重点整備地区内に含まれる特定旅客施設、特定車両について、以下に示す公共交通特定事業を実施する。

公共交通特定事業の内容

重点整備地区名	特定旅客施設	公共交通特定事業の内容
本八幡駅地区	J R本八幡駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本八幡駅の1・2番ホームから中央改札口に至る1の経路について、エレベーター等の設備を整備する</li> <li>・ 本八幡駅のコンコースにおいて、歩行制約者、視覚制約者、聴覚制約者に対応した案内・誘導設備を整備する</li> </ul>
	都営本八幡駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則としてエレベーターにより地上とプラットホームとの間を移動可能となるよう整備に努める</li> </ul>
	京成八幡駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連続立体交差化事業計画や駅周辺再開発事業に併せて、バリアフリー化を検討。(構造上の理由により現状では移動円滑化基準第4条への適合が困難)</li> </ul>

重点整備地区名	特定車両	公共交通特定事業の内容
本八幡駅地区	バス車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低床式バスの導入を推進する</li> </ul>

重点整備地区名	バス関連施設	公共交通特定事業の内容
本八幡駅地区	バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じてバス停の改良(低床式バス対応の歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置、時刻表の改良等)を実施する 歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置は道路管理者との協議により実施</li> </ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> </ul>
----------	---

b. 道路特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す道路特定事業を実施する。

道路特定事業の内容

重点整備地区名	特定経路				道路特定事業の内容
	番号	出発地	経由地	目的地 含まれる道路	
本八幡駅地区	1	JR本八幡駅	市道0112	保健センター・文化会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>段差解消、平坦性の確保</li> </ul>
				南口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員 2.0m の確保</li> <li>交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>歩車道の境界線の段差を 2cm 程度にする</li> </ul>
				市道0118	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員 2.0m の確保</li> <li>交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>歩車道の境界線の段差を 2cm 程度にする</li> </ul>
				市道0220	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員 2.0m の確保</li> <li>交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>歩車道の境界線の段差を 2cm 程度にする</li> </ul>
	2	都営本八幡駅		京成八幡駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>
	主要地方道市川浦安線			<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの補修敷設</li> </ul>	
共通					<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての利用者が、バリアフリー化された経路を認識できるように、主な地点に案内サインを設置する</li> </ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>すべての人の移動性を確保するため、歩道上にもの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	--

c . 交通安全特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す交通安全特定事業を実施する。

交通安全特定事業の内容

重点整備地区名	対 象	交通安全特定事業の内容
本八幡駅地区	特定経路	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者、身体障害者等による道路横断の安全確保のための機能（音響機能や高齢者等感応機能等）を付加した信号機、視認性の高い道路標識等の設置</li></ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定経路内の道路における違法駐車行為の防止のための、取締りの強化、広報・啓発活動の実施</li><li>・ 交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li></ul>
----------	---

d . その他の事業

構造的制約があり、交通バリアフリー法の道路構造基準に適合が難しい経路については、年限を設けずその他の事業として実施し、実情に応じたバリアフリー化を推進する。

その他の事業の内容

重点整備地区名	その他の経路					事業の内容
	番号	出発地	経由地	目的地	含まれる道路	
本八幡駅地区	1	J R 本八幡駅	国道 14 号	市川市役所	北口駅前広場 一般県道本八幡停車場線 国道 14 号	<p><i>移動円滑化基準にできる限り準じた整備の実施</i></p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差解消、平坦性の確保</li> <li>・ 歩道有効幅員の部分的拡幅</li> <li>・ 十分な幅は確保できなくても歩道を設置</li> <li>・ 路側帯のカラー舗装</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ 歩行者優先の道路形態（コミュニティ道路、スムーズ歩道等）への改変</li> </ul>
	2	J R 本八幡駅	市道 6053	市川市役所	市道 6054 市道 6053 市道 6006 国道 14 号	
	3	都営本八幡駅	国道 14 号	市川市役所	国道 14 号	
	4	京成八幡駅	国道 14 号	市川市役所	京成八幡駅周辺道路 主要地方道市川柏線 国道 14 号	
	5	その他の経路 1	市道 6003	その他の経路 2	市道 6003	
	6	J R 本八幡駅	市道 0221	コルトンプラザ	南口駅前広場 市道 0118 市道 0221	
	7	J R 本八幡駅	市道 6054	コルトンプラザ	市道 6054 市道 6010 高架下道路 市道 0117	
	8	J R 本八幡駅	主要地方道市川浦安線	文化会館	主要地方道市川浦安線	
	9	特定経路 1	市道 0221	その他の経路 8	市道 0221	
	10	国道 14 号	参道	中央公民館、市民会館	参道	

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>・ すべての人の移動性を確保するため、歩道上にもの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> <li>・ 交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	---



## 2 . J R 市川駅周辺重点整備地区

### 1 ) 基本的な方針

以下に市川市全体の基本方針と、地区の特性を反映した個別の基本方針を示す。

#### 市川市全体の基本的な方針

- ・ 平成 22 年までに移動円滑化を実施する。
- ・ 上位計画との整合を図る。
- ・ 人にやさしいまちづくりとの整合を図る。
- ・ 高齢者、身体障害者等の意見を反映した重点整備地区・特定経路の選定を実施する。
- ・ 関係事業者との協議により効果的な移動円滑化を実施する。
- ・ 特定経路は実現可能性の高い経路を選定するが、その他の経路についても良好な歩行空間ネットワークの形成の視点からも他事業でバリアフリー化を推進する。

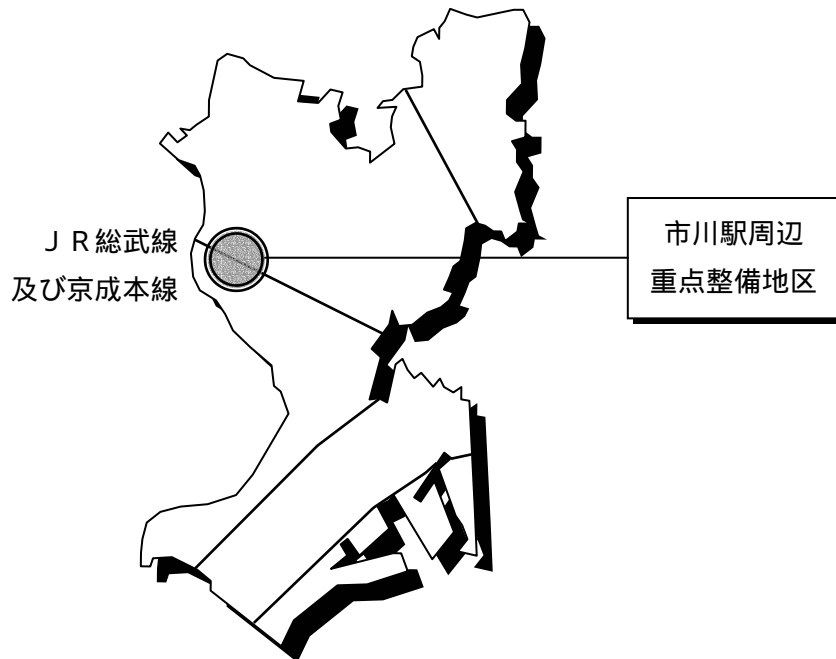
#### J R 市川駅周辺重点整備地区の基本的な方針

- ・ 中心市街地に相応しい歩行空間ネットワークの形成を進める。
- ・ 再開発地区においては交通バリアフリー法の基準に基づき整備を行う。

## 2) 位置及び区域

基本構想の対象となる施設、特定旅客施設とその施設を結ぶ重要経路の位置の状況から重点整備地区の区域を設定する。

### (1) 重点整備地区の位置



### 2) 基本構想対象施設

交通バリアフリー法で規定される「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」は主に市民に利用される施設をアンケートの結果から選定する。

#### 基本構想対象施設

地区	特定旅客施設	市民利用施設（アンケート（H12年度実施）で指摘が多かった順に記載） 地域レベル施設（駅を起点とした利用がみられない施設）は除く
市川	・JR市川駅 ・京成市川真間駅	ダイエー 総合福祉センター 山崎サンシティ、オリンピック 女性センター

(3) 重要経路

人にやさしい道づくり事業計画、アンケート結果から、バリアフリー化が必要な経路として「重要経路」を選定する。

この「重要経路」をもとに、事業実現性を加味し、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」を選定する。

重要経路

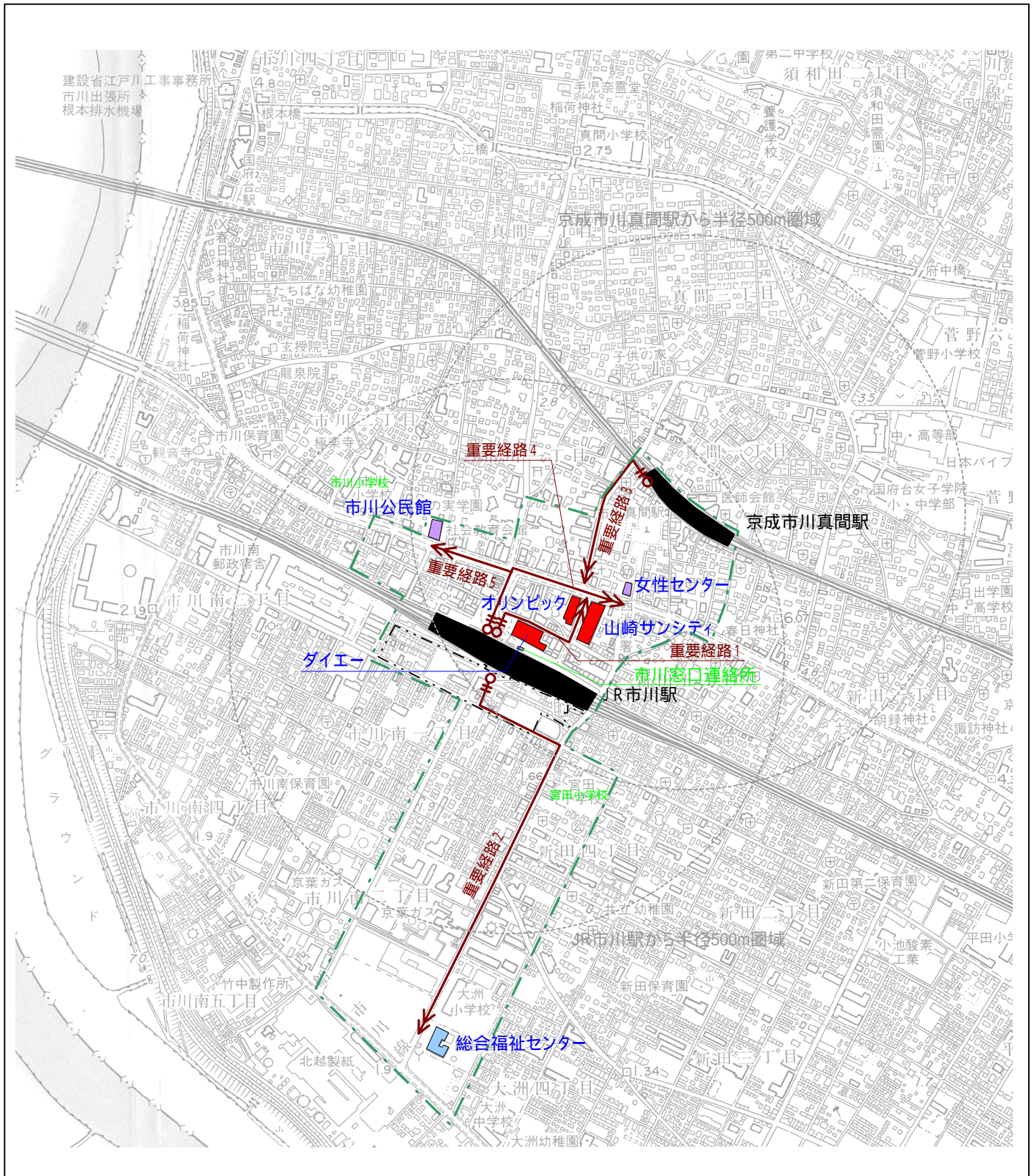
地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	含まれる道路等
市川	ダイエー(山崎サンシティオリンピック)	1 JR市川駅～市道5013～	北口駅前広場、市道5013、市道5183
	総合福祉センター	2 JR市川駅～市道0119～	(再開発区域)、市道0119
	山崎サンシティ、オリンピック	3 京成市川真間駅～市道0121～	京成市川真間駅周辺道路、市道0121
	女性センター	4 JR市川駅～国道14号～	一般県道高塚新田市川線、国道14号
	その他	5 国道14号～市川公民館	国道14号

(4) 重点整備地区の設定

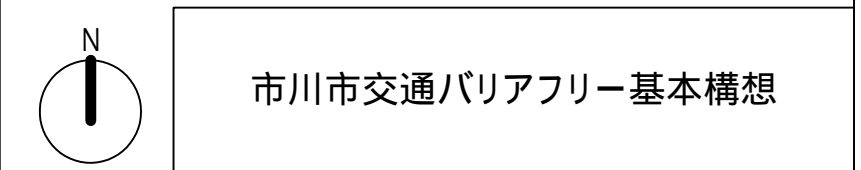
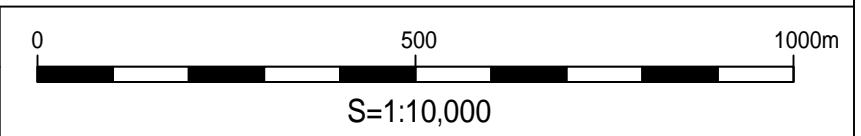
重点整備地区は、基本構想対象施設、重要経路の分布状況、市民利用施設の分布状況等から、道路等明確に区分される境界線に従い具体的線引きを行う。

重点整備地区の概要

重点整備地区名	特定旅客施設	含まれる市民利用施設	面積
市川駅地区	・JR市川駅 ・京成市川真間駅	ダイエー 総合福祉センター 山崎サンシティ、 オリンピック 女性センター	約41ha



凡 例	
	公共施設等
	福祉施設等
	医療施設等
	教育文化施設等
	レクリエーション施設等
	商業施設等
	特定旅客施設
	特定旅客施設(地下)
	重点整備地区
	重要経路
	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業区域
青字:対象施設	緑字:その他施設



市川市交通バリアフリー基本構想

市川駅地区  
重要経路・重点整備地区図

### 3) 特定事業及びその他の事業に関する基本的な事項

#### (1) 特定経路の設定

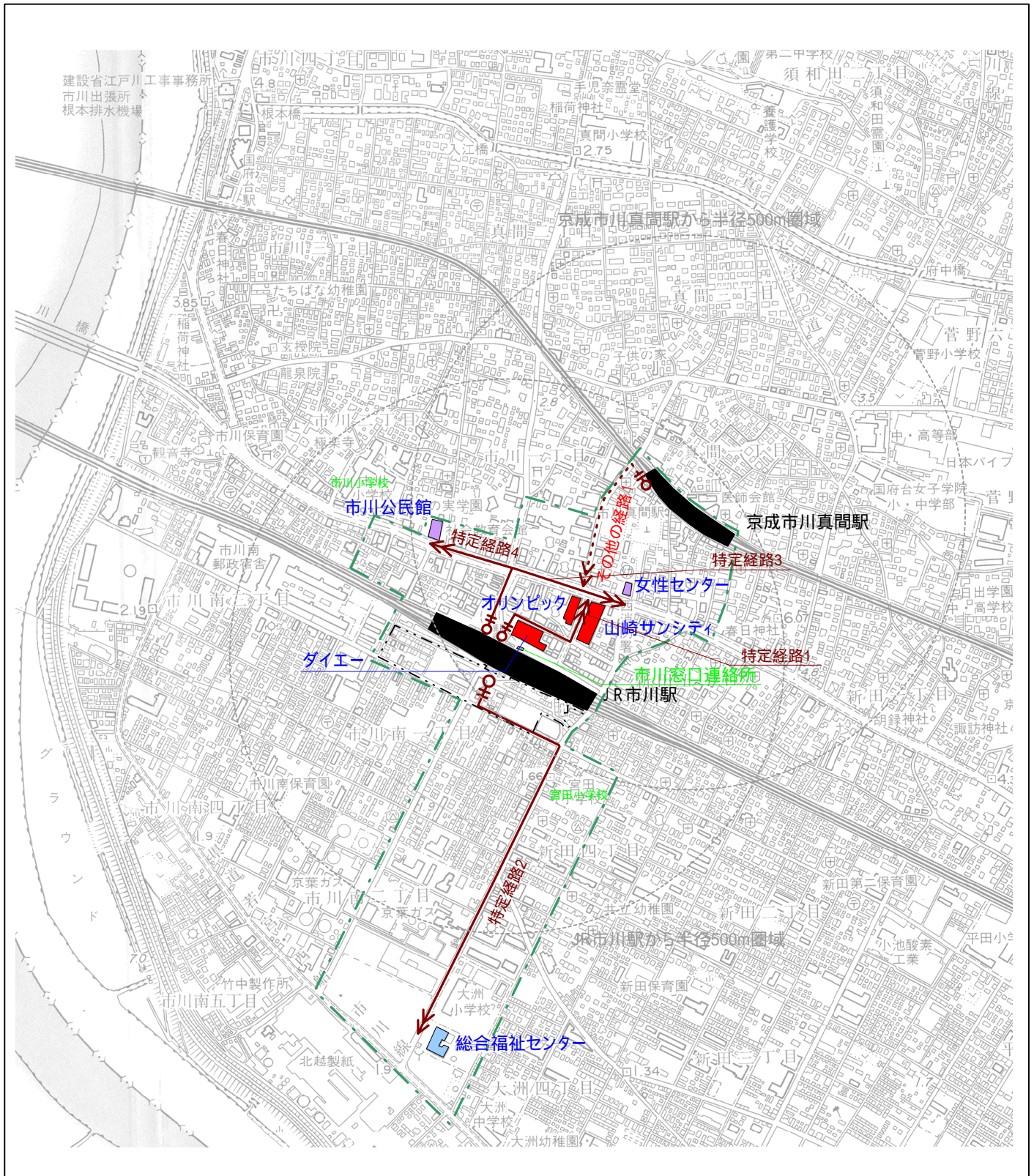
特定旅客施設(駅)から「高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」(徒歩圏)までの経路で、平成 22 年までに移動円滑化基準等への適合が義務づけられる経路を「特定経路」として選定する。

また、移動円滑化基準に適合させることができないまでも、または、平成 22 年までに整備できないまでも(22 年以前であっても)、道路管理者独自にバリアフリー化を優先的に実施する経路として「その他の経路」を選定する。特定経路として選定できないが、道路環境整備、道路補修時、周辺整備などに併せて、バリアフリー化を優先的に実施する経路となる。

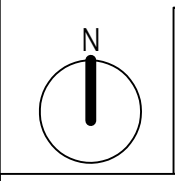
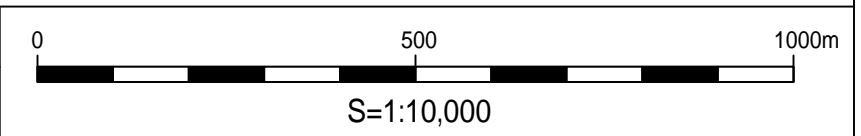
道路管理者等と事業実現性について協議した結果、以下に示すような「特定経路」及び「その他の経路」を選定した。

#### 特定経路及びその他の経路の設定

地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	経路の種別
市川	ダイエー(山崎サンシティ、オリンピック)	1 JR市川駅~市道 5013~	特定経路 1
	総合福祉センター	2 JR市川駅~市道 0119~	特定経路 2
	山崎サンシティ、オリンピック	3 京成市川真間駅~市道 0121~	その他の経路 1
	女性センター	4 JR市川駅~国道 14 号~	特定経路 3
	その他	5 国道 14 号~市川公民館	特定経路 4



凡 例	
	公共施設等
	福祉施設等
	医療施設等
	教育文化施設等
	レクリエーション施設等
	商業施設等
	特定旅客施設
	特定旅客施設(地下)
	重点整備地区
青字:対象施設	緑字:その他施設
	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業区域
	特定経路案
	その他の経路



市川市交通バリアフリー基本構想

## 市川駅地区 重点整備地区・特定経路図

(2) 事業に関する基本的な事項

a. 公共交通特定事業

重点整備地区内に含まれる特定旅客施設について、以下に示す公共交通特定事業を実施する。

公共交通特定事業の内容

重点整備地区名	特定旅客施設	公共交通特定事業の内容
市川駅地区	JR市川駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川駅の1・2番ホーム及び3・4番ホームから中央改札口に至る1の経路について、歩行制約者に対応したエレベーター等の設備を整備する</li> <li>市川駅のコンコース内において、歩行制約者、視覚制約者、聴覚制約者に対応した案内・誘導設備を整備する</li> <li>市川駅のコンコースにおいて、歩行制約者などに対応したトイレ(多機能トイレ)を整備する</li> </ul>
	京成市川真間駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の設備(視覚障害者誘導用ブロック、車いす対応型トイレ、拡幅改札等)に加え、各ホームから駅出口に至る1経路について歩行制約者に対応したエレベーター等の設備を整備する</li> </ul>

重点整備地区名	特定車両	公共交通特定事業の内容
市川駅地区	バス車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>低床式バスの導入を推進する</li> </ul>

重点整備地区名	バス関連施設	公共交通特定事業の内容
市川駅地区	バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じてバス停の改良(低床式バス対応の歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置、時刻表の改良等)を実施する</li> </ul> 歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置は道路管理者との協議により実施

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員へのバリアフリー教育の充実</li> </ul>
----------	---

b. 道路特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す道路特定事業を実施する。

道路特定事業の内容

重点整備地区名	特定経路				道路特定事業の内容	
	番号	出発地	経由地	目的地 含まれる道路		
市川駅地区	1	J R市川駅	ダイエー	山崎サニティ、オリンピック	北口駅前広場	・ 段差解消、平坦性の確保 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修及び設置
				市道5013	・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	
				市道5183	・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	
	2	J R市川駅	再開発地区	総合福祉センター	再開発地区内	・ 再開発にあわせ移動円滑化基準に基づき整備実施
					市道0119	・ 歩道の有効幅員 2.0m の確保 ・ 歩道の波打ち解消 ・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
	3	J R市川駅	国道14号	女性センター	北口駅前広場	・ 1に同じ
					一般県道高塚新田市川線	・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
					国道14号	・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
	4	J R市川駅	国道14号	市川公民館	国道14号	・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
	共通					・ 全ての利用者が、バリアフリー化された経路を認識できるように、主な地点に案内サインを設置する

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>・ すべての人の移動性を確保するため、歩道上にもの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	--



c. 交通安全特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す交通安全特定事業を実施する。

交通安全特定事業の内容

重点整備地区名	対 象	交通安全特定事業の内容
市川駅地区	特定経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、身体障害者等による道路横断の安全確保のための機能（音響機能や高齢者等感应機能など）を付加した信号機、視認性の高い道路標識等の設置</li> </ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定経路内の道路における違法駐車行為の防止のための、取締りの強化、広報・啓発活動の実施</li> <li>交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	--

d. その他の事業

構造的制約があり、交通バリアフリー法の道路構造基準に適合が難しい経路については、年限を設けずにその他の事業として実施し、実情に応じたバリアフリー化を推進する。

その他の事業の内容

重点整備地区名	その他の経路					事業の内容
	番号	出発地	経由地	目的地	含まれる道路	
市川駅地区	1	京成市川真間駅	市道0121	山崎サンティ 柳北 <sup>°</sup> ック	京成市川真間駅周辺道路 市道0121	<p>移動円滑化基準にできる限り準じた整備の実施【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>段差解消、平坦性の確保</li> <li>路側帯のカラー舗装</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> <li>歩行者優先の道路形態（スムーズ歩道等）への改変</li> </ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>すべての人の移動性を確保するため、歩道上にもの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> <li>交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	---

### 3 . 営団行徳駅周辺重点整備地区

#### 1 ) 基本的な方針

以下に市川市全体の基本方針と、地区の特性を反映した個別の基本方針を示す。

##### 市川市全体の基本的な方針

- ・ 平成 22 年までに移動円滑化を実施する。
- ・ 上位計画との整合を図る。
- ・ 人にやさしいまちづくりとの整合を図る。
- ・ 高齢者、身体障害者等の意見を反映した重点整備地区・特定経路の選定を実施する。
- ・ 関係事業者との協議により効果的な移動円滑化を実施する。
- ・ 特定経路は実現可能性の高い経路を選定するが、その他の経路についても良好な歩行空間ネットワークの形成の視点からも他事業でバリアフリー化を推進する。

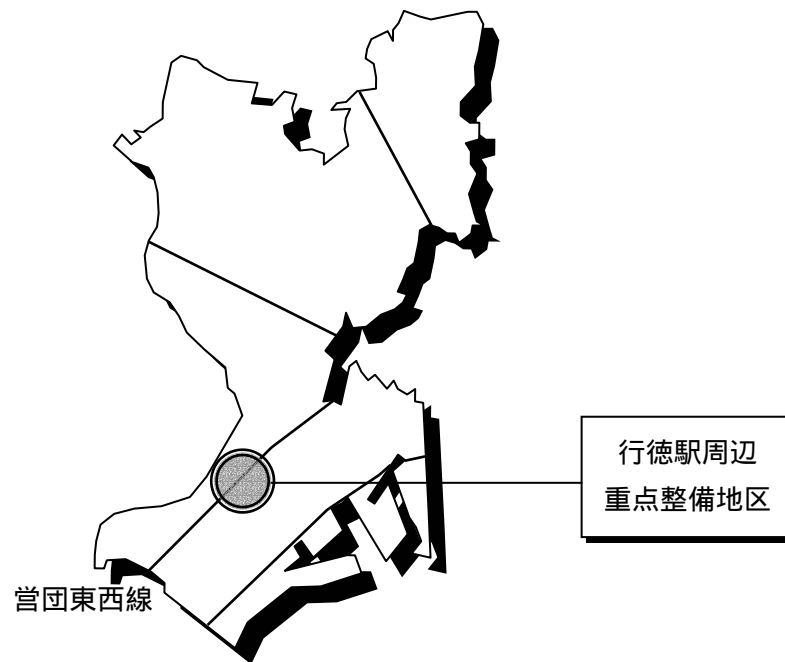
##### 営団行徳駅周辺重点整備地区の基本的な方針

- ・ 特定旅客施設と主要施設を効果的に結ぶ重点的な整備を実施する。

## 2) 位置及び区域

基本構想の対象となる施設、特定旅客施設とその施設を結ぶ重要経路の位置の状況から重点整備地区の区域を設定する。

### (1) 重点整備地区の位置



### (2) 基本構想対象施設

交通バリアフリー法で規定される「特定旅客施設と間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」は主に市民に利用される施設をアンケートの結果から選定する。

#### 基本構想対象施設

地区	特定旅客施設	市民利用施設（アンケート（H12年度実施）で指摘が多かった順に記載） 地域レベル施設（駅を起点とした利用がみられない施設）は除く
行徳	・営団行徳駅	行徳支所 西友行徳店 行徳図書館

### (3) 重要経路

人にやさしい道づくり事業計画、アンケート結果から、バリアフリー化が必要な経路として「重要経路」を選定する。

この「重要経路」をもとに、事業実現性を加味し、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」を選定する。

#### 重要経路

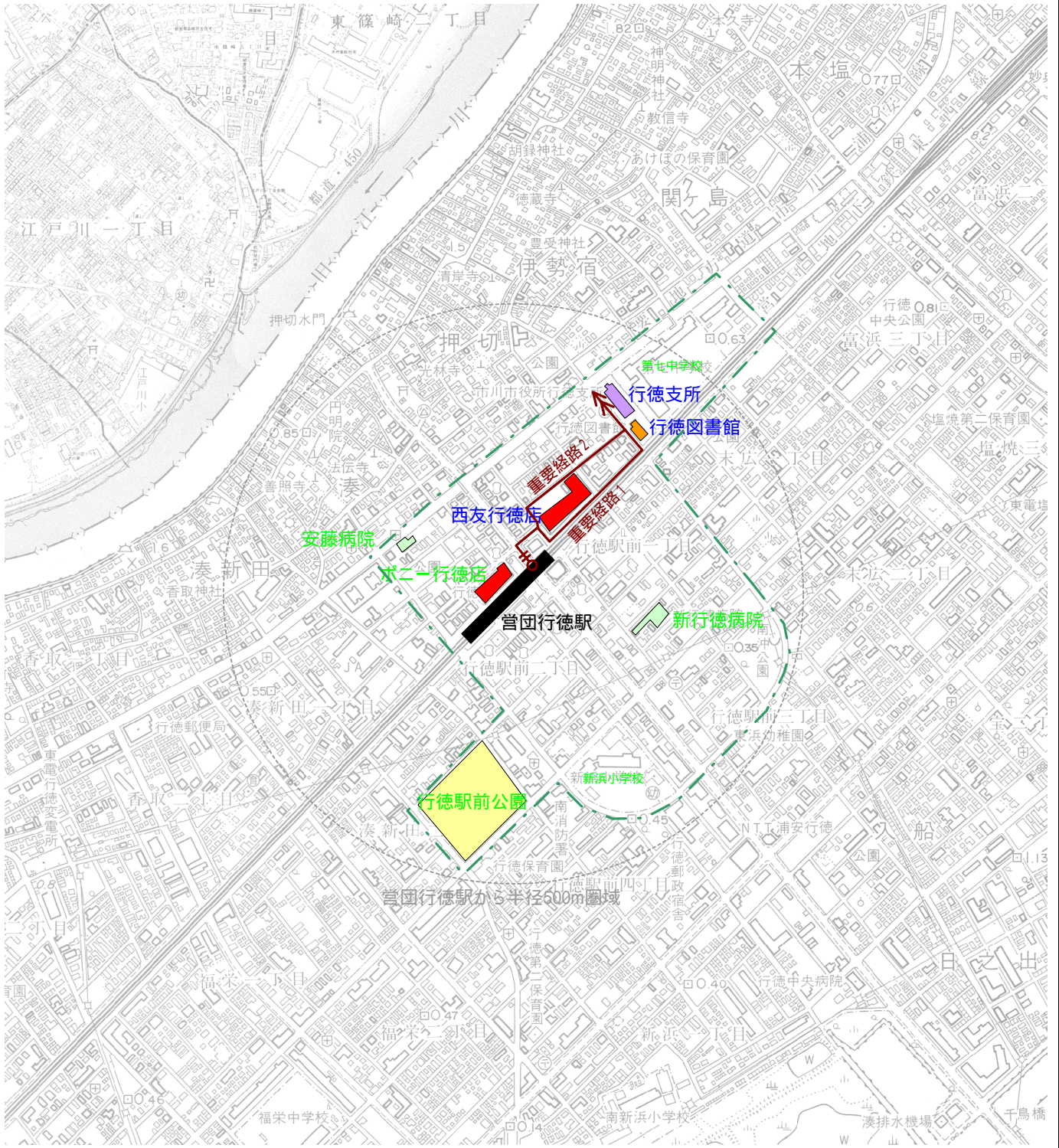
地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	含まれる道路等
行徳	行徳支所、西友行徳店 行徳図書館	1 営団行徳駅～市道 0202～	市道 0104、市道 0202、 市道 0207
		2 営団行徳駅～市道 8011～	市道 0104、市道 0202、 市道 8800、市道 8011

### (4) 重点整備地区の設定

重点整備地区は、基本構想対象施設、重要経路の分布状況、市民利用施設の分布状況等から、道路等明確に区分される境界線に従い具体的線引きを行う。

#### 重点整備地区の概要

重点整備地区名	特定旅客施設	含まれる市民利用施設	面積
行徳駅地区	・営団行徳駅	行徳支所 西友行徳店 行徳図書館	約 38ha



凡 例	
	公共施設等
	福祉施設等
	医療施設等
	教育文化施設等
	レクリエーション施設等
	商業施設等
	特定旅客施設
	特定旅客施設(地下)
	重要経路
	重点整備地区
青字:対象施設 緑字:その他施設	

0 500 1000m

S=1:10,000

N

市川市交通バリアフリー基本構想

**行徳駅地区**  
重要経路・重点整備地区図

### 3) 特定事業及びその他の事業に関する基本的な事項

#### (1) 特定経路の設定

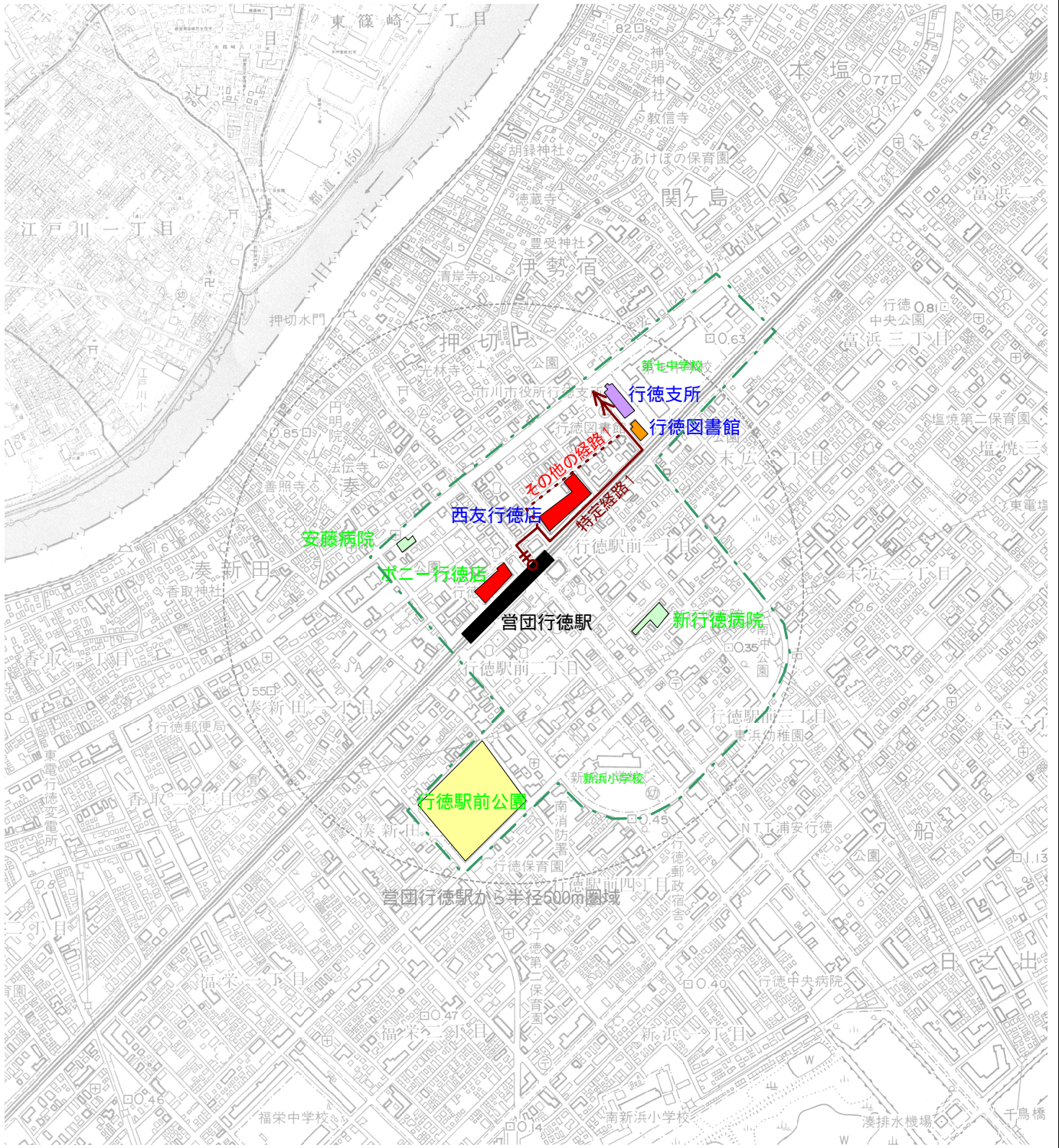
特定旅客施設(駅)から「高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」(徒歩圏)までの経路で、平成 22 年までに移動円滑化基準等への適合が義務づけられる経路を「特定経路」として選定する。

また、移動円滑化基準に適合させることができないまでも、または、平成 22 年までに整備できないまでも(22 年以前であっても)、道路管理者独自にバリアフリー化を優先的に実施する経路として「その他の経路」を選定する。特定経路として選定できないが、道路環境整備、道路補修時、周辺整備などに併せて、バリアフリー化を優先的に実施する経路となる。

道路管理者等と事業実現性について協議した結果、以下に示すような「特定経路」及び「その他の経路」を選定した。

#### 特定経路及びその他の経路の設定

地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	経路の種別
行徳	行徳支所、西 友行徳店 行徳図 書館	1 営団行徳駅～市道 0202～	特定経路 1
		2 営団行徳駅～市道 8011～	その他の経路 1



凡 例	
	公共施設等
	福祉施設等
	医療施設等
	教育文化施設等
	レクリエーション施設等
	商業施設等
	特定旅客施設
	特定旅客施設(地下)
	特定経路案
	その他の経路
	重点整備地区
青字:対象施設 緑字:その他施設	

0 500 1000m

S=1:10,000

N

市川市交通バリアフリー基本構想

**行徳駅地区  
重点整備地区・特定経路図**

( 2 ) 事業に関する基本的な事項

a . 公共交通特定事業

重点整備地区内に含まれる特定旅客施設について、以下に示す公共交通特定事業を実施する。

公共交通特定事業の内容

重点整備地区名	特定旅客施設	公共交通特定事業の内容
行徳駅地区	営団行徳駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改札階(地上)からプラットホームまでの経路に、エレベーター等の設備を整備する</li> <li>・ 障害者対応型トイレの設置を図る</li> <li>・ 視覚障害者対応音響案内設備等の推進を図る</li> <li>・ 聴覚障害者対応情報提供設備の充実を図る</li> </ul> 視覚障害者誘導用ブロックは整備済み

重点整備地区名	特定車両	公共交通特定事業の内容
行徳駅地区	バス車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低床式バスの導入を推進する</li> </ul>

重点整備地区名	バス関連施設	公共交通特定事業の内容
行徳駅地区	バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じてバス停の改良(低床式バス対応の歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置、時刻表の改良等)を実施する</li> </ul> 歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置は道路管理者との協議により実施

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> </ul>
----------	---



b. 道路特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す道路特定事業を実施する。

道路特定事業の内容

重点整備地区名	特定経路				道路特定事業の内容	
	番号	出発地	経由地	目的地		
行徳駅地区	1	営団行徳駅	市道 0202	行徳支所	市道 0104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>
				西友行徳店	市道 0202	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>
				行徳図書館	市道 0207	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の有効幅員 2.0m の確保</li> <li>・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>
	共通				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての利用者が、バリアフリー化された経路を認識できるように、主な地点に案内サインを設置する</li> </ul>	

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>・ すべての人の移動性を確保するため、歩道上にもの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	--

c . 交通安全特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す交通安全特定事業を実施する。

交通安全特定事業の内容

重点整備地区名	対 象	交通安全特定事業の内容
行徳駅地区	特定経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、身体障害者等による道路横断の安全確保のための機能（音響機能や高齢者等感応機能など）を付加した信号機、視認性の高い道路標識等の設置</li> <li>・ 交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定経路内の道路における違法駐車行為の防止のための、取締りの強化、広報・啓発活動の実施</li> </ul>
----------	---

d . その他の事業

構造的制約があり、交通バリアフリー法の道路構造基準に適合が難しい経路については、年限を設けず長期的にその他の事業として実施し、実情に応じたバリアフリー化を推進する。

その他の事業の内容

重点整備地区名	その他の経路					事業の内容
	番号	出発地	経由地	目的地	含まれる道路	
行徳駅地区	1	営 団 行 徳 駅	市道 8011	行徳支所 西友行徳 行徳図書館	市道 0104	・ 道路特定事業で実施
					市道 0202	・ 道路特定事業で実施
					市道 8800	移動円滑化基準にできる限り 準じた整備の実施 【例】
					市道 8011	

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>・ すべての人の移動性を確保するため、歩道上にもの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> <li>・ 交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	---

## 4 . 営団南行徳周辺重点整備地区

### 1 ) 基本的な方針

以下に市川市全体の基本方針と、地区の特性を反映した個別の基本方針を示す。

#### 市川市全体の基本的な方針

- ・ 平成 22 年までに移動円滑化を実施する。
- ・ 上位計画との整合を図る。
- ・ 人にやさしいまちづくりとの整合を図る。
- ・ 高齢者、身体障害者等の意見を反映した重点整備地区・特定経路の選定を実施する。
- ・ 関係事業者との協議により効果的な移動円滑化を実施する。
- ・ 特定経路は実現可能性の高い経路を選定するが、その他の経路についても良好な歩行空間ネットワークの形成の視点からも他事業でバリアフリー化を推進する。

#### 営団南行徳周辺重点整備地区の基本的な方針

- ・ 特定旅客施設と主要施設を結ぶ重点的な整備を実施する。

## 4 . 営団南行徳周辺重点整備地区

### 1 ) 基本的な方針

以下に市川市全体の基本方針と、地区の特性を反映した個別の基本方針を示す。

#### 市川市全体の基本的な方針

- ・ 平成 22 年までに移動円滑化を実施する。
- ・ 上位計画との整合を図る。
- ・ 人にやさしいまちづくりとの整合を図る。
- ・ 高齢者、身体障害者等の意見を反映した重点整備地区・特定経路の選定を実施する。
- ・ 関係事業者との協議により効果的な移動円滑化を実施する。
- ・ 特定経路は実現可能性の高い経路を選定するが、その他の経路についても良好な歩行空間ネットワークの形成の視点からも他事業でバリアフリー化を推進する。

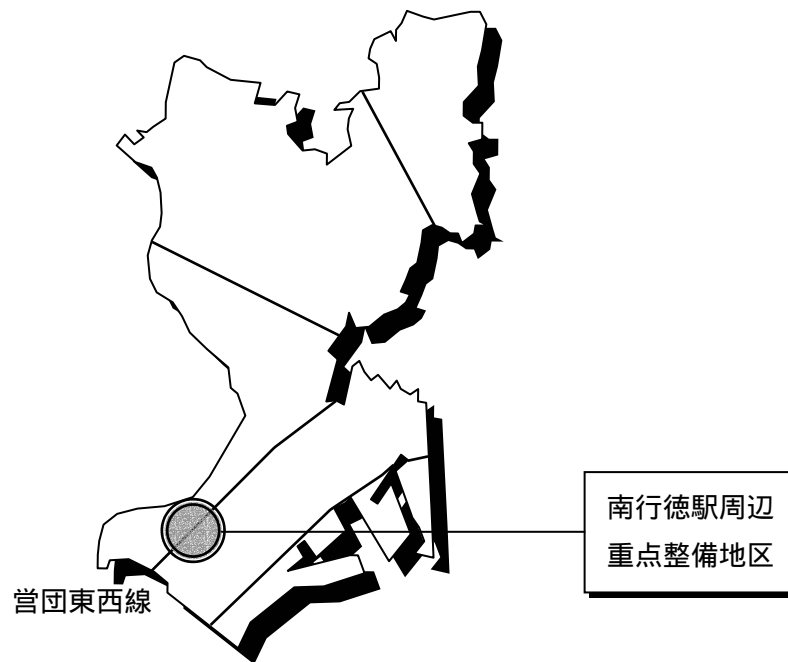
#### 営団南行徳周辺重点整備地区の基本的な方針

- ・ 特定旅客施設と主要施設を結ぶ重点的な整備を実施する。

## 2) 位置及び区域

基本構想の対象となる施設、特定旅客施設とその施設を結ぶ重要経路の位置の状況から重点整備地区の区域を設定する。

### (1) 重点整備地区の位置



### (2) 基本構想対象施設

交通バリアフリー法で規定される「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」は主に市民に利用される施設をアンケートの結果から選定する。

#### 基本構想対象施設

地区	特定旅客施設	市民利用施設（アンケート（H12年度実施）で指摘が多かった順に記載） 地域レベル施設（駅を起点とした利用がみられない施設）は除く
南行徳	・営団南行徳駅	南行徳市民センター

### (3) 重要経路

人にやさしい道づくり事業計画、アンケート結果から、バリアフリー化が必要な経路として「重要経路」を選定する。

この「重要経路」をもとに、事業実現性を加味し、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」を選定する。

#### 重要経路

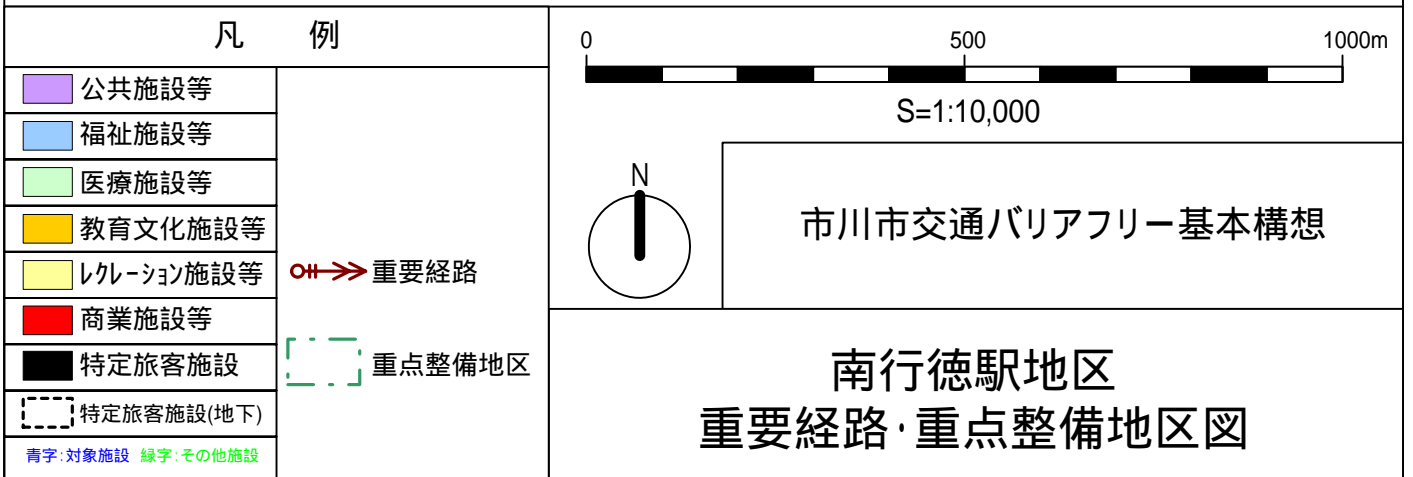
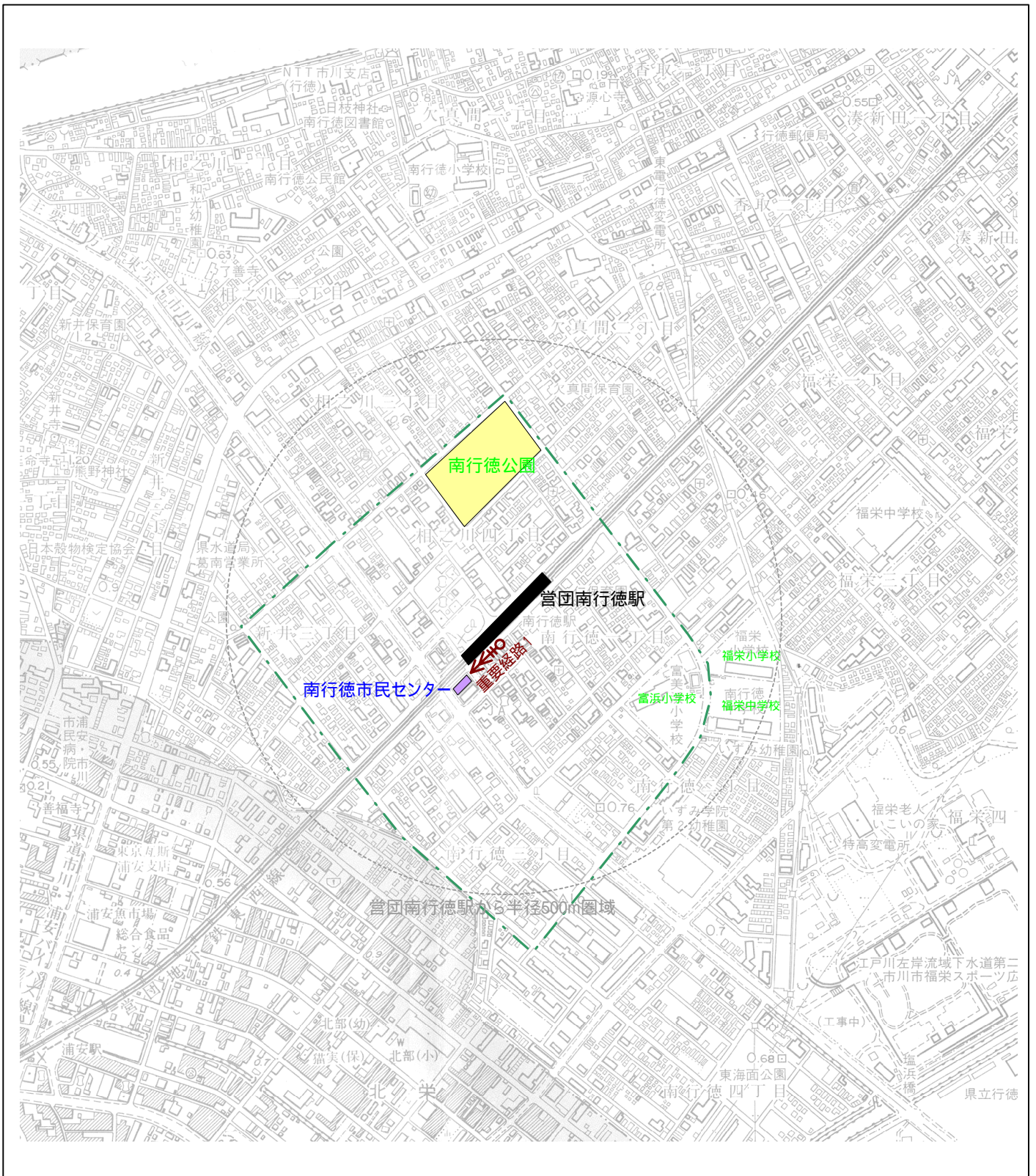
地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	含まれる道路等
南行徳	南行徳市民センター	1 営団南行徳駅～市道 0203～	市道 0203

### (4) 重点整備地区の設定

重点整備地区は、基本構想対象施設、重要経路の分布状況、市民利用施設の分布状況等から、道路等明確に区分される境界線に従い具体的線引きを行う。

#### 重点整備地区の概要

重点整備地区名	特定旅客施設	含まれる市民利用施設	面積
南行徳駅地区	・営団南行徳駅	南行徳市民センター	約 45ha



### 3) 特定事業及びその他の事業に関する基本的な事項

#### (1) 特定経路の設定

特定旅客施設(駅)から「高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」(徒歩圏)までの経路で、平成 22 年までに移動円滑化基準等への適合が義務づけられる経路を「特定経路」として選定する。

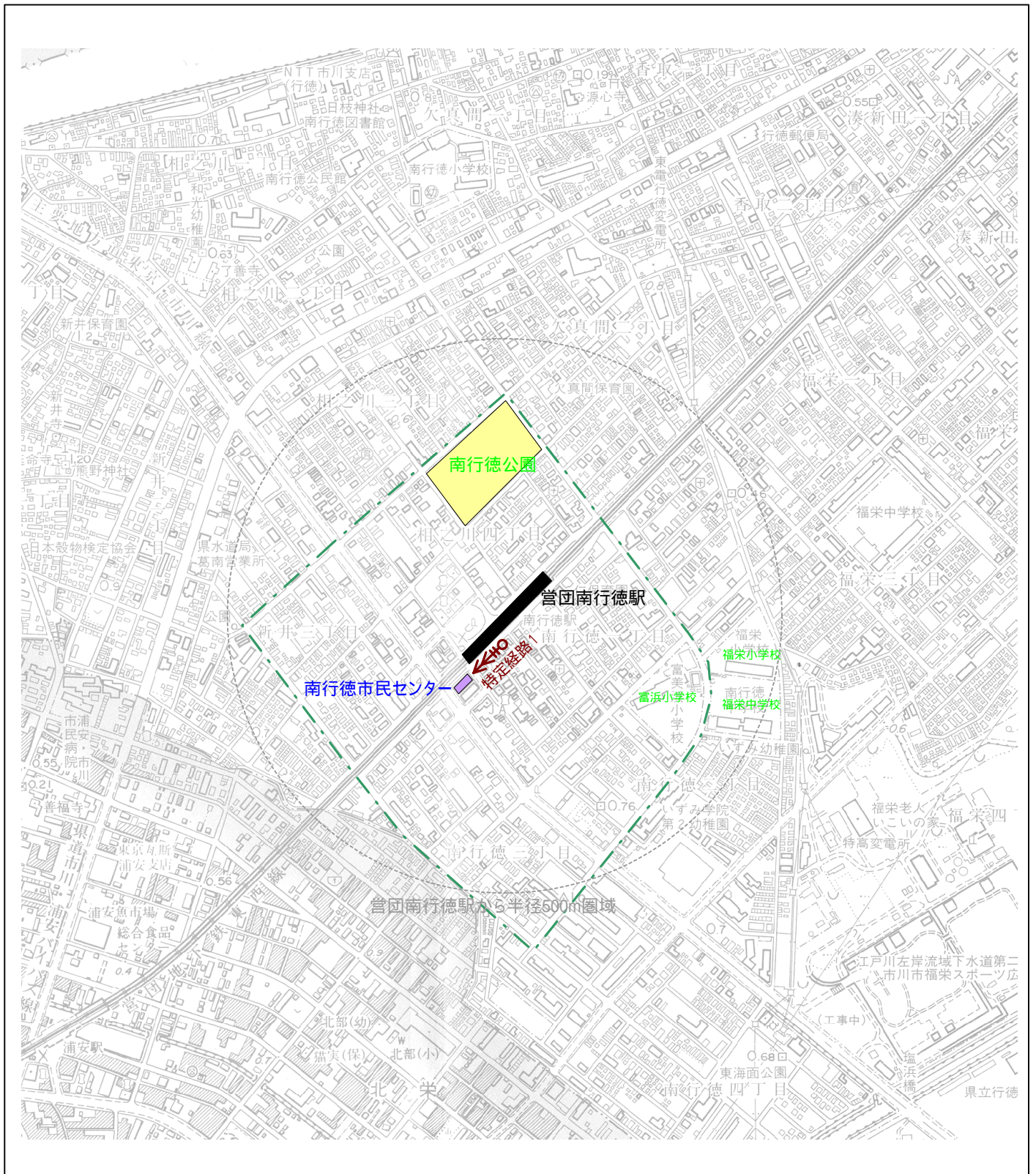
また、移動円滑化基準に適合させることができないまでも、または、平成 22 年までに整備できないまでも(平成 22 年以前であっても)道路管理者独自にバリアフリー化を優先的に実施する経路として「その他の経路」を選定する。特定経路として選定できないが、道路環境整備、道路補修時、周辺整備などに併せて、バリアフリー化を優先的に実施する経路となる。

道路管理者等と事業実現性について協議した結果、以下に示すよう「特定経路」のみの選定をした。

#### 特定経路及びその他の経路の設定

地区	市民利用施設 (目的地)	重要経路	経路の種別
南 行 徳	南行徳市民センター	1 営団南行徳駅～市道 0203～	特定経路 1





凡 例	
	公共施設等
	福祉施設等
	医療施設等
	教育文化施設等
	レクリエーション施設等
	商業施設等
	特定旅客施設
	特定旅客施設(地下)
	特定経路案
	その他の経路
	重点整備地区
青字:対象施設 緑字:その他施設	

0 500 1000m

S=1:10,000

N

市川市交通バリアフリー基本構想

**南行徳駅地区  
重点整備地区・特定経路図**

(2) 事業に関する基本的な事項

a. 公共交通特定事業

重点整備地区内に含まれる特定旅客施設について、以下に示す公共交通特定事業を実施する。

公共交通特定事業の内容

重点整備地区名	特定旅客施設	公共交通特定事業の内容
南行徳駅地区	営団南行徳駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上から改札階、改札階からプラットフォームまでの経路に、エレベーター等の設備を整備する</li> <li>・ 障害者対応型トイレの設置を図る</li> <li>・ 視覚障害者対応音響案内設備等の推進を図る</li> <li>・ 聴覚障害者対応情報提供設備の充実を図る</li> </ul> 視覚障害者誘導用ブロックは整備済み

重点整備地区名	特定車両	公共交通特定事業の内容
南行徳駅地区	バス車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低床式バスの導入を推進する</li> </ul>

重点整備地区名	バス関連施設	公共交通特定事業の内容
南行徳駅地区	バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じてバス停の改良（低床式バス対応の歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置、時刻表の改良等）を実施する</li> </ul> 歩道改良、上屋の整備、ベンチの設置は道路管理者との協議により実施

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> </ul>
----------	---

b. 道路特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す道路特定事業を実施する。

道路特定事業の内容

重点整備地区名	特定経路					道路特定事業の内容
	番号	出発地	経由地	目的地	含まれる道路	
南行徳駅地区	1	営団南行徳駅	市道 0203	南行徳市民センター	市道 0203	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点部（平坦部、勾配、段差等）の改良</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>
	共通					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての利用者が、バリアフリー化された経路を認識できるように、主な地点に案内サインを設置する</li> </ul>

また、ソフト的な取り組みを以下に示す。

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>・ すべての人の移動性を確保するため、歩道上にももの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	---

c. 交通安全特定事業

重点整備地区内に含まれる特定経路について、以下に示す交通安全特定事業を実施する。

交通安全特定事業の内容

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定経路内の道路における違法駐車行為の防止のための、取締りの強化、広報・啓発活動の実施</li> <li>・ 交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	--

d. その他の事業

以下のソフト的な取り組みを実施する。

その他の事業の内容

ソフト的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員へのバリアフリー教育の充実</li> <li>・ すべての人の移動性を確保するため、歩道上にももの（看板、自転車、自動車など）を放置しないよう指導、啓発活動を行う</li> <li>・ 交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行う</li> </ul>
----------	--

## 基本構想実現に向けて

ここに定めた市川市交通バリアフリー基本構想を効果的に実現させるために、以下の方策が必要である。

### 1．心のバリアフリーの推進

これまで、市川市では「疑似体験会」や「人にやさしいまちづくりシンポジウム」等において、市職員をはじめ広く市民とともに、人にやさしいまちについて共通認識の醸成を図ってきた。

また、平成 14、15 年において、身体障害者団体等の市民が、自らが住むまちについて問題点を探る「まち歩き調査」を自発的に実施するなど、近年ボランティア活動も含め、交通バリアフリーに対する市民意識も高まりを見せている。

市川市はこの交通バリアフリー基本構想を策定し、平成 22 年までにハード面（施設整備等）でのバリアフリー化を推進することになるが、一方、障害のある方や高齢の方、妊娠中の方、子供連れの方、けがをされている方等、様々な移動制約のある人たちが快適に生活するためには、周りにいる人たちの気遣い・手助けが必要となる。視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車、歩道幅員を狭める放置物件など運用面での課題は多く、ハード整備を効果的に機能させるためには、ソフト（心）のバリアフリーが不可欠である。

市川市では、これまでの取り組みに加え、ハード面での特定事業の推進とともに、交通バリアフリーに対する市民意識を高めるための広報・啓発活動を推進する。市職員のバリアフリーに関する研修をはじめ、学校教育や公民館等におけるバリアフリーに関する生涯学習、広報紙による啓発活動、ボランティアやNPO等との連携、市民参加による人にやさしいまちづくりの推進の一層の拡大など、積極的に取り組んでいく。

### 2．特定事業の推進

今回策定した交通バリアフリー基本構想をもとに、交通関連の各事業者は特定事業計画（公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、交通安全特定事業計画）を作成しなければならない。各事業者はこの特定事業計画をもとに平成 22 年までに特定事業を実施する。

この基本構想で示された内容が確実に実現されるために、基本構想を作成した市川市は各事業者の取り組みに協力するとともに、各事業の進捗状況を把握し、必要に応じて各事業者に対し意見を行わなければならない。

また、ハード、ソフト両面におけるバリアフリー整備の効果を高めていくために、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき、継続的改善に取り組む必要がある。

このことから、市川市は、交通バリアフリー基本構想作成後も特定事業計画の作成状況の把握、特定事業等の実施状況の把握、事業実施後の点検と改善策の提案を継続的に行っていくため、(仮)「市川市交通バリアフリー事業推進委員会」を設置し事業の推進を図る。

### 3．市民と行政のパートナーシップ

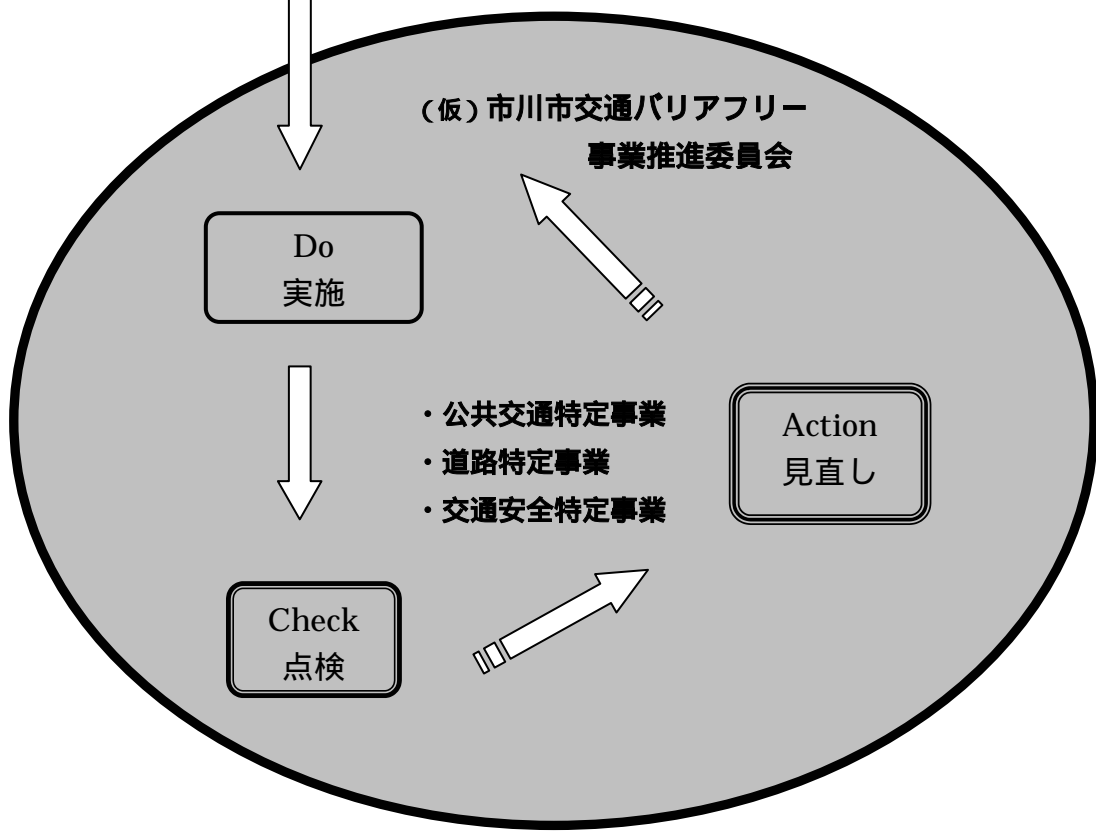
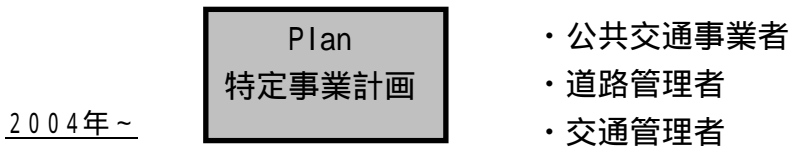
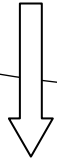
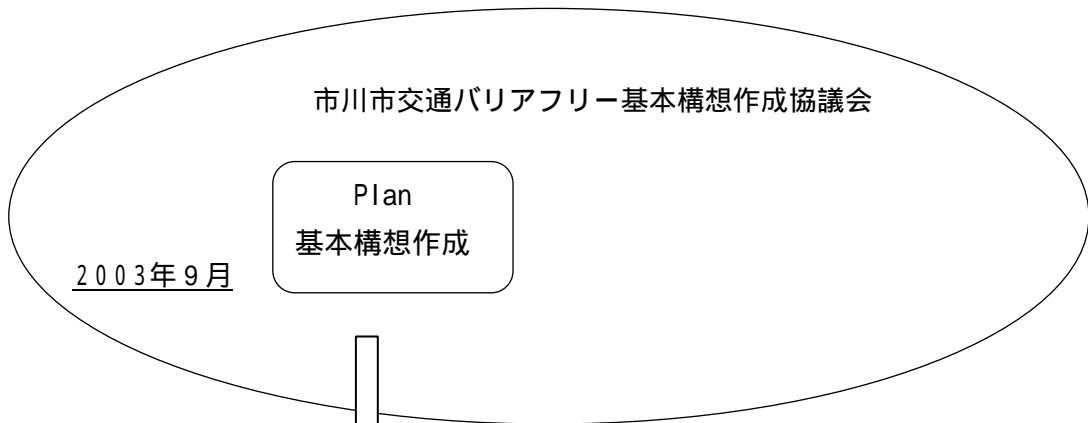
交通バリアフリー基本構想は、市民と行政のパートナーシップで推進されるものであり、上記1.「心のバリアフリーの推進」とともに、そのひとつの方策として以下のような機構を置くことにより、市民参加のかたちで進めて行く。

(1)名称：(仮)市川市交通バリアフリー事業推進委員会

(2)目的：市川市交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画について、事業の実施、進捗状況の把握、点検、見直しを行いすべてのひとの移動が円滑に行われることを目的とする。

(3)構成：学識経験者、高齢者・身体障害者等の関係者団体代表者等とし、任期は特定事業の実施状況を踏まえ、概ね平成22年までを目処とする。

(4)役割等：交通バリアフリー基本構想に基づき作成された各特定事業計画について、事業の内容、実施状況等について点検・見直し等するため関係者からの説明、資料の提出等を求め、協議等することができる。



## 人にやさしいまちづくりへの取り組み

市川市では交通バリアフリー基本構想をひとつの起爆剤として、今後も継続的に人にやさしいまちづくりに取り組む。ここでは、特に交通バリアフリーに関わる取り組みについて示す。

### 1．市全域のバリアフリー化

基本構想に明確に位置づけたように、交通バリアフリー基本構想は「人にやさしいまちづくり」の一環として、特に利用者の多い旅客施設を中心とした一定地区のバリアフリー化を、構造上の実現可能性を十分に議論した上で重点的かつ一体的に行うことを目的として策定されたものである。

市川市では、より効果的な整備を実現するために、基本構想を作成する重点整備地区を4地区指定し、基本構想を作成した。基本構想は確実なバリアフリー化について、目標期間を定め、重点的に実施することを目的としており、今後の「人にやさしいまちづくり」の起爆剤として機能するものである。

将来的には、この4地区に限らず、全市的な視点からバリアフリー化を中長期的・段階的に実施していく必要がある。

#### その他駅周辺地区のバリアフリー化

交通バリアフリー法の特定旅客施設の要件である一日の平均利用者数 5,000 人以上の駅は、今回基本構想において定めた4地区以外にもあり、基本構想の具現化の可能性また駅周辺一体的整備の可能性等を継続して検討していく。

特に交通結節点の機能強化の必要性が高い地区として市川大野駅周辺地区があるが、道路管理者及び公共交通事業者と連携し、一体的なバリアフリー化を推進する。

#### その他地区のバリアフリー化

駅周辺に該当しない地区についても、バリアフリー化に取り組む必要性の高い地区は多い。道路改良工事等にあわせ、移動円滑化基準をできる限り準用したバリアフリー整備を実施していき、将来的には市全域のバリアフリー化を推進する。

### 2．社会情勢変化への柔軟な対応

近年、交通を取り巻く環境は大きく変化している。

平成15年4月1日にハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築

物の建築の促進に関する法律（平成 6 年）が改正され、一定条件の建築物に対しバリアフリー化が義務づけられた。これに伴い、交通バリアフリー法では対象外であった、公共施設等のバリアフリーの強化が図られ、目的施設内までの連続した移動円滑化が期待される。

公共施設については、ハートビル法及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、今後もバリアフリー化整備を推進していくこととし、民間施設についても、ハートビル法の周知徹底を図るとともに協力要請を行っていく。

また、音声案内誘導、サインシステム、電動車いすなど、移動支援機器の技術開発もめざましいものがあり、今後はさらなる快適な移動環境の実現の可能性が見込まれ、障害のある方や高齢の方等のニーズの高度化、多様化も十分に予想される。

このことから、国の施策方向性や技術開発、市民ニーズの変化など、変化する社会情勢に柔軟に対応し、これらを市の計画、施策にフィードバックしつつ、快適な移動環境の創出に努めていく。

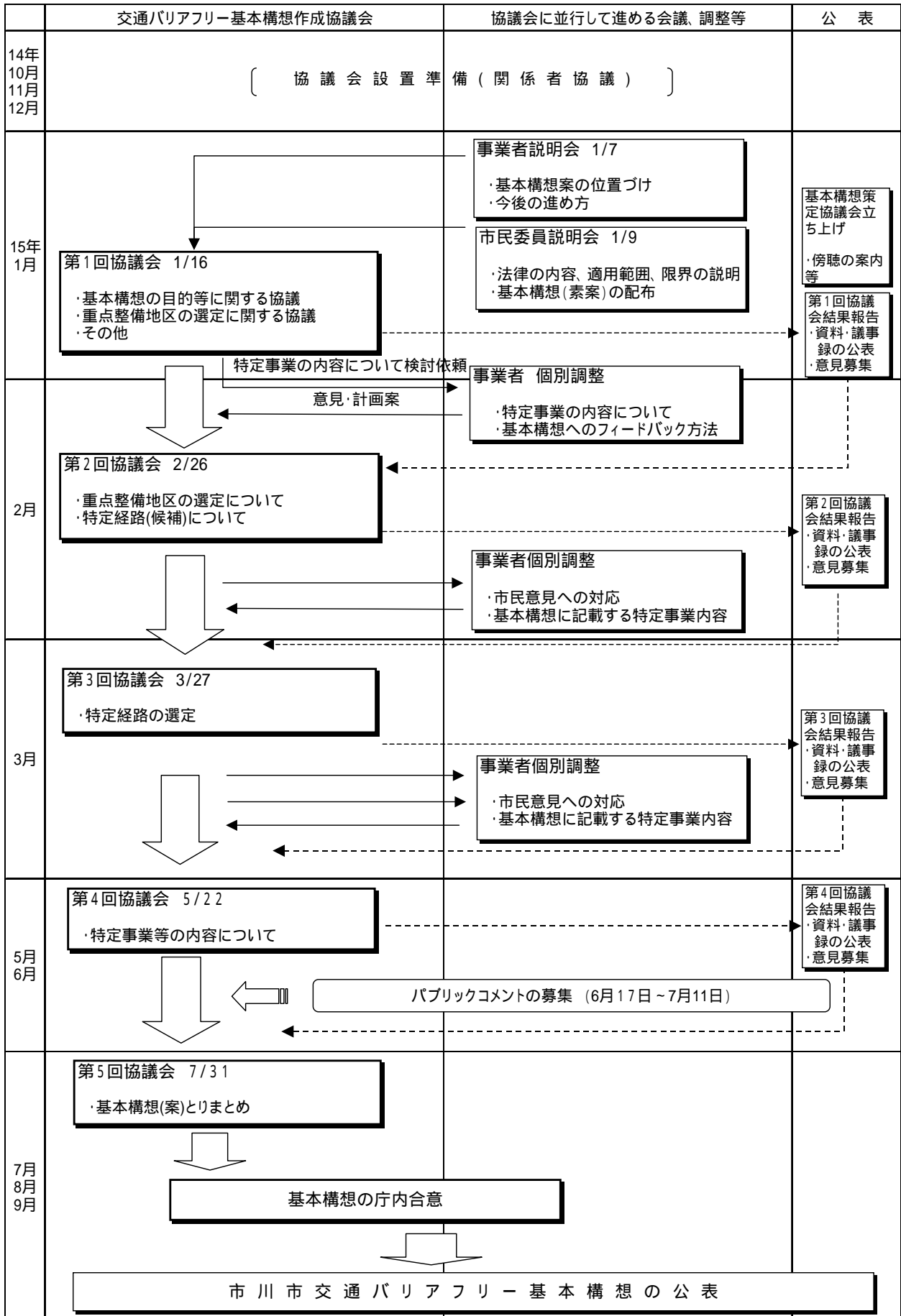


< < 資料編 > >

資料1 市川市交通バリアフリー基本構想作成協議会 委員名簿

	所 属	所 属 機 関	氏 名	備 考
1	高齢者団体・ 障害者団体 等	市川市身体障害者福祉会会長	柴田 剛直	
2		市川市視覚障害者福祉会会長	野呂 龍	
3		市川市ろう者協会副会長	藤井 理仁	
4		自立生活センター「サポート市川」代表	池谷 征夫	
5		市川市高齢者クラブ連合会副会長	若松 清	
6		市川市自治会連合会副会長	大塚 功一	
7	学識経験者	千葉商科大学政策情報学部助教授	田中 美子	会 長
8		市川市社会福祉協議会会長	岡野谷 守利	副会長
9	公共 交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部(企画)設備計画副課長	荒川 博英 田澤 貴志	前任 後任
10		東京都交通局工務部計画課 課長	野崎 誠貴	
11		帝都高速度交通営団運輸本部運輸部施設課 課長	田川 稔	
12		京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理課 課長	有賀 久章	
13		京成電鉄株式会社自動車本部営業課 課長	小澤 正	
14		京成トランジットバス株式会社常務取締役	日暮 訓和 桜井 孝信	前任 後任
15		市川交通株式会社(市川ライバス)専務取締役	長谷川 清	
16	道路管理者	千葉県葛南土木事務所 調整課 課長	山田 雅義 齋藤 喜四郎	前任 後任
17		市川市道路管理課 課長	水上 弘	
18	公安委員会	千葉県警察本部交通規制課 係長	栗本 豊	
19		千葉県市川警察署交通課 課長	後藤 啓一	
20		千葉県行徳警察署交通課 課長	佐藤 武	
21	国関係機関	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所 交通対策課 課長	飯塚 隆 堀内 俊一	前任 後任
22		国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政課 課長	花崎 幸一	
23	市	保健福祉政策室 室長	春日 幹雄	
24		自転車対策課 課長	森田 明 新木 等	前任 後任
オブザーバー		千葉県総合企画部交通計画課	井上 正史	
		市川市道路建設課 課長	門脇 正俊	

## 資料2 市川市交通バリアフリー基本構想作成フロー



### 資料3 パブリックコメントについて

- 1 **パブリックコメント募集期間** 平成15年6月16日(月)から7月11日(金)
- 2 **資料の公表期間** 同上
- 3 **資料の公表方法** 市川市ホームページ、市川市交通計画課内
- 4 **パブリックコメント募集の周知方法** 市川市ホームページ、市川市広報
- 5 **パブリックコメント結果** 5名の方からいただきました。(メール1、FAX1、市役所へ持参3)
- 6 **パブリックコメント結果対応一覧**

NO 1

項目	意見	対応
1. 基本構想作成の基本方針(基本的な考え方)	「交通バリアフリー法」が施行され、新設の駅、バスターミナルなどのバリアフリー化が交通事業者に義務付けられたのに加え、旅客施設とその周辺環境整備に市町村が果たす役割が大きくなった。しかし自治体の出足は鈍い。街のバリアフリー化をどう進めるのか、「人によってバリア(障壁)は様々である。車椅子にとっては段差のない歩道が移動しやすいが、視覚障害者にとっては車道との間に段差があったほうが安心できる。点字ブロックも車椅子の通行の障害になる、故に「お互いのバリアを少しでも低くしていくために徹底して話し合うことが必要である。」(中略)従って、章基本構想作成の基本方針 1. 基本的な考え方を図のように(24項)進めるべきと考えます。一口にバリアフリー化と言っても、健常者、車椅子、視覚障害者、聴覚障害者すべての人にやさしい道づくりをしなければならぬと考えます。	基本構想については身体障害者の方、視覚障害者の方、聴覚障害者の方等を構成員とした協議会で協議しております。また、今後の各事業の推進においても、ご意見の主旨を踏まえ、障害者の方々等の参加する事業の進行管理を行う機構を設置する考えです。
2. 心のバリアフリーの推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出中に少しでも不便を感じたら、車椅子使用者に限らず、多くのひとが市民として意見を言ってもらいたい。</li> <li>・ 「心のバリアフリー」には市民同士の連帯感が必要だと思う。</li> </ul>	市民ひとりひとりがバリアフリーに対して、意識の醸成、福祉の精神をもってもらえるよう、基本構想を踏まえ、市民参加によるひとにやさしいまちづくりの推進に積極的に取り組んでいきます。
2. 各地区基本構想 3) 特定事業及びその他の事業に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (現状では)透水性舗装の道路が少ない。(透水性舗装にすれば)道路の傾斜がいらなくなり、車椅子、ベビーカー、視覚障害者を持つ人が大変助かると思う。</li> <li>・ 見通しの悪い交差点の手前(50~60m)を「車が通ると音がして車の接近がわかる。」「車が減速する。」ような特殊な舗装にする。</li> <li>・ 裏通りは、速度規制を徹底する。(10km以下等)</li> </ul>	<p>ご意見いただいた内容は、道路特定事業実施の際の具体的項目に関するものと思われます。基本構想の段階での「道路特定事業の内容」に明記するまでには至りませんが、ご意見を参考に「特定事業計画」策定の際に道路事業者との調整に進みたいと考えます。</p> <p>ご意見の主旨を踏まえ、車を運転する人をはじめ、すべての人が交通法規の遵守に努めるよう広報、啓発活動を行うことを、「交通安全特定事業」及び、「その他事業」の「ソフト的取り組み」に追加明記します。</p>

3. 特定事業の推進について	P(プラン)D(ドゥ)C(チェック)A(アクション)の取り組みに触れているが、それら全ての段階に市民参加が必要だと思う。ここに市民と行政のパートナーシップを盛り込めないだろうか。	ご意見の主旨を踏まえ、事業推進の段階において、障害者の方々等、市民参加による事業の進捗管理を行う機構の設置を基本構想に明記します。
	基本構想の次は事業の実施計画になるのか。今後の流れを図表などでしめすことで、基本構想の役割とバリアフリーの推進がわかりやすくなるのではないか。	基本構想作成後は特定事業計画の作成、事業の実施となります。ご意見の主旨を踏まえ基本構想作成から事業実施までの流れを図表を基本構想に明記します。
	最近では障害者トイレが増え非常にありがたいが、「果たしてこれで完全なのか」という思いがある。トイレに限らず、駅のエレベーターなども、計画の段階から設置すれば、あとから整備するより簡単にできると思う。その設置のときには、車椅子利用者や他の障害を持つひと(視覚障害など)、また、高齢者や妊婦などの意見も取り入れてほしい。	基本構想の作成後は、各事業者で特定事業計画を作成し、事業を実施することとなります。各事業者へはその過程で障害者や高齢者等の意見を反映させられるよう各事業者との調整に進みたいと考えます。
4. 基本構想全般について	(前文略) 私自身これまで、周辺違法駐車への対応を依頼するために数十回にわたり駅前交番などへも依頼に参っております。しかし、現実は何の対処もされていません。ご指摘させていただいている通りは、非常に交通事故の多い通りであるとお聞きしております。違法駐車が多くあると、ドライバーは少しでも早く通り過ぎようとスピードを上げます。そこで出会い頭での事故が発生したりすると思います。このような現実を後目に、表面では市民によい姿勢を見せて、裏では集客のため違法駐車を見過ごすような姿勢では、人にやさしい良い行政とはいえないのでは無いのでしょうか。違法駐車車の車の後ろに、障害者の方を乗せた車を止めて、乗り降りしていただくこと等を考えておられるのでしょうか。まずは、足元を見つめて、その上ですばらしい構想をプランニング頂きたいと思えます。このような構想をお考えいただくならば、何か実施した実績だけを作るのではなく、根本的に改善をおこなうことを本気でお考え頂きたいと存じます。(中略)行政へ期待する者からの決して苦情ではなく、前向きな意見としてご理解をいただければ幸いです。	ご意見の主旨を踏まえ、根本的解決について検討を進めていきます。
5. その他	街づくりの会に参加しているが、バリアフリーのみち歩きを通して心のバリアを体験した。基本構想の中で「心のバリアフリー」が強調されているのはとても意義深いことだと思う。	心のバリアフリーの果たす面が大きいと認識しています。市としても市民参加によるひとにやさしいまちづくりの推進に積極的に取り組んでいきます。

## 資料4 用語集

### あ行

#### ■ 市川市人にやさしいまちづくり連絡調整会議

全ての人々が安全で快適に暮らせる生活空間づくりを目指し、庁内組織として関係各課の事務事業について連携強化を図るため平成13年度に設置したものの。

#### ■ 市川市人にやさしい道づくり事業

駅周辺、半径500m以内をバリアフリー化最重点施設整備区域として歩道整備を行い、高齢者や身体障害者を含む市民が安心して利用できる歩行空間整備を実施するもので、交通バリアフリー法の基本構想の作成に先立ち、平成13年度より実施しているもの。

#### ■ 移動円滑化の促進に関する基本方針

交通バリアフリー法3条に基づき、主務大臣が定める移動円滑化を総合かつ計画的に推進するための基本方針。(平成12年11月15日 国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号)

#### ■ NPO

非営利組織(Non-Profit Organization)の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。

#### ■ オストメイト

オストメイトとは人口肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け腹部に排泄のための孔(ストーマ)を設け、排泄、排尿に対応するための袋(パウチ)を装着している。

### か行

#### ■ 公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン

「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」が義務基準であるのに対し公共交通機関の旅客施設の整備の望ましい内容を示すもの。

#### ■ 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した異動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月15日制定)。公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想を大きな枠組みとする。

#### ■ コミュニティ道路

歩行者と自動車が一つの道を共有する歩車共存という考えでつくられた道路。

## さ行

### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状、点状の突起を持ったブロックのこと。

### ■ 重点整備地区

交通バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。特定旅客施設を中心とし、重点的かつ一体的整備が必要な地区として市町村が定めるもの。

### ■ スムース横断歩道

マウンドアップ形式の歩道の場合、交差点部で進行方向の勾配がついてしまうため、それを解消するために車道を上げて歩道を連続させた形式の歩道。

### ■ セミフラット歩道

歩道の高さが車道よりやや高い（5cm程度）歩道形式をセミフラット形式という。

### ■ その他経路

特定経路としての基準に適合した整備が難しいもの、または、平成22年までの整備時期は約束できないまでも、重点整備地区内の道路として重要な役割を持っているものと認識し、何らかのバリアフリー化の事業を実施するものとして本市独自に選定したもの。

## た行

### ■ 多機能トイレ

車椅子使用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けた多機能なトイレ。

### ■ 地域福祉計画

地域福祉の推進に関して、 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 等を一体的に定める計画。 （社会福祉法に規定）

### ■ 千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉の街づくりに関して、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び、施設等の整備について、必要な事項を定めたもの。

## ■ 低床式バス

車両内の段差が少なく、スムーズな乗降が可能なバス。ノンステップバスとワンステップバスがある。

### ノンステップバス

車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車椅子使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へは行く途中には段がある。

### ワンステップバス

車両内で一段のぼる形式のバス。車椅子使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

## ■ 透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

## ■ 道路構造令

安全かつ円滑な交通が確保できるように、道路の構造の一般的な技術的基準を示したもの。

## ■ 道路の移動円滑化整備ガイドライン

交通バリアフリー法に基づく基本構想に定められる特定経路に関する道路構造の基準。歩道設置、有効幅員 2.0 m の確保などの基準が示されている。

## ■ 特定経路

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設との間の経路。「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」への適合義務がある。

## ■ 特定事業計画

交通バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業がある。

## ■ 特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。



## な行

### ■ 波打ち歩道

マウンドアップ形式の歩道に車両が乗り入れるための切下げ部分が連続して発生し歩道自体が波打った危険な歩道。

### ■ ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、障害者や高齢者などが社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえだ)という考え方。

## は行

### ■ ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

### ■ ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)、一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課した。改正ハートビル法(平成15年4月1日)では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務付けられる。

### ■ バリアフリー化

高齢者や障害者などが社会で活動するなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。

### ■ フラット形式歩道

車道と同じ高さの歩道形式をフラット形式歩道という。

### ■ 歩行空間ネットワーク

歩行による移動の円滑化や快適な歩行空間の形成を図るために、地区を定めて、各種の事業を組み合わせ、安全で快適な歩行空間がネットワークとして整備されるよう、総合的に実施していくことを目的としている。

## ま行

### ■ マウンドアップ形式歩道

車道より高い(10~25cm)歩道形式をマウンドアップ形式歩道という。

## や行

### ■ ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者等の利用に限定せず、全ての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。

## ら行

### ■ 路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。